府政防第３７号
消防災第４号
令和８年１月１６日

各都道府県消防防災主管部長　様

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（調査・企画担当）
消防庁国民保護・防災部防災課長

「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」及び
「市町村における津波避難計画策定指針」の改定について

平素より防災行政の推進にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和７年７月のカムチャツカ半島東方沖を震源とする地震に伴う津波に際しては、炎天下の中、長時間にわたって津波警報が発表され、避難時や避難先での熱中症や、暑さをしのぐために一度避難した場所から別の場所に避難するなど、避難のあり方についての課題が見受けられたことから、大規模地震防災対策推進検討会（令和７年 12 月報告）（別紙１）の指摘を踏まえ、指定緊急避難場所の機能面等についての充実を図ることとしました。

また、津波警報や津波注意報が発表された市町村を対象として、避難指示発令等に関する調査を実施したところ、避難指示の発令やシステムへの入力が遅れた団体や、避難指示の発令基準や避難対象地域を設定していない団体などがあったことが明らかになりました（別紙２）。

ついては、指定緊急避難場所の機能面等の充実や、迅速かつ的確な避難指示発令等を図るため、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き（以下、「手引き」という。）（別紙３）」及び「市町村における津波避難計画策定指針（以下、「指針」という。）（別紙４）」を改定しました。

津波による被害が想定される都道府県におかれても、下記の事項について関係市町村に周知するとともに、必要な助言や支援を行っていただきますようお願いします。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

１　平時からの取組

(1) 避難指示の発令対象地域の設定

指針においては、発令基準における発令対象区域について、津波警報等で発表される津波高に応じて発令対象とする区域が異なるため、市町村毎に発令対象区域をあらかじめ定めておく必要があるとされている。この趣旨を十分に踏まえ、避難指示の発令対象区域を適切に設定すること。

＜参考＞指針 p22-23

津波警報等で発表される津波高に応じて、発令対象とする区域は異なるため、市町村毎に発令対象区域をあらかじめ定めておく必要がある。

発令対象区域を設定する際は、以下に示す設定の考え方に基づき、いざというときに市町村長が躊躇なく発令できるよう、国・都道府県の協力・助言を積極的に求めながら、具体的な区域を設定する。

(1) 大津波警報の発表時：最大クラスの津波により浸水が想定される地域を対象とする

(2) 津波警報の発表時　：海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低いため、高さ３ｍの津波によって浸水が想定される地域を対象とする

(3) 津波注意報の発表時：漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象とする

※「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）も参照されたい。

(2) 避難の方法

防災基本計画においては、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とすること、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市町村は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとすることとされている。

今般のカムチャツカ半島東方沖を震源とする地震に伴う津波の際にも、車避難により渋滞が生じた市町村があったことを踏まえ、やむを得ず自動車避難を行う場合に備え、地域による自動車利用の選定や、駐車スペースの拡充など、住民等の円滑な避難の確保に努めておくこと。

また、大津波警報や津波警報発表中においては、避難した場所から津波リスクがある場所を通過して、別の場所に移動することは避けるべきではあるが、健康上やむを得ない事由等により、緊急的に移動が必要な場合に限っては、最大限、避難者の安全を確保したうえで、津波リスクが低い安全な経路で移動するものとする。

＜参考＞手引き p34（指針 p33-34 に同様の記載あり）

徒歩避難が原則であるが、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合には、交通渋滞等による逃げ遅れが生じないよう、地域による自動車利用の選定や避難経路の確保、駐車スペースの拡充など、あらかじめ安全に避難できる方策を検討し、平時から避難訓練を行うなど住民等の円滑な避難の確保に努めるものとする。

＜参考＞手引き p34、指針 p34

大津波警報や津波警報発表中において、避難した指定緊急避難場所から津波リスクがある場所を通過して、別の場所に移動することは避けるべきである。生命の危険がある等の健康上やむを得ない事由等により、緊急的に移動が必要な場合に限っては、津波の発生状況をスマートフォン等で確認するなど、最大限、避難者の安全を確保したうえで、津波リスクが低い安全な経路で移動するものとする。

(3) 指定緊急避難場所の滞在環境

指定緊急避難場所は、高台にある公園や広場といったオープンスペースや駐車場、グラウンド等の発災後に一定期間滞在する場としては必ずしも適切でない場合がある。しかし、避難が長時間にわたった場合、避難環境によっては熱中症や低体温症などの健康被害が生じる恐れがあるため、熱中症対策及び防寒対策を推進や自助の啓発等、適切に対応すること。

＜参考＞手引き p28、指針 p30

避難が長時間にわたることも想定し、指定緊急避難場所の熱中症対策および防寒対策として、テントや飲料水、冷却剤、防寒具、非常食、簡易トイレなどの備蓄品を可能な範囲で備えることや、防災東屋や防災コンテナなどの施設整備を推奨する。

なお、遠地津波の場合は津波が到達するまでに一定の時間を有することから、避難時に個人で飲料水や体を冷やす冷却グッズや、体を温める防寒グッズなど備蓄品を用意した非常持ち出し袋の携帯を呼びかけるなど自助を促すことも効果的である。

また、指定緊急避難場所は一時退避が目的であり、長時間の滞在は想定していないため、避難者の救助等の観点から避難者を把握することも重要である。無線機やトランシーバー、衛星電話などの設置や、監視カメラ、ドローンなどのデジタルツールの活用などにより、避難者の把握に努めるものとする。

2　発災時の対応

(1) 避難指示の発令

指針においては、津波警報等が発表された場合には、基本的には避難指示のみを発令することとしている。この趣旨を十分に踏まえ、各市町村であらかじめ定めた発令基準に基づき、危険な区域に対して避難指示を発令する等、適切に対応すること。

＜参考＞指針 p49

どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。

※「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）も参照されたい。

(2) 防災情報システムへの入力

また、避難指示の発令状況については、防災情報システムに入力された情報をもとに、国・地方自治体・メディアは全体像を把握するとともに情報発信を行っているため、避難指示の発令後は速やかに防災情報システムに「対象地域・対象世帯・対象人数」を入力すること。

＜本件連絡先＞
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）付
中路、堀尾　（TEL：03-5797-7693）
消防庁国民保護・防災部防災課
木村(聖)、小坂、田崎、木村(将)　（TEL：03-5253-7525）

別紙１

カムチャツカ半島東方沖を震源とする地震に伴う津波における避難手段・緊急避難場所の課題に対する対策

大規模地震防災対策推進検討会（第3回）

令和7年12月1日

内閣府（防災担当）

第2回検討会における主なご意見と対応について

第2回検討会における主なご意見と対応について

主なご意見	対応
・体育館の多くはエアコンの整備が進んでいないため、教室を避難所として開設するなど柔軟な対応が必要である。	・避難所における質の向上を目指し、「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン」において、施設の利用計画作成を促進している。 ・なお、避難所となる学校体育館の空調整備については、令和17年度までに設置率100％とすることを目標とし、文部科学省において補助率を1/2に引き上げて補助を行う等、整備の促進に取り組んでいる。
・避難場所への誘導や避難生活において外国人対応を検討する必要がある。	・地域における訪日外国人旅行者を含めた観光客に対する災害時の対応方針等を定めた観光危機管理計画等の策定を支援。
・津波警報、津波注意報で浸水が想定されるエリアと避難情報が発令されたエリアが異なるのではないか。	対応状況はP3～5参照 ・適切な区域での避難情報の発令を促していく。
・国難災害を念頭に置いたときに、津波避難タワーが本当に機能し有効だったのか、確認すべき。	対応状況はP6参照 ・現時点において津波避難タワーへの避難に支障があった事例は確認していない。
・遠地津波対策と近地津波対策を分けて議論する枠組みをつくるべき。南海トラフなど命を守るための対策であれば、熱中症はセカンドプライオリティーになるのではないか。	・ガイドラインには遠地津波だからできることを明確化する。

津波警報等発表時における避難指示発令対象地域の事前設定状況

● 「避難指示発令対象地域の設定状況」についての市町村アンケート結果は下記のとおり。

※設問は大津波警報・津波警報・津波注意報にかかる避難対象地域の設定の有無を問うものであり、「設定している」場合の内訳は自治体に備考欄へ設定の考え方を記載してもらったものであるため、正確に内容を反映されていない可能性がある。

津波警報等発表時における避難指示発令対象地域の事前設定について

○大津波警報

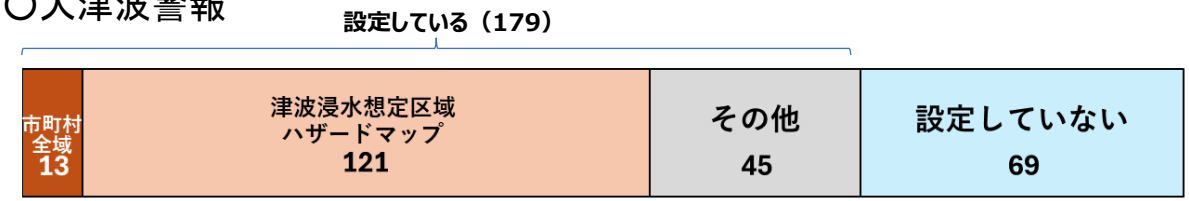

【その他の記載例】
（大津波警報）
標高や地形　など

津波浸水想定区域
最大クラスの津波が悪条件下で発生した場合に想定される浸水区域・水深

○津波警報

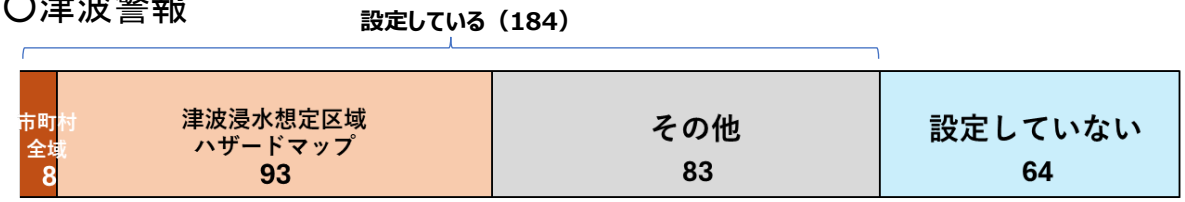

【その他の記載例】
（津波警報）
海抜3m以下の地域、３mの津波により浸水が想定される地域、沿岸部、海や川付近の地域　など

○津波注意報

【その他の記載例】
（津波注意報）
沿岸部、海や川付近の地域　など

津波時における避難指示の発令対象区域の考え方

- 避難情報に関するガイドライン（令和３年５月）において津波に対する発令対象区域の設定について記載。
- 避難指示の発令対象区域は予想津波高に応じて想定される浸水区域を基本としている。

津波警報・注意報の種類

種類	発表基準	発表される津波の高さ	
		数値での発表（予想される津波の高さ区分）	巨大地震の場合の発表
大津波警報 ※2	予想される津波の最大波の高さが高いところで３mを超える場合。	**１０m超** (10m＜予想される津波の最大波の高さ)	**巨大**
		１０m (5m＜予想される津波の最大波の高さ≦10m)	
		５m (3m＜予想される津波の最大波の高さ≦5m)	
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで１mを超え、３m以下の場合。	**３m** (1m＜予想される津波の最大波の高さ≦3m)	**高い**
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで０．２m以上、１m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	**１m** (0.2m≦予想される津波の最大波の高さ≦1m)	（表記しない）

出典：気象庁HP
https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/jishin/joho/tsunamiinfo.html

（避難情報に関するガイドラインより抜粋）

4.5.2手順２：発令対象区域の設定（津波）

津波に対する避難指示の発令対象区域は、津波ハザードマップやその基となる津波災害警戒区域のうち、津波警報等で発表される予想津波高に応じて想定される浸水区域を基本とし、津波災害警戒区域の指定が完了していない市町村においては、津波浸水想定を参考とする。

（１）大津波警報の発表時

最大クラスの津波により浸水が想定される地域を対象とする　⇒ハザードマップ

（２）津波警報の発表時

海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低いため、高さ３mの津波によって浸水が想定される地域を対象とする

（３）津波注意報の発表時

漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等により海側の地域を対象とする

自治体の避難指示の発令対象区域の設定例

- 大津波警報・津波警報・津波注意報による津波高に応じて、避難の対象となる避難情報発令区域を適切に設定している自治体もある。
- 施設整備の状況や、想定される浸水域を踏まえ、適切な範囲に避難指示を発令することが必要。

【神奈川県平塚市の例】

種類	避難情報	避難情報発令区域	とるべき行動
大津波警報(10m超)	避難指示	老松町、榎木町、黒部丘、久領堤、幸町、桜ケ丘、四之宮3丁目、四之宮4丁目、須賀、菫平、千石河岸、袖ケ浜、代官町、高浜台、唐ケ原、中堂、長瀞、撫子原、虹ケ浜、花水台、東八幡5丁目、馬入、馬入本町、札場町、松風町、桃浜町、八重咲町、夕陽ケ丘、龍城ケ丘	近くの高い場所や津波避難ビルへ避難
大津波警報(10m)		老松町、黒部丘、久領堤、幸町、桜ケ丘、菫平、千石河岸、袖ケ浜、代官町、高浜台、 唐ケ原、撫子原、虹ケ浜、花水台、馬入、馬入本町、札場町、松風町、桃浜町、 夕陽ケ丘、龍城ケ丘	
大津波警報(5m)			
津波警報(1～3m)		唐ケ原、撫子原、海岸付近、漁港内、河口周辺の堤防の内側	近くの高い場所や丈夫な建物の上階へ避難
津波注意報(0.2～1m)		海岸付近、漁港内、河口周辺の堤防の内側	海岸付近等から離れる

出典：平塚市HP　津波警報・注意報発表時の避難情報
https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/bosai/page05_00115.html

津波避難タワーの解錠事例

- 津波避難タワーは防犯の観点から平時は施錠し、緊急時に自動で解錠する装置や、破壊可能なドア（蹴破り扉）を設置している事例がある。
- また、上記に加え、避難する地元の自治会長等に鍵を渡すなど二重の対策をとられているところもあり、今回の津波避難においては、支障が生じた事例は確認していない。

震度５弱以上の揺れで鍵保管庫が自動解錠

震度５弱以上、緊急地震速報の発表、大津波警報、津波警報の発表のいずれかの基準で自動解錠

非常時にはドアを蹴破って上階へ避難することが可能

カムチャツカ半島東方沖を震源とする地震に伴う

津波に係るアンケート調査

カムチャツカ半島東方沖を震源とする地震に伴う津波に係る避難実態調査

カムチャツカ半島東方沖を震源とする地震に伴う津波に係る避難実態を把握することを目的に、「住民アンケート調査」や「指定緊急避難場所への避難に関する調査（自治体）」を実施。

①住民アンケート調査

1．調査地域
カムチャツカ半島付近の地震に伴い、津波警報が発令された地域のうち、避難情報を発令した市町村に在住の住民を対象に、４道県〔北海道、東北（宮城県）、関東（神奈川県）、中部（静岡県）〕から４，３００人のデータを回収

2．調査期間
令和7年10月

3．調査方法
WEB調査

4．調査結果（北海道1,281人、東北603人、関東1,499人、中部917人からアンケート回収）
※政府統計共同利用システム（e-Stat）にて公表

あなたは７月３０日に、津波に備えて避難をしましたか。

全体	実数	%
	4,300	100.0
避難した	1,012※1	23.5
避難しなかった	3,288※2	76.5

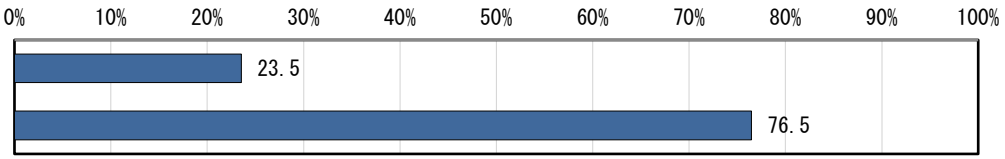

※1避難した内訳：北海道508人、東北170人、関東188人、中部146人
※2避難しなかった内訳：北海道773人、東北433人、関東1,311人、中部771人

カムチャツカ半島東方沖を震源とする地震に伴う津波に係る避難実態調査（住民アンケート調査）

あなたは、どのような手段で避難しましたか？あてはまるものをいくつでも選んでください。

全体	実数	%
	1,012	100.0
徒歩	396	39.1
自動車	560	55.3
オートバイ・自転車	42	4.2
最初は自動車だったが、途中で道路に乗り捨てて、徒歩で避難した	7	0.7
その他	33	3.3

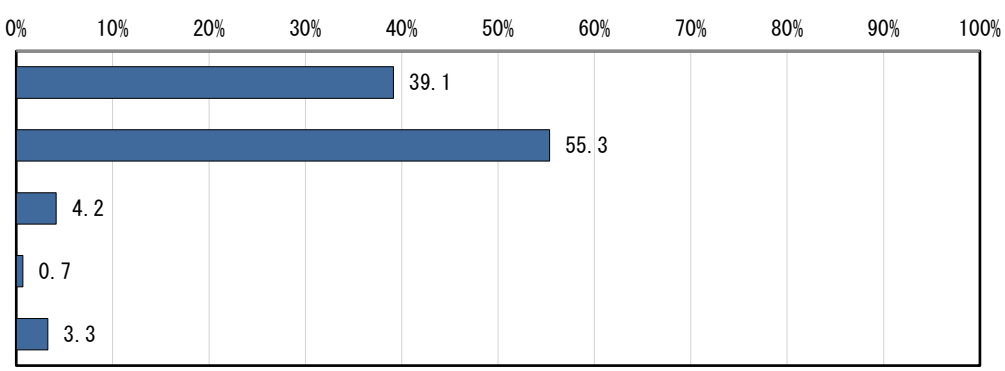

➢自動車による避難が過半数であった。

（自動車）避難の際に渋滞は発生していましたか。

全体	実数	%
	560	100.0
渋滞が発生していた	202	36.1
渋滞が発生していなかった	358	63.9

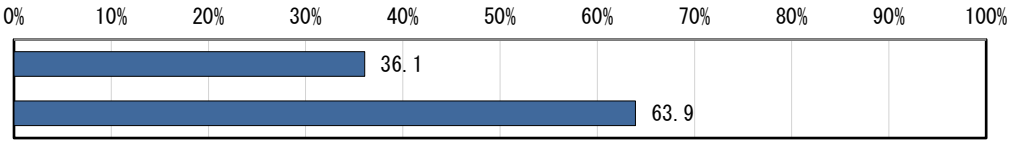

➢避難した人の4割弱程度は渋滞が発生していたと回答。

【避難手段ごとの避難にかかった時間】

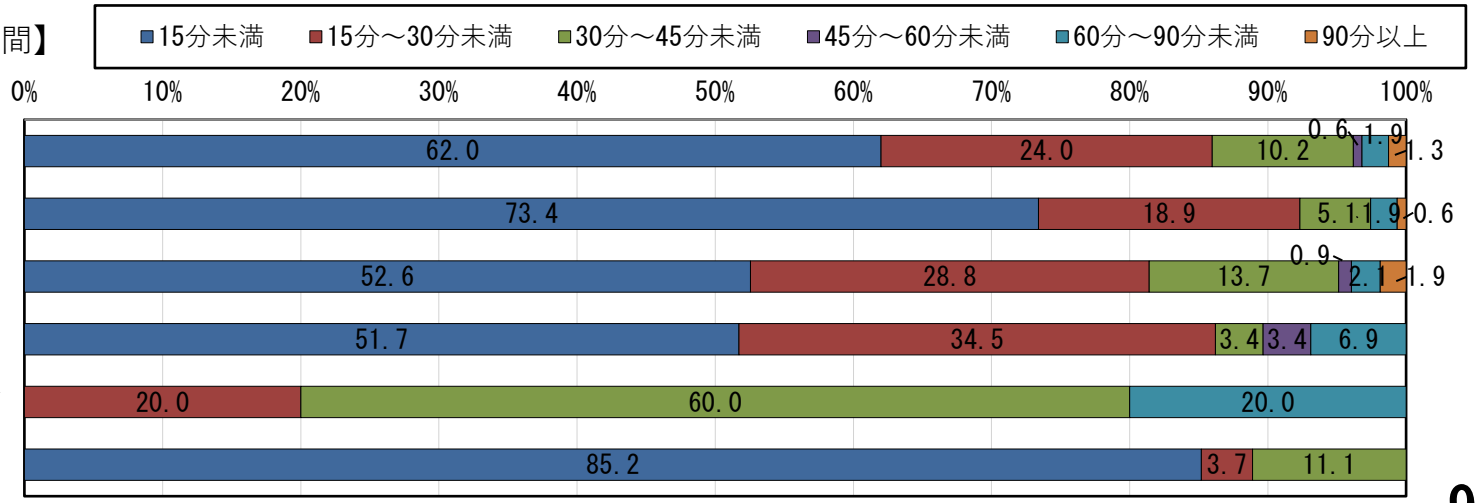

➢15分未満での避難が過半数であった。

※避難時間を覚えていないと回答した人は除外

カムチャツカ半島東方沖を震源とする地震に伴う津波に係る避難実態調査（住民アンケート調査）

あなたは避難にあたって熱中症対策のために持ち出したものはなんですか。あてはまるものをいくつでも選んでください。

全体	実数	%
	1,012	100.0
飲み物	658	65.0
塩分補給の飴や食べ物など	262	25.9
日傘	74	7.3
帽子	148	14.6
ネッククーラー	52	5.1
扇子やハンディファン	94	9.3
その他※	14	1.4
熱中症に備えて持ち出したものはなかった	311	30.7

※その他には空調服や保冷剤、氷、タオルなどの回答があった

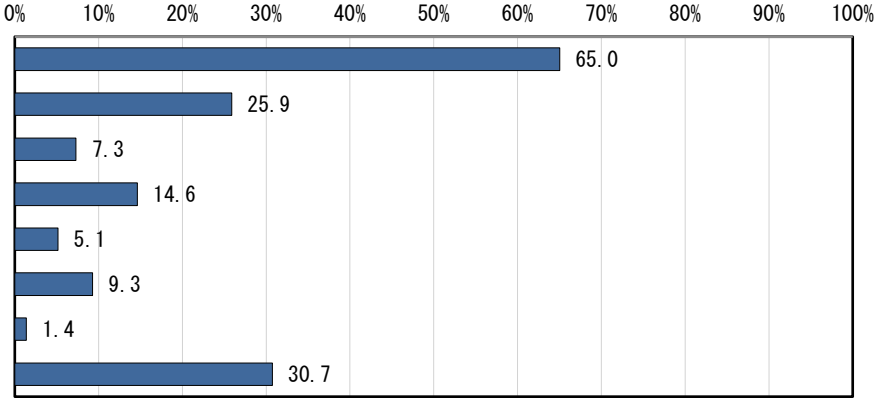

【避難した場所ごとの熱中症対策】

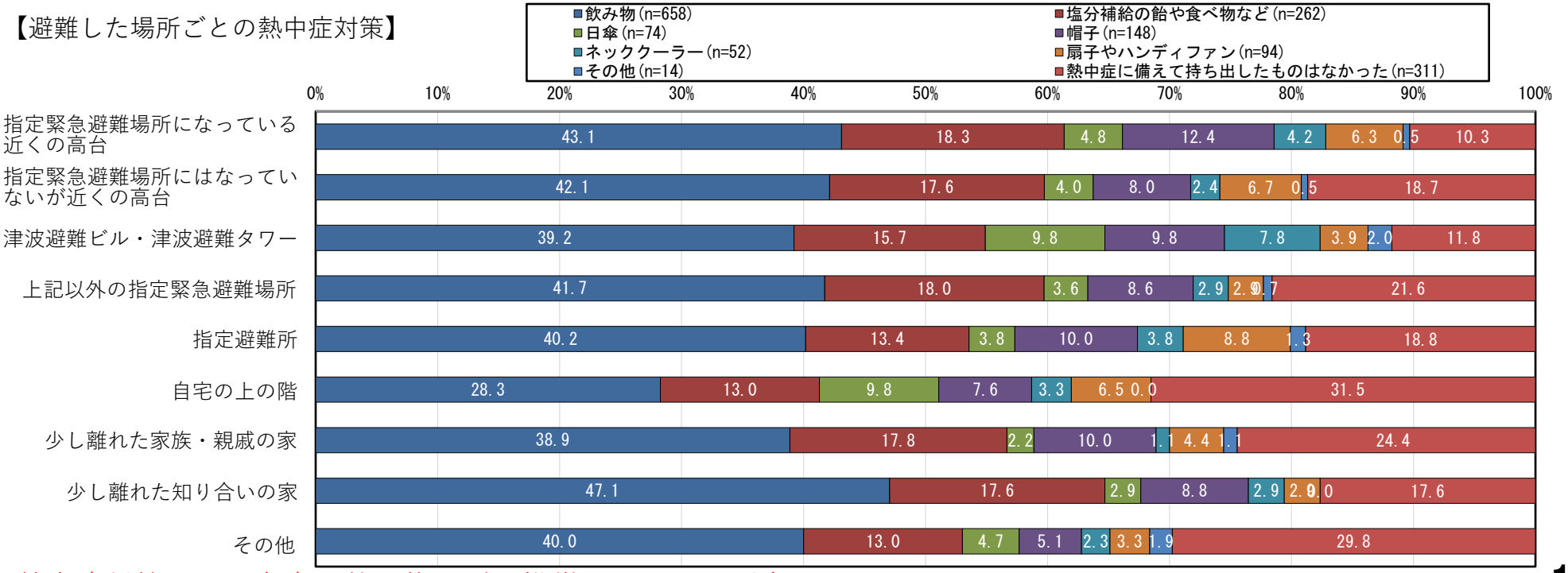

➢熱中症対策として各自で飲み物などを携帯している人が多かった。

カムチャツカ半島東方沖を震源とする地震に伴う津波に係る避難実態調査（住民アンケート調査）

あなたは津波警報が出ているとき、一度避難した先から、別の場所に避難しましたか。

全体	実数	%
	1,012	100.0
同じ場所で避難を続けた	534	52.8
別の場所に移動して、避難を続けた	194	19.2
自宅等に戻り、避難をやめた	284	28.1

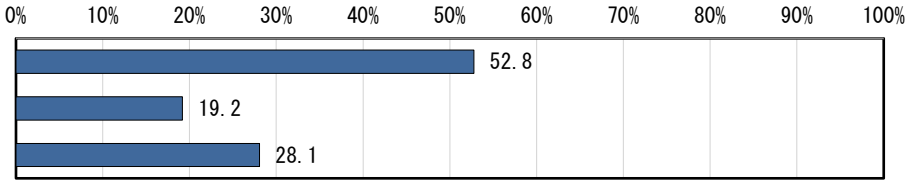

【最初に避難した場所ごとの二次避難率】

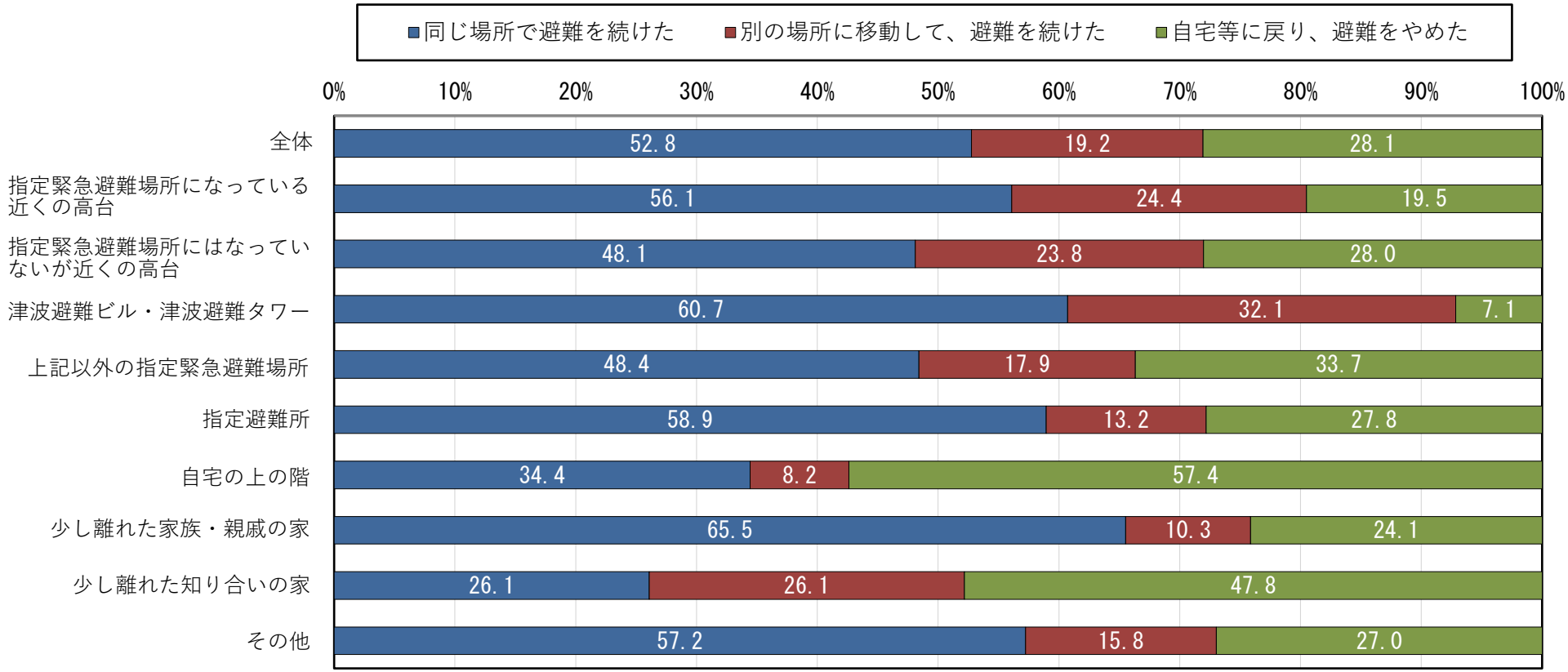

➢高台や津波避難ビル・津波避難タワーなど屋外の場所において、二次避難率が比較的高い傾向にあった。

カムチャツカ半島東方沖を震源とする地震に伴う津波に係る避難実態調査（住民アンケート調査）

別の場所に移動して避難を続けた理由は何ですか。あてはまるものをいくつでも選んでください。

全体	実数	%
	194	100.0
暑かったから	38	19.6
職場や周りの人に誘導されたから	48	24.7
役場・消防・消防団の人などに誘導されたから	12	6.2
食料や飲料水がなかったから	29	14.9
もう津波は来ないと思ったから	28	14.4
周囲の人が避難をやめていたから	10	5.2
津波警報が解除されるまで時間がかかりそうだったから	63	32.5
その他	26	13.4
特に理由はない	14	7.2

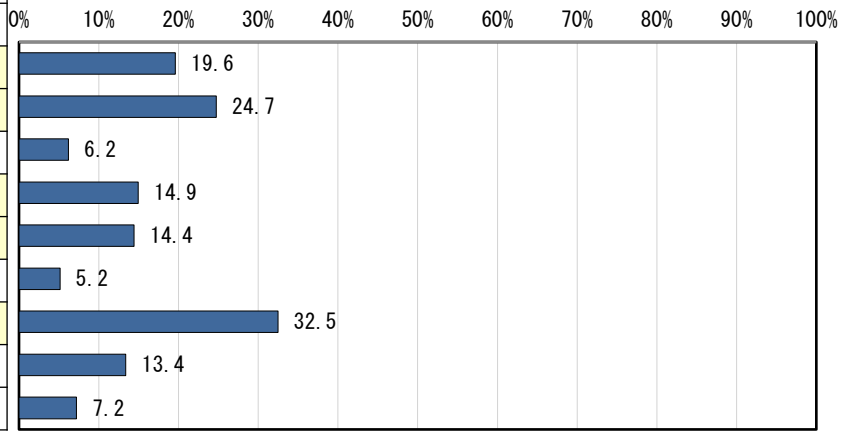

あなたは避難をしていて、困ったことは何ですか。あてはまるものをいくつでも選んでください。

全体	実数	%
	1012	100.0
長時間の避難となり、大変だった	321	31.7
屋外に避難したため、暑くて大変だった	185	18.3
何も持たずに急いで避難したので、困った	134	13.2
食料や飲料水がなくて困った	116	11.5
体調を崩した	25	2.5
スーパー・コンビニなどが閉まり、商品を得ることができず、大変だった	104	10.3
その他（具体的に：）	55	5.4
特に困ったことはなかった	400	39.5

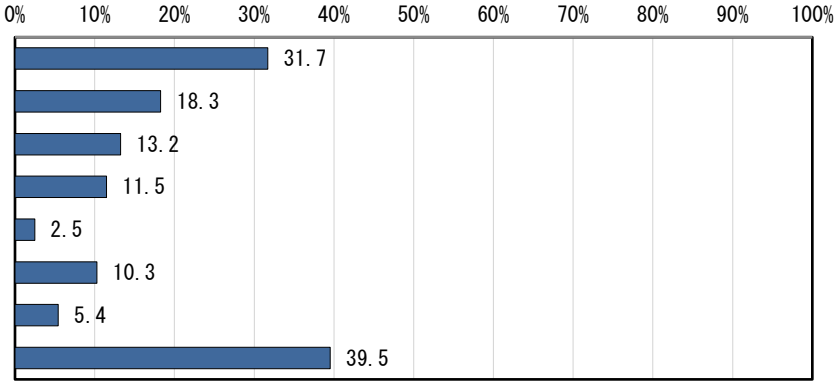

➢避難が困難だった理由として、暑さや食料・飲料水が無いことが見受けられた。

カムチャツカ半島東方沖を震源とする地震に伴う津波に係る避難実態調査（自治体調査）

②指定緊急避難場所への避難に関する調査（自治体）

1．調査地域
海岸線を有する又は海岸線を有しないが津波の遡上で被害が想定される40都道府県及び678市区町村

2．調査期間
令和7年10月～11月

3．調査結果（11/7時点 28府県及び424市町村での回収結果）

備蓄の有無

（全体）

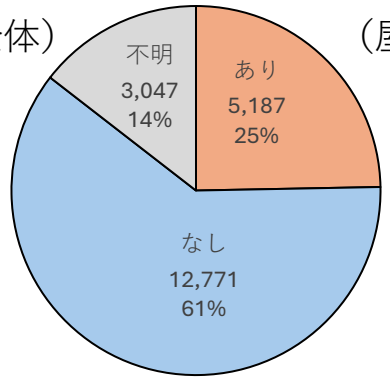

（屋外）

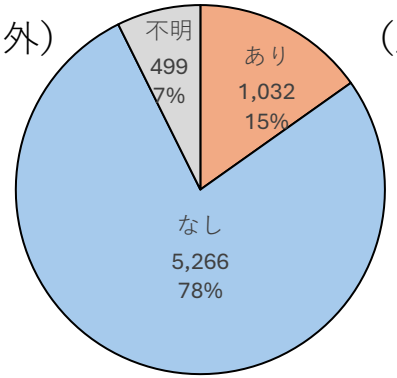

（屋内）

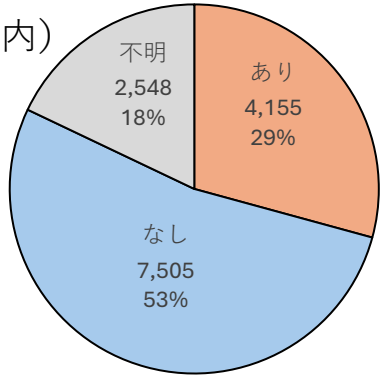

➢熱中症対策の備蓄事例
飲料水、テント、スポットクーラー、扇風機、瞬間冷却剤、
アルミシート、食料、塩分タブレットなど

（参考）
➢指定緊急避難場所において、これまで備蓄をしていなかったが、
今回の対応を経て、備蓄が必要だと感じた物資・資機材
○172市町村のうち、60市町村が「あった」と回答。（全体の約35%）
○品目例と必要だと感じた理由
・飲料水、食料
⇒津波警報・注意報解除まで非常に長く、長時間の避難に対応できるようにするため。
・空調資機材（扇風機等）、日避け・テント、瞬間冷却剤等の熱中症対策グッズ
⇒夏場で気温が高く、熱中症対策が必要と感じたため。
・雨具、テント
⇒屋根のない施設に避難する場合、雨天対策が必要になるため。

空調設備の有無

（全体）

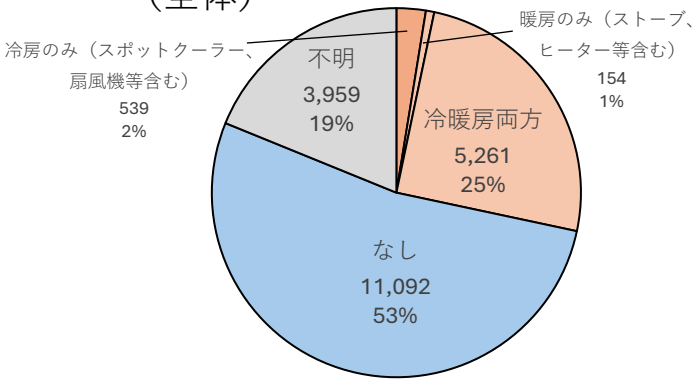

（屋外）

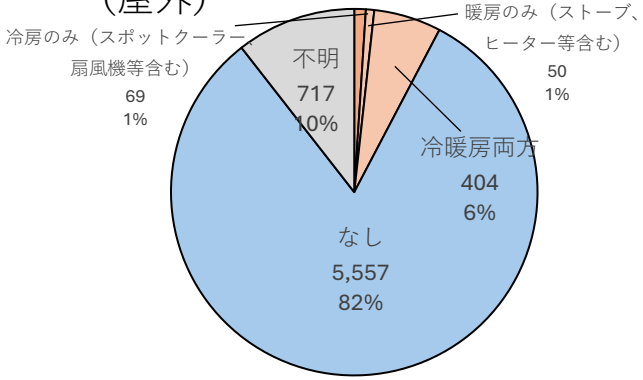

（屋内）

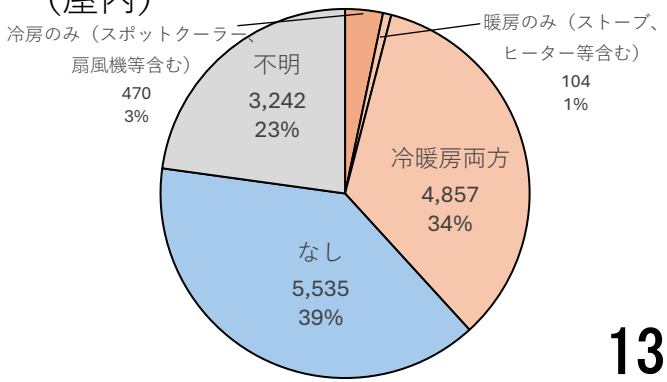

カムチャツカ半島東方沖を震源とする地震に伴う津波に係る避難実態調査（自治体調査）

②指定緊急避難場所への避難に関する調査（自治体）

日除けの有無

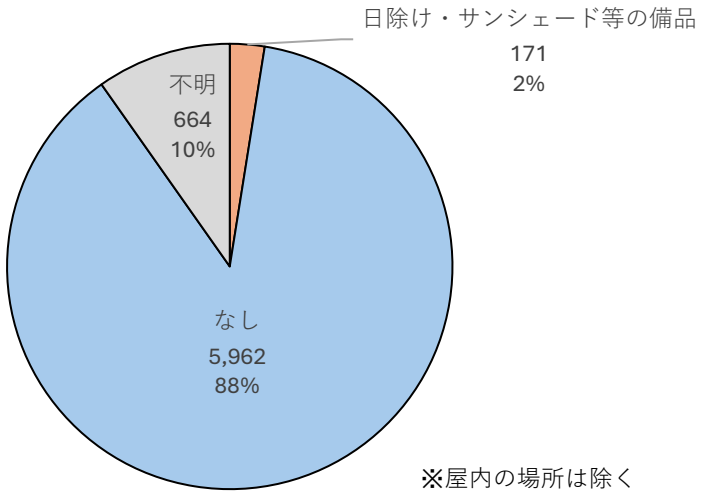

※屋内の場所は除く

避難者の把握

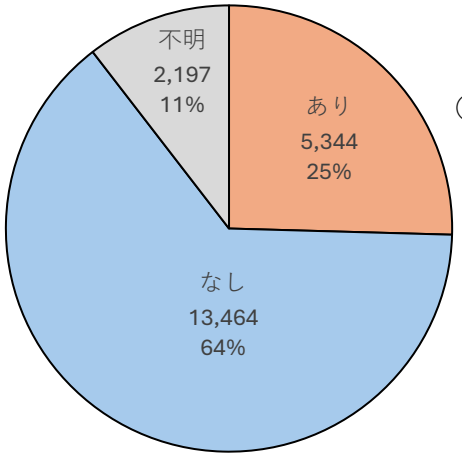

○避難者の把握事例
- 無線機、トランシーバー、衛星電話、固定電話、公用スマートフォンなどの設置
- 監視カメラ
- 防災アプリ登録

トイレの有無

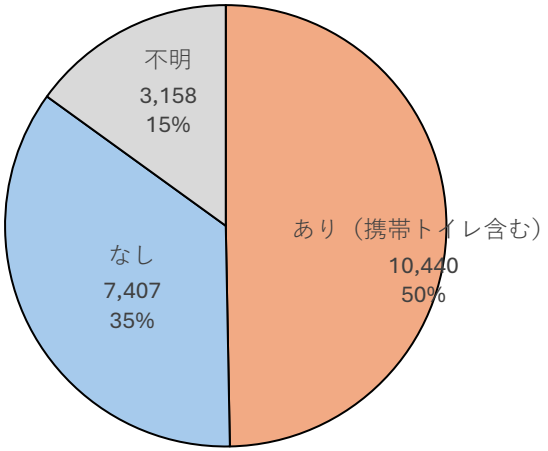

スロープの有無

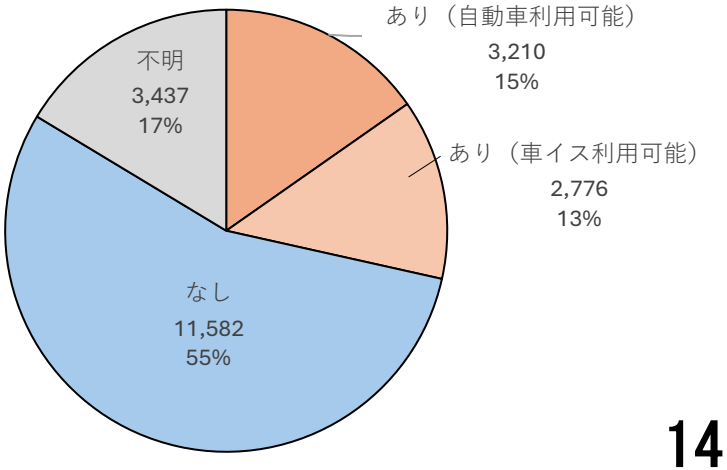

カムチャツカ半島東方沖を震源とする地震に伴う津波に係る避難実態調査（自治体調査）

③物資・資機材に関する調査（自治体）

1．調査地域
津波警報の発令された13都道県175市町村

2．調査期間
令和7年10月～11月

3．調査結果
13都道県172市町村から回収

指定避難所において、これまで備蓄をしていなかったが、今回の対応を経て、運営上必要だと感じた物資・資機材はありましたか。

〇172市町村のうち、73市町村が「あった」と回答。（全体の約42%）
〇品目例と必要だと感じた理由
・飲料水、日避け、瞬間冷却剤等の熱中症対策商品　⇒　一部の避難所で空調設備が無く、熱中症対策が必要と感じたため。
・水、お湯等を使用しないですぐに食べられる食料品　⇒　想定以上の避難者が発生した場合、お湯等の準備が間に合わないため。
・使い捨て皿、スプーン、紙コップ　⇒　食料品や飲料水によっては、無いと食事するのが難しいため。
・テントまたはパーティション　⇒　人が密集する中で、仕切りがある物があった方が住民のストレス緩和に繋がるため。
・段ボールベッド等の簡易ベッド　⇒　体調不良となった方が発生し、横になって休める場所が必要だと感じたため。

指定避難所において、暑さ対策として、配布・活用した備蓄物資・資機材はありましたか。

〇172市町村のうち、74市町村が「あった」と回答。（全体の約43%）
〇品目例
飲料水、瞬間冷却剤・冷却タオル等の熱中症対策グッズ、扇風機、移動式空調機器、テント

備蓄拠点など近隣には物資があったにもかかわらず、供給体制の問題で避難所や避難場所まで届けることが難しく、現場で物資が不足するような事例はありましたか。

〇172市町村のうち、13市町村が「あった」と回答。（全体の約8%）
〇届けることが難しかった理由及びその際不足した品目名
■理由
・職員が配備されていない緊急避難場所では、そもそも避難者数や避難者の状況を把握することが困難だったため。
・緊急避難場所に避難した住民との連絡手段の要領が定められていなかったため。
・防災拠点となる施設への道路が津波浸水想定区域のため、運び出せなかった箇所があったため。
・避難者数と備蓄量のミスマッチが発生したため。
■不足した品目名
・飲料水、食料

カムチャツカ半島東方沖を震源とする地震に伴う津波に係る避難実態調査（自治体調査）

③避難行動要支援者の個別避難計画の活用に関する調査（自治体）

1．調査地域
カムチャツカ半島付近の地震に伴い、津波警報が発令された13都道県132市町村

2．調査期間
令和7年10月～11月

※有効回答市町村数

3．調査結果

個別避難計画を活用しての避難

〇個別避難計画作成済み者6,926人（避難指示対象エリアに関する推計値）のうち、
・計画に記載している避難所に避難した者は438人(6.3%)
・計画に記載していない避難所に避難した者は152人(2.2%)
※指定緊急避難場所等に避難した者は調査できていない

〇個別避難計画の活用に関する具体的な状況
＜個別避難計画を活用できた事例＞
「計画どおり支援等実施者が要支援者を避難先に避難させることができた」
「避難経路・搬送手段等を計画に記載しており迷わず避難できた」
＜活用できなかったが避難行動要支援者の安全は確保できた事例＞
「支援等実施者ではない町内会長や民生委員から連絡があった」
「警報が出たため計画に記載していない高台に避難した」
＜活用できなかった事例＞
「要支援者が計画どおりの行動をとらず避難できなかった」
「今回の事象でそもそも避難する意思がなかった人がいた」

避難支援の実効性を高めるための連絡先の記載状況

〇個別避難計画に携帯番号を記載している者は計23,650人であり、
個別避難計画作成済み者の45.8%

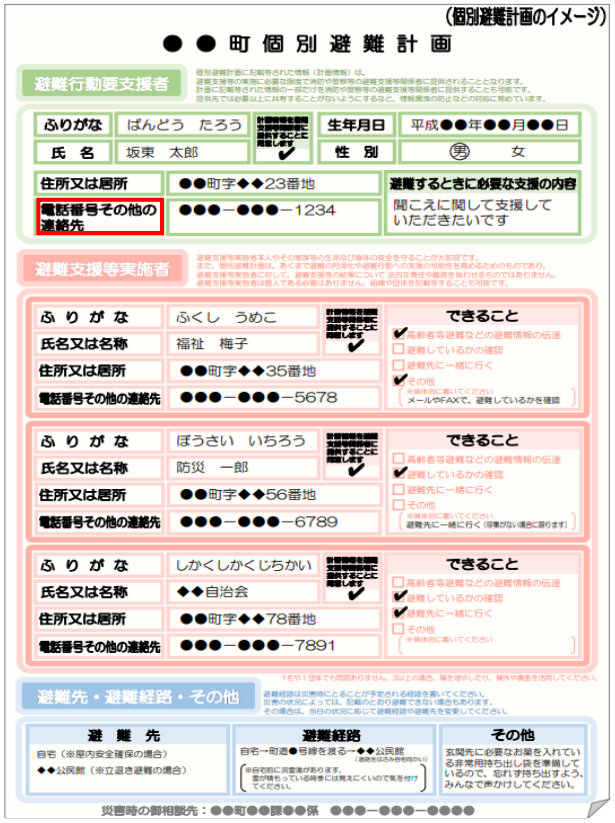
（個別避難計画のイメージ）

●●町個別避難計画

避難行動要支援者

ふりがな	ばんどう　たろう	生年月日	平成●●年●●月●●日
氏名	坂東　太郎	性別	男　女
住所又は居所	●●町字◆◆23番地	避難するときに必要な支援の内容	聞こえに関して支援していただきたいです
電話番号その他の連絡先	●●●－●●●－1234		

避難支援等実施者

		できること
ふりがな	ふくし　うめこ	✔高齢者等避難などの避難情報の伝達
氏名又は名称	福祉　梅子	☐避難しているかの確認
住所又は居所	●●町字◆◆35番地	☐避難先に一緒に行く
電話番号その他の連絡先	●●●－●●●－5678	✔その他（メールやFAXで、避難しているかを確認）
ふりがな	ぼうさい　いちろう	☐高齢者等避難などの避難情報の伝達
氏名又は名称	防災　一郎	✔避難しているかの確認
住所又は居所	●●町字◆◆56番地	☐避難先に一緒に行く
電話番号その他の連絡先	●●●－●●●－6789	☐その他（避難先に一緒に行く（障害がない場合に限ります））
ふりがな	しかくしかくじちかい	☐高齢者等避難などの避難情報の伝達
氏名又は名称	◆◆自治会	✔避難しているかの確認
住所又は居所	●●町字◆◆78番地	✔避難先に一緒に行く
電話番号その他の連絡先	●●●－●●●－7891	☐その他

避難先・避難経路・その他

避難先	避難経路	その他
自宅（※屋内安全確保の場合） ◆◆公民館（※立退き避難の場合）	自宅→町道●号線を渡る→◆◆公民館（道路をはさみ向かいの） （※自宅前に消雪槽があります。雪が残っている時季には見えにくいので気を付けてください。）	玄関先に必要なお薬を入れている非常用持ち出し袋を準備しているので、忘れず持ち出すよう、みんなで声かけしてください。

災害時の御相談先：●●町●●課●●係　●●●－●●●－●●●●

カムチャツカ半島東方沖を震源とする地震に伴う津波に係る避難実態調査結果

アンケート結果のまとめ

・避難者の過半数が自動車で避難しており、避難者の約4割で渋滞が発生していた。

・避難者の約7割が飲料水の携帯など何らかの熱中症対策を実施して避難していた。

・避難時に困ったこととしては、避難が長時間に及んだことや、暑さ、食料や飲料水の確保が困難だったことなどが挙げられた。

・備蓄がある指定緊急避難場所は全体の25%であり、備蓄品としては飲料水、テント、スポットクーラー、扇風機、瞬間冷却剤、アルミシート、食料、塩分タブレットなどが挙げられた。

・避難者を把握できる指定緊急避難場所は全体の25%あり、その手法としては無線機やトランシーバー、衛星電話、固定電話、公用スマートフォンなどの設置や、監視カメラ、避難者が防災アプリへ登録などが挙げられた。

⇒上記の避難実態を踏まえ、対策を『指定緊急避難場所の指定に関する手引き』及び『津波避難対策推進マニュアル検討会 報告書』に反映

指定緊急避難場所の指定に関する手引き（改定案）

『指定緊急避難場所の指定に関する手引き』及び『津波避難対策推進マニュアル検討会 報告書』に追加する内容(案)

「住民アンケート調査」や「指定緊急避難場所への避難に関する調査（自治体）」による指定緊急避難場所への避難実態や備蓄状況、遠地津波対応に留意し、『指定緊急避難場所の指定に関する手引き』及び『津波避難対策推進マニュアル検討会 報告書』に以下の内容を追加する。

指定緊急避難場所等への避難

徒歩避難が原則であるが、各地域において津波到達時間や指定緊急避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合には、交通渋滞による逃げ遅れが生じないよう、地域による自動車利用の選定や避難経路の確保、駐車スペースの拡充など、あらかじめ安全に避難できる方策を検討し、平時から避難訓練を行うなど住民等の円滑な避難確保に努めるものとする。

(屋外)指定緊急避難場所の環境

避難が長時間にわたることも想定し、指定緊急避難場所の熱中症対策および防寒対策として、テントや飲料水、冷却剤、防寒具、非常食、簡易トイレなどの備蓄品を可能な範囲で備えることや、防災東屋や防災コンテナなどの施設整備を推奨する。

なお、遠地津波で津波が到達するまでに一定の時間を有する場合は、避難時に個人で飲料水や体を冷やす冷却グッズなど備蓄品を用意した非常持ち出し袋の携帯を呼びかけるなど自助を促すことも効果的である。

民間施設を指定緊急避難場所として活用する場合においては、空調設備環境の確保や備蓄の提供など、施設管理者との連携強化に努めるものとする。

また、指定緊急避難場所は一時退避が目的であり、長時間の滞在は想定していないため、避難者の救助等の観点から避難者を把握することも重要である。無線機やトランシーバー、衛星電話などの設置や、監視カメラ、ドローンなどのデジタルツールを活用などにより、避難者の把握に努めるものとする。

指定緊急避難場所から指定避難所等への移動

大津波警報や津波警報発表中において、避難した指定緊急避難場所から津波リスクがある場所を通過して、別の場所に移動することは避けるべきである。生命の危険がある等の健康上やむを得ない事由等により、緊急的に移動が必要な場合に限っては、津波の発生状況をスマートフォン等で確認するなど、最大限、避難者の安全を確保したうえで、津波リスクが低い安全な経路で移動するものとする。

『指定緊急避難場所の指定に関する手引き（改定案）』新旧対照表

指定緊急避難場所の指定に関する手引き

5．民間施設の指定等 ２１
（１）民間施設等の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
① 民間施設を指定した背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
② 指定した民間施設の種類・場所の例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
③ 指定が困難な施設・場所の例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
④ 指定を行うに際しての工夫・調整等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
④－１ 指定を受ける側のメリット・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
④－２ 指定に関する協定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
④－３ 調整の円滑化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
④－４ 開設体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
④－５ 指定緊急避難場所以外の避難場所としての活用・・・・・・・・・・・・・２５
⑤ 個人が所有する敷地等の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
（２）市町村の区域を越えた指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６
（３）指定緊急避難場所の確保が困難な場合の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・２６

6．居住者等に対する周知のための措置等 ２６
（１）意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６
（２）周知の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６
（３）周知に関する一般的留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
（４）表示方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
（５）国土地理院管理のウェブ上の地図における指定緊急避難場所情報の公表・・・・２９
（６）防災訓練・防災教育等の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
（７）避難行動要支援者への配慮・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１

7．活用可能な事業制度の例 ３２
（１）総務省・消防庁による財政措置（地方債等）・・・・・・・・・・・・・・・・・３２
（２）文部科学省による補助事業（交付金事業）・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３
（３）農林水産省、林野庁、水産庁による補助事業（各種交付金事業等）・・・・・・３３
（４）国土交通省による補助事業（社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金等）・３５

8．巻末資料 ３９
（１）災害対策基本法等（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９
（２）防災基本計画（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４４

指定緊急避難場所の指定に関する手引き（改定案）

5．民間施設の指定等 ２２
（１）民間施設等の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
① 民間施設を指定した背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
② 指定した民間施設の種類・場所の例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
③ 指定が困難な施設・場所の例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
④ 指定を行うに際しての工夫・調整等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
④－１ 指定を受ける側のメリット・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
④－２ 指定に関する協定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
④－３ 調整の円滑化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
④－４ 開設体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
④－５ 指定緊急避難場所以外の避難場所としての活用・・・・・・・・・・・・・２６
⑤ 個人が所有する敷地等の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６
（２）市町村の区域を越えた指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
（３）指定緊急避難場所の確保が困難な場合の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・２７

6．指定緊急避難場所の機能等 ２８
（１）滞在環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
（２）円滑な避難に関する環境整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８

7．居住者等に対する周知のための措置等 ２９
（１）意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
（２）周知の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
（３）周知に関する一般的留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
（４）表示方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
（５）国土地理院管理のウェブ上の地図における指定緊急避難場所情報の公表・・・・３１
（６）防災訓練・防災教育等の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２
（７）避難行動要支援者への配慮・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３

8．指定緊急避難場所の避難等 ３４
（１）移動手段・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４
（２）指定緊急避難場所等から指定避難所等への移動・・・・・・・・・・・・・・・・３４

9．活用可能な事業制度の例 ３５
（１）総務省・消防庁による財政措置（地方債等）・・・・・・・・・・・・・・・・・３５
（２）文部科学省による補助事業（交付金事業）・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
（３）農林水産省、林野庁、水産庁による補助事業（各種交付金事業等）・・・・・・３６

『指定緊急避難場所の指定に関する手引き（改定案）』新旧対照表

指定緊急避難場所の指定に関する手引き	指定緊急避難場所の指定に関する手引き（改定案）
記載なし	6．指定緊急避難場所の機能等 （1）滞在環境 指定緊急避難場所は、災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所であり、避難が長時間にわたった場合、避難環境によっては熱中症や低体温症などの健康障害が生じるおそれがある。 避難が長時間にわたることも想定し、指定緊急避難場所の熱中症対策および防寒対策として、テントや飲料水、冷却剤、防寒具、非常食、簡易トイレなどの備蓄品を可能な範囲で備えることや、防災東屋や防災コンテナなどの施設整備を推奨する。 なお、遠地津波で津波が到達するまでに一定の時間を有する場合は、避難時に個人で飲料水や体を冷やす冷却グッズなど備蓄品を用意した非常持ち出し袋の携帯を呼びかけるなど自助を促すことも効果的である。 民間施設を避難場所として活用する場合においては、空調設備環境の確保や備蓄の提供など、施設管理者との連携強化に努めるものとする。 また、指定緊急避難場所は一時退避が目的であり、長時間の滞在は想定していないため、避難者の救助等の観点から避難者を把握することも重要である。無線機やトランシーバー、衛星電話などの設置や、監視カメラ、ドローンなどのデジタルツールを活用などにより、避難者の把握に努めるものとする。 （2）円滑な避難に関する環境整備 避難に弱い立場にある高齢者や障害者等は、避難経路や避難施設等の状況により、移動や利用に支障が生じるおそれがある。 指定緊急避難場所の整備にあたっては、高齢者や障害者等が円滑に避難を行えるよう、スロープを設置し段差解消を図るなど、バリアフリー環境の整備に努めるものとする。

『指定緊急避難場所の指定に関する手引き（改定案）』新旧対照表

指定緊急避難場所の指定に関する手引き	指定緊急避難場所の指定に関する手引き（改定案）
記載なし	8．指定緊急避難場所への避難等 （1）移動手段 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、指定緊急避難場所への移動にあたっては徒歩を原則としているところである。一方で津波到達時間や指定緊急避難場所までの距離、要配慮者の存在など、地域の実情により自動車で避難せざるを得ない場合がある。一斉に自動車で避難した場合、指定緊急避難場所までの交通渋滞や駐車場所の問題など、避難が円滑にできないおそれがある。 徒歩避難が原則であるが、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合には、交通渋滞等による逃げ遅れが生じないよう、津波到達予測時間も考慮し、地域による自動車利用の選定や避難経路の確保、駐車スペースの拡充など、あらかじめ安全に避難できる方策を検討し、平時から避難訓練を行うなど住民等の円滑な避難確保に努めるものとする。 （2）津波警報等の発表中における指定緊急避難場所等からの移動 大津波警報や津波警報発表中において、避難した指定緊急避難場所から津波リスクがある場所を通過して、別の場所に移動することは避けるべきである。生命の危険がある等の健康上やむを得ない事由等により、緊急的に移動が必要な場合に限っては、津波の発生状況をスマートフォン等で確認するなど、最大限、避難者の安全を確保したうえで、津波リスクが低い安全な経路で移動するものとする。 -34-

調査結果（令和7年9月26日送付）

別紙２

【調査対象都道府県（下線部は津波警報発表）】
北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県　　計　２３団体

7月30日8時37分に津波注意報を発表
9時40分に津波警報に切替

津波到達予想時刻別市町村数

予想時刻	注意報地域	警報地域	合計
10:00	11	19	30
10:30	5	80	85
11:00	8	32	40
11:30	43	52	95
12:00	81	0	81
12:30	44	0	44
13:00	57	0	57
13:30	5	0	5
合計	254	183	437

※ 9時40時点の発表状況

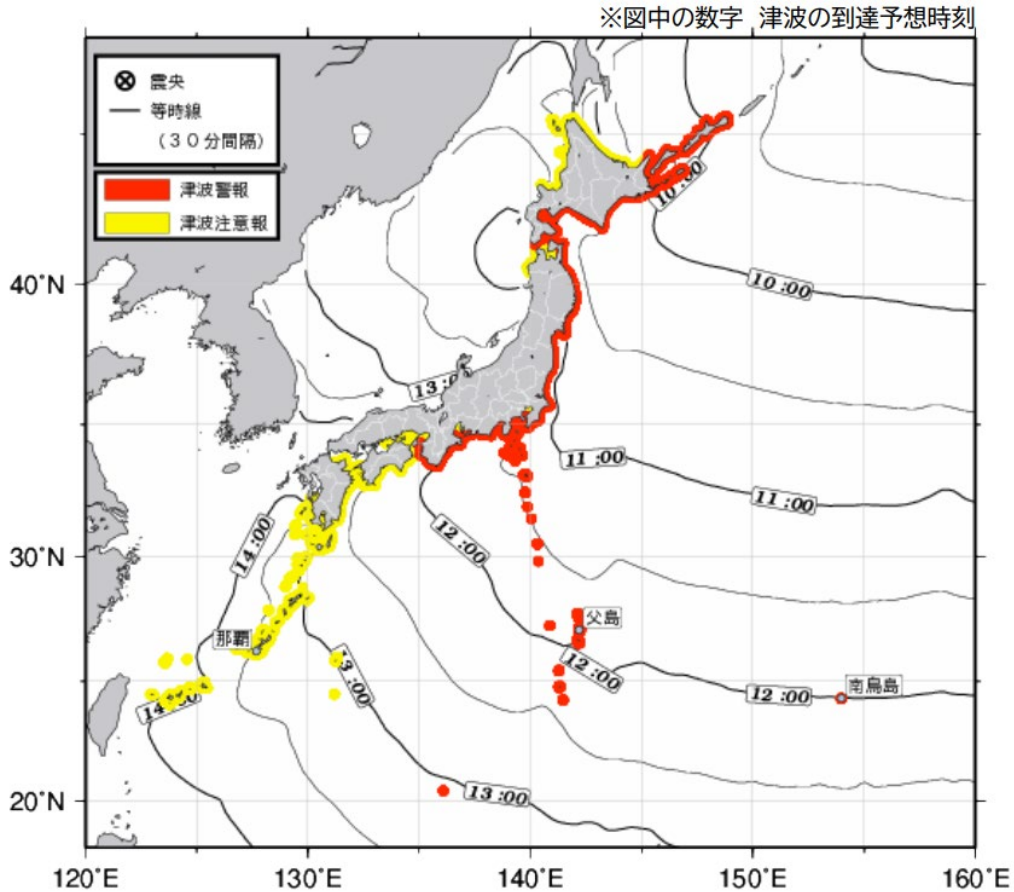

避難指示等の発令状況（１／２）

【9時40分時点で注意報地域】

発生時刻	9時40分
発表状況	注意報
	254
避難の呼びかけ※	231
いずれか発令	82
高齢者等避難	9
避難指示	76
緊急安全確保	1

※ 防災行政無線等による呼びかけを含む

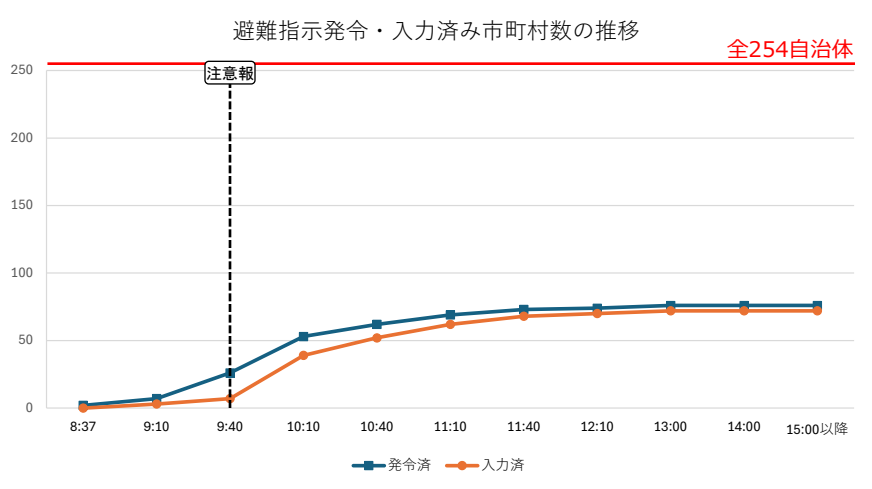

【9時40分時点で警報地域】

発生時刻	9時40分
発表状況	警報
	183
避難の呼びかけ※	183
いずれか発令	169
高齢者等避難	6
避難指示	169
緊急安全確保	3

※ 防災行政無線等による呼びかけを含む

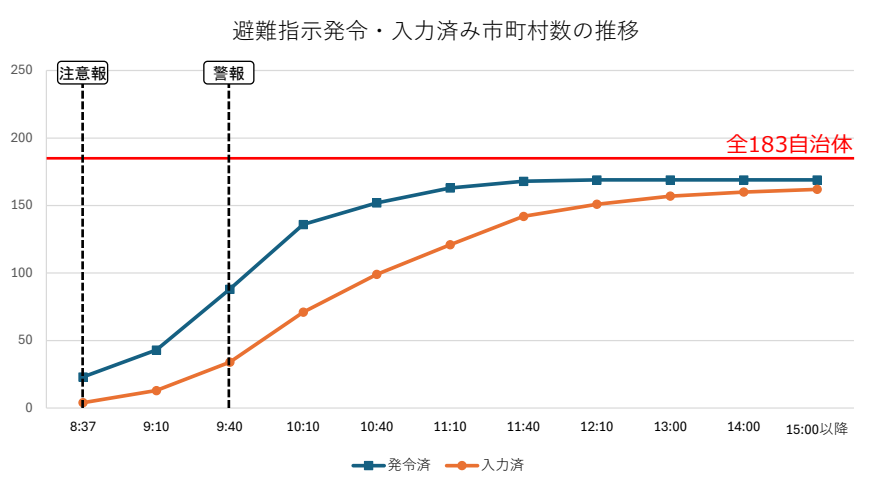

避難指示等の発令状況（２／２）

【9時40分時点で注意報地域】

発令時刻	津波第１波の到達予想時刻							
	10:00	10:30	11:00	11:30	12:00	12:30	13:00	13:30
8:37 ～ 9:29						7	2	
9:30 ～ 9:59	1	1		3	18	4	5	2
10:00 ～ 10:29			1	2	6	3	2	
10:30 ～ 10:59				2	6		1	
11:00 ～ 11:29				1	2	1		1
11:30 ～ 11:59					2		1	
12:00 ～ 12:29								
12:30 ～ 12:59							2	
13:00 ～ 13:29								
13:30 ～ 13:59								
14:00 ～								
未発令	10	4	7	35	47	29	44	2
合計	11	5	8	43	81	44	57	5

【9時40分時点で警報地域】

発令時刻	津波第１波の到達予想時刻							
	10:00	10:30	11:00	11:30	12:00	12:30	13:00	13:30
8:37 ～ 9:29	1	34	2	8				
9:30 ～ 9:59	17	29	15	17				
10:00 ～ 10:29	1	9	4	11				
10:30 ～ 10:59		1	5	6				
11:00 ～ 11:29		1	1	3				
11:30 ～ 11:59		2		2				
12:00 ～ 12:29								
12:30 ～ 12:59								
13:00 ～ 13:29								
13:30 ～ 13:59								
14:00 ～								
未発令		4	5	5				
合計	19	80	32	52	0	0	0	0

避難指示を発令しなかった理由

【その他の記載の例】
- 津波警報以上が避難指示の発令基準であったため
- 避難の呼び掛けにより人的被害発生の恐れが低いため（避難指示の必要性が低い）
- 津波被害想定区域に住家がないため

避難指示の発令及びその入力に要した時間

【9時40分時点で注意報地域】

時間		避難指示発令に要した時間						合計
		5分以内	6～10分	11～30分	31分～1時間	1時間超	未発令	
入力に要した時間	5分以内	4	8	10	7	10		39
	6～10分	2	2	0	0	2		6
	11～30分	8	0	3	2	2		15
	31分～1時間	6	1	0	2	1		10
	1時間超	3	0	0	0	0		3
	未入力	2	0	1	0	0	178	181
合計		25	11	14	11	15	178	254

【9時40分時点で警報地域】

時間		避難指示発令に要した時間						合計
		5分以内	6～10分	11～30分	31分～1時間	1時間超	未発令	
入力に要した時間	5分以内	18	2	8	7	5		40
	6～10分	5	0	2	1	3		11
	11～30分	13	2	4	5	4		28
	31分～1時間	16	1	8	8	7		40
	時間超	32	2	11	2	0		47
	未入力	1	0	2	0	0	14	17
合計		85	7	35	23	19	14	183

	即時あるいは早期に発令・入力できた要因	時間がかかった(発令・入力しなかった)要因
発令	・津波警報(注意報)の発表に伴い避難指示を自動発令 ・津波警報(注意報)の発表が発令基準であった ・発令の判断者が災害対策本部に参集していた	・対応方針、避難対象地域の決定に時間を要した ・情報収集や避難所開設、問い合わせ対応に時間を要した ・避難所の開設を待って発令した ・予想された津波到達時刻に余裕があった
入力	・入力の担当職員を配置していた ・マニュアルやタイムラインを整備していた ・風水害時の対応で操作に習熟していた ・勤務時間中の発災のため、職員が多くいた	・災害対応に追われていた（優先した） ・入力の担当職員を配置していない（不在であった） ・システムの遅延、通信環境の不具合

避難指示の対象地域の設定方法

【9時40分時点で注意報地域】

避難指示の対象地域	発令に要した時間				合計
	5分以内	6分～15分	16分～30分	30分超	
事前に設定した避難対象地域と同じ	20	10	8	14	52
事前に設定した避難対象地域とは異なる	2	0	2	6	10
事前に避難対象地域を設定していない	0	2	2	8	12

【9時40分時点で警報地域】

避難指示の対象地域	発令に要した時間				合計
	5分以内	6分～15分	16分～30分	30分超	
事前に設定した避難対象地域と同じ	62	12	15	21	110
事前に設定した避難対象地域とは異なる	14	3	3	8	28
事前に避難対象地域を設定していない	8	4	3	13	28

【事前設定よりも広い地域に避難指示を発令した理由】
- 緊急性があるため、管内全域を対象に発令した
- 避難対象地域以外の地域に対しても注意喚起するため
- 安全に配慮し、対象地区の防潮堤の海側や河川敷というエリアの絞り込みをしなかった
- 予想津波高よりも局所的に高くなる場合を想定し、より広い範囲を対象とした

【事前設定よりも狭い地域に避難指示を発令した理由】
- 他地域で観測された津波高から、市街地には被害はないと判断した
- 海岸線に予想津波高よりも高い防潮堤が整備されていたため、防潮堤の海側を対象とした

避難指示発令の判断基準の有無

避難指示の発令基準が

ある92.7%　ない7.3%

【発令基準】
・大津波警報が発表されたとき
・津波警報以上が発表されたとき
・津波注意報以上が発表されたとき

・津波注意報発表時には高齢者等避難、津波警報以上の発表時には避難指示を発令
・津波注意報発表時には沿岸部等に注意喚起、津波警報以上の発表時には避難指示を発令

・津波警報発表時には避難指示、大津波警報発表時には緊急安全確保を発令

・「日本沿岸が震源の場合」と「遠隔地が震源の場合」を区分
・遠地地震のため津波到達時間までに相当の時間がある場合は高齢者等避難

・停電、通信途絶等により津波警報等を受信できない状況においては、
強い揺れを感じた場合、あるいは揺れが弱くとも１分程度以上の長い揺れを感じた場合

・首長が必要と認めるとき
・災害対策本部で総合的に判断

避難指示発令対象地域の設定状況

設定している自治体の割合

大津波警報 70.0%　津波警報 72.6%　津波注意報 50.9%

設定内容	大津波警報	津波警報	津波注意報
管内全域	○	○	○
沿岸部全域	○	○	○
最大クラスの津波（L2）により浸水が想定される地域	○	○	○
ハザードマップに記載の浸水想定区域	○	○	○
東日本大震災による浸水端部から標高で＋５ｍの範囲	○	○	
沿岸市街地の標高や地域特性などを考慮し設定	○	○	
L1の津波により浸水が想定される地域		○	○
３ｍの津波によって浸水が想定される区域		○	
１ｍの津波によって浸水が想定される区域			○
海抜14m以下の地域	○		
海抜３ｍ以下の地域		○	
海抜１ｍ以下の地域			○
海岸や河川及び河口付近の地域	○	○	○
漁港及び海水浴場等	○	○	○
防潮堤又は海岸から海側の区域			○

別紙３

指定緊急避難場所の指定
に関する手引き

令和８年１月改定

内閣府（防災担当）

目　次

１．はじめに ４

２．指定緊急避難場所の指定制度の概要 ５
（１）意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
（２）「異常な現象の種類」の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

３．指定緊急避難場所の指定基準等 ７
（１）指定基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
① 管理条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
① －１ 管理条件の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
① －２ 管理条件のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
② 立地条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
②－１ 立地条件の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
②－２ 立地条件のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
③ 構造条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
③－１ 構造条件の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
③－２ 構造条件のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
④ 耐震条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
④－１ 耐震条件の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
④－２ 耐震条件のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
⑤ その他の条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
⑥ 指定基準に関する留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
（２）指定緊急避難場所の管理者の同意・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
（３）指定緊急避難場所を指定した旨の都道府県知事への通知及び公示等・・・・・・１６
（４）指定緊急避難場所の変更等に関する届出・・・・・・・・・・・・・・・・１７
（５）指定緊急避難場所の指定の取消し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
（６）既存の避難場所等の見直しの検討及びその指定・・・・・・・・・・・・・１９
① 既存の避難場所等の見直しの検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
② 指定緊急避難場所等の表示方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
③ 指定緊急避難場所の「指定」の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
④ その他必要となる手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０

４．指定のフロー図（例） ２１

５．民間施設の指定等 ２２
（１）民間施設等の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
① 民間施設を指定した背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
② 指定した民間施設の種類・場所の例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
③ 指定が困難な施設・場所の例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
④ 指定を行うに際しての工夫・調整等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
④－１ 指定を受ける側のメリット・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
④－２ 指定に関する協定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
④－３ 調整の円滑化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
④－４ 開設体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
④－５ 指定緊急避難場所以外の避難場所としての活用・・・・・・・・・・・２６
⑤ 個人が所有する敷地等の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６
（２）市町村の区域を越えた指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
（３）指定緊急避難場所の確保が困難な場合の対応・・・・・・・・・・・・・・・２７

６．指定緊急避難場所の機能等 ２８
（１）滞在環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
（２）円滑な避難に関する環境整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８

７．居住者等に対する周知のための措置等 ２９
（１）意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
（２）周知の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
（３）周知に関する一般的留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
（４）表示方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
（５）国土地理院管理のウェブ上の地図における指定緊急避難場所情報の公表・・・・３１
（６）防災訓練・防災教育等の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２
（７）避難行動要支援者への配慮・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３

８．指定緊急避難場所への避難等 ３４
（１）移動手段・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４
（２）緊急時において一時的に津波リスクがある経路を通過する場合の措置・・・・・３４

９．活用可能な事業制度の例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
（１）総務省・消防庁による財政措置（地方債等）・・・・・・・・・・・・・・・３６
（２）文部科学省による補助事業（交付金事業）・・・・・・・・・・・・・・・・３７
（３）農林水産省、林野庁、水産庁による補助事業（各種交付金事業等）・・・・・・３７

（４）国土交通省による補助事業（社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金等）・３９

１０．巻末資料 ４４
（１）災害対策基本法等（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４４
（２）防災基本計画（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４９

１．はじめに

我が国は、その地理的特性から、洪水、土砂災害、地震災害、津波災害、火山災害など、自然災害が頻発する特徴を有しており、災害から命を守るための避難場所の確保は喫緊の課題である。

平成 25 年６月に災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 54 号）が公布され、市町村長による指定緊急避難場所の指定制度が平成 26 年４月１日から施行された。

しかしながら、本制度施行後の平成 26 年８月豪雨により発生した広島土砂災害においては、土砂災害に適さない避難先に避難した居住者１名が被災し、亡くなるという事案が発生した。また、平成 27 年９月の関東・東北豪雨による水害においても、水害に対する適切な指定緊急避難場所の指定が進んでいない事例が見受けられるなど、指定緊急避難場所の指定や周知が十分に進んでいるとは言い難い状況にあった。

このような状況を踏まえ、中央防災会議防災対策実行会議の「総合的な土砂災害対策検討ワーキンググループ」（平成 27 年６月報告）、「水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループ」（平成 28 年３月報告）では、指定緊急避難場所に係る主な課題として、「指定が進んでいない」、「想定される災害種類別に指定することが十分に認識されていない」等の課題が指摘されたところであり、これらの報告内容を踏まえた防災対策を推進するため、平成 28 年５月 31 日に、中央防災会議において防災基本計画が修正された。

その後、令和 7 年 7 月のカムチャツカ半島東方沖を震源とする地震に伴う津波では、炎天下の中、長時間にわたって津波警報が発表され、避難時や避難先での熱中症や、暑さをしのぐために一度避難した場所から別の場所に避難するなど、避難のあり方についての課題が見受けられたことから、大規模地震防災対策推進検討会（令和 7 年 12 月報告）の指摘を踏まえ、指定緊急避難場所における機能面の充実を図ることとした。

本手引きは、災害対策基本法（以下「法」という。）第 49 条の４から第 49 条の６まで及び第 49 条の８に基づく指定緊急避難場所の指定制度について、施行から 11 年以上が経過する中、いまだに指定緊急避難場所の指定が完了していない市町村や、指定に苦慮している市町村があることを踏まえ、地方公共団体における理解を深め、その適切・迅速な指定を促進することを目的に、これまで発出された各種通知の内容とともに、指定の検討に資する参考資料を整理したものである。

内閣府としては、各地方公共団体において、指定緊急避難場所の速やかな指定・必要な見直し等を進めるため、本手引きが活用されることを期待している。

２．指定緊急避難場所の指定制度の概要

（１）意義

災害の危険が切迫した場合における居住者等（避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者を含む。以下同じ。）の安全な避難先を確保する観点から、市町村長は、災害の危険が及ばない施設又は場所を、洪水、津波等の災害の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定することとしたものである（法第 49 条の４）。

○災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）

（指定緊急避難場所の指定）

第四十九条の四　市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならない。

法第 49 条の８は、「指定緊急避難場所」と「指定避難所」は相互に兼ねて指定することを可能としているが、以下の区別に十分留意する必要がある。

○指定緊急避難場所：居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所

○指　定　避　難　所：避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設

平成 23 年３月の東日本大震災では、津波からの避難先として想定されていた、法改正以前のいわゆる「避難所」に避難した結果、居住者等が被災するといった事例が報告されており、法はこのような教訓を踏まえ、同一の施設や場所（例：学校）が全ての災害種別に対して安全な避難場所であるとは限らないことから、災害種別に応じた適切な指定の検討を求めている。

指定緊急避難場所は、体育館や公民館といった施設に限らず、高台にある公園や広場といったオープンスペースや駐車場、グラウンド等の場所を指定することが可能であるが、こうした公園や広場などは発災後に一定期間滞在する場としては必ずしも適切ではない場合があり、災害の危険が去った後、当該災害により自宅が損壊している場合等においては、居住者等が指定緊急避難場所から指定避難所へ移動する必要が生じることに留意する必要があ

る。

また、当該市町村において、公共施設だけでは十分な避難場所を確保することが困難である場合は、民間事業者が所有する施設や個人宅の敷地等を指定することを検討し、避難場所を確保することが必要である。その場合は施設管理者や所有者と適切に協議を行った上で指定する必要がある。

さらに、指定緊急避難場所は当該市町村内の施設又は場所を指定することが一般的であるが、想定される最大規模の津波や洪水等による浸水想定区域が当該市町村内の広範な地域に及ぶことが想定され、その市町村内に十分な指定緊急避難場所を確保することが困難な場合や、当該居住者等の所在地によっては近隣の市町村へ避難した方が適切と判断される場合においては、近隣の市町村・施設管理者との協議の下、市町村の区域を超えて指定緊急避難場所を指定しても差し支えない。

このほか、既に指定を行った指定緊急避難場所についても、想定される災害の規模・範囲・態様等に変更が生じた場合を含め、その適切性について不断の見直しを行うことが重要である。本手引きでは、指定緊急避難場所の指定や見直しに当たって参考となる内容として、後掲の３．に示す指定基準や４．に示すフロー図（例）などを記載している。

（２）「異常な現象の種類」の内容

法第 49 条の４第１項において、指定緊急避難場所は、「洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに」市町村長が指定することとされている。

この規定は、それぞれの異常な現象から緊急に逃れるための避難場所を定め、これを居住者等へ周知することにより、円滑かつ安全な避難を促進しようとするものである。

異常な現象から緊急に避難するという趣旨を踏まえると、これらの異常な現象による災害の範囲、規模等が一定程度想定可能であることが必要であり、例えば洪水や津波について行う浸水想定が挙げられる。

なお、地震については日本全国のあらゆる地域で発生する可能性があるため、その範囲をあらかじめ定めることは困難であるものの、地震による建物倒壊の危険性が迫っている中、余震が続いている場合などにおいて、広場への逃げ込みなどは有効な避難手段であり、既に多くの市町村において、地震に対する避難場所の指定が行われている状況であることから地震も対象としている。

こうしたことを踏まえ、災害対策基本法施行令（以下「令」という。）第 20 条の４においては、異常な現象の種類として、「洪水」、「崖崩れ、土石流および地滑り」、「高潮」、「地震」、「津波」、「大規模な火事」を定めているほか、同条第７号の内閣府令で定める異常な現象の種類として、災害対策基本法施行規則（以下「規則」という。）第１条の６は「内水氾濫や噴火に伴い発生する火山現象（溶岩流や火砕流、噴石など）」を定めている。

○災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）

（政令で定める異常な現象の種類）

第二十条の四　法第四十九条の四第一項の政令で定める異常な現象の種類は、次に掲げるものとする。

一　洪水

二　崖崩れ、土石流及び地滑り

三　高潮

四　地震

五　津波

六　大規模な火事

七　前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める異常な現象の種類

○災害対策基本法施行規則（昭和三十七年総理府令第五十二号）

（令第二十条の四の内閣府令で定める異常な現象の種類）

第一条の六　令第二十条の四の内閣府令で定める異常な現象の種類は、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水及び火砕流、溶岩流、噴石その他噴火に伴い発生する火山現象とする。

３．指定緊急避難場所の指定基準等

（１）指定基準

法第 49 条の４第１項において、市町村長は、「政令で定める基準」に適合する施設又は場所を、洪水、津波等の災害の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定することとされている。「政令で定める基準」（令第 20 条の３）の内容は以下のとおりである。

○地震以外の異常な現象を対象とする指定緊急避難場所の場合

・①管理条件 かつ ②立地条件を満たすこと

ただし、②立地条件を満たさない場合には、①管理条件 かつ ③構造条件を満たすこと

○地震を対象とする指定緊急避難場所の場合

・①管理条件 かつ ④耐震条件を満たすこと

① 管理条件（令第 20 条の３第１号等）

管理条件は以下の（ｉ）及び（ⅱ）を**同時に**満たすことを求めている。

（ｉ） 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において居住者等に開放されること（令第 20 条の３第１号）

（ⅱ） 居住者等の受入れの用に供する部分について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくは移動等により避難上の支障を生じさせないこと（規則第１条の３）

①－１ 管理条件の趣旨

本条件は指定緊急避難場所がその役割を果たすための最も基本的な条件である。災害が差し迫った状況や発災時において居住者等が緊急的に避難し、身の安全を確保するためには、指定緊急避難場所が確実に開放されることが必要であると同時に、居住者等の受け入れに供する場所について、その避難経路上に障害が生じることがないようにする必要があることから、その旨を定めたものである。

①－２ 管理条件のポイント

本条件を満たすかどうかを判断するに当たって留意が必要となる項目は下記のとおりである。

○ 管理体制の状況

・発災時等における指定緊急避難場所の開放を行う担当者等があらかじめ定められていること

○ 施設の管理状況

・居住者等の受入れの用に供する部分（※）に、避難上の支障を生じさせる物品が存在しないこと又は物品が存在する場合には地震発生による物品の落下を防止するために必要な措置がとられていること

※後述の②における安全区域外に立地する施設については当該施設の居住者等の受け入れの用に供する部分までの経路を含む

指定緊急避難場所は発災時において確実に開放される必要があることから、例えば避難者の受入れ部分までの経路に階段を用いる必要がある場合には、常時開放されている階段（例：施設にあっては建物の外部階段等）が用意されていることが望ましい。

なお、平常時に施錠されている無人の施設又は場所については、時間的な猶予がない状況

下においても緊急的に開放する必要があることから、居住者等が自ら開放を行う手段が確保されている等、災害が発生し又は発生するおそれのある場合に確実に使用できる体制を整えておく必要がある。

また、地震時における居住者の受入れの用に供する部分やそこに至る経路については、荷物や設備等の物品だけではなく、非構造部材（天井版、建具等）の安全性についても確認する必要がある。

② 立地条件（令第 20 条の３第２号）

立地条件は以下のとおりである。

（ⅲ） 異常な現象（地震を除く）が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域（以下「安全区域」という）内にあるものであること

②－１ 立地条件の趣旨

指定緊急避難場所と指定避難所の区別がない法改正以前のいわゆる「避難所」として使用が想定されていた施設又は場所の中には、津波や洪水等による浸水想定区域あるいは土砂災害警戒区域等の中に存在するものがあり、居住者等が避難勧告等に従い、当該避難先へ避難した結果、かえって被災した事例が存在する。このため、災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所である指定緊急避難場所は、原則として、その危険が及ぶおそれがないと認められる「安全区域」内に立地することが求められることから、その条件を定めたものである。以下に安全区域に該当しない区域の例を異常な現象の種類ごとに示している。先述のとおり、地震については日本全国あらゆる地域で発生する可能性があるため「安全区域」は設定しない。

○安全区域に該当しない区域の例

洪水	・水防法の浸水想定区域（同法第 14 条第１項、2 項）
崖崩れ、土石流および地滑り	・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の土砂災害警戒区域（同法第６条第１項）、土砂災害特別警戒区域（同法第８条第１項） ・国土交通省所管の土砂災害危険箇所 ・林野庁所管の山地災害危険地区 ・農林水産省農村振興局所管の地すべり危険箇所
高潮	・水防法の浸水想定区域（同法第 14 条の３第１項）
津波	・津波防災地域づくりに関する法律の津波浸水想定（同法第８条）

	及び津波災害警戒区域（同法第 53 条第１項）
大規模な火事	・各地方公共団体において作成されている延焼危険度を示す地図等や、地震時等に著しく危険な密集市街地[1]等において大規模な火事による輻射熱等の影響が及ぶ範囲
内水氾濫	・水防法の浸水想定区域（同法第 14 条の２第１項）
噴火に伴い発生する火山現象（火砕流、溶岩流、噴石等）	・各火山地域に設置されている火山防災協議会（活動火山対策特別措置法第４条）において検討された火山ハザードマップ[2]が示す、各火山災害要因（火砕流、溶岩流、噴石等）の影響が及ぶおそれのある範囲

②－２ 立地条件のポイント

「安全区域」については、先に示した各区域・範囲や過去の災害履歴等を参考にして、市町村長が、想定する異常な現象の種類ごとにその判断をすることとなる。このため、市町村は、当該地域においてこれらの災害が発生するおそれがある区域の特定・把握が行われていない場合には、国、都道府県等への問合せを含め、可能な限り速やかにこれらの区域等の把握に取り組む必要がある。なお、これらの区域等の特定・把握までに長い時間を要するような場合、その特定・把握が完了するまで指定緊急避難場所を指定しないとすることは、居住者等の円滑かつ安全な避難を確保する観点から適切ではない。例えば安全区域を判断する際、水防法に基づく想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域の指定や、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害警戒区域の指定が完了していない場合は、これらの区域を基にすることなく、差し当たり過去に災害が発生した区域等を基に安全区域を判断し、指定緊急避難場所を指定することも差し支えない。この場合、居住者等の円滑かつ安全な避難に資するよう当該安全区域を判断する際に当該判断の基とした災害の規模等を明示した上で、居住者等に周知徹底を図るとともに、時間的に余裕がある場合にはより安全な場所へ移動することもあわせて周知することが必要である。

[1]住生活基本法（平成十八年六月八日法律第六十一号）に基づく住生活基本計画（全国計画）（平成 28 年３月 18 日閣議決定）において、「密集市街地のうち、延焼危険性又は避難困難性が高く、地震時等における最低限の安全性が確保されていない、著しく危険な密集市街地」とされている。

[2] 定義及び詳細な内容については内閣府が公表している「火山防災マップ作成指針（平成 25 年３月）による。

③ 構造条件（令第 20 条の３第２号ただし書（イ及びロ）等）

構造条件については、規則第１条の４、第１条の５に、「異常な現象に対しての安全な構造」として、以下（ⅳ）のイ、ロを**同時に**満たすことを求めている。

（ⅳ）立地条件を満たさない場合は下記のイ、ロを**同時に**満たす施設であること

イ　当該異常な現象に対して安全な構造のものであること

・当該異常な現象により生ずる水圧、波力、振動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること

・当該異常な現象が津波である場合にあっては、上記の構造であることに加え、地震に対する安全性に係る建築基準法　（昭和二十五年法律第二百一号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するものであること

ロ　洪水、高潮、津波等に係る施設については、想定水位以上の高さに居住者等受入用部分があり、かつ当該部分までの避難上有効な経路があること

③－１　構造条件の趣旨

基本的に指定緊急避難場所として指定する施設又は場所は、①管理条件を必ず満たすとともに、②立地条件を満たしていること（すなわちその立地が安全区域内であること）が基本となるが、仮に②立地条件を満たさない場合であっても、③構造条件を満たしている施設である場合には、指定した当該施設が異常な現象による影響を受けたとしても、避難者の身の安全が守られ、緊急時の避難場所として指定しても特段の支障は生じないものと考えられることから、本条件を定めたものである。

③－２　構造条件のポイント

本条件を満たすかどうかのポイントについては、すでに一部の災害種別に対して安全に関する基準が定められている場合があり、こうした基準を参考として指定を検討することが有効であることから、次頁に参考となる基準の例を示している。なお、津波は地震に伴い発生するため、津波を対象とする避難場所については、津波だけではなく「地震に対して安全な構造」であることも求めている。「地震に対して安全な構造」の内容については後述の④耐震条件に記載している。

○参考となる基準の例

津波	（イ）津波防災地域づくりに関する法律第 56 条第１項第１号、第２号及び津波防災地域づくりに関する法律施行規則第 31 条第１号に基づき定められている基準[3] （ロ）「津波避難ビル等の構造上の要件の解説」（平成 24 年２月、国土交通省国土技術政策総合研究所、一般社団法人建築性能基準推進協会、協力独立行政法人建築研究所）[4]
崖崩れや土石流、地滑り等の土砂災害	（ハ）建築基準法施行令第 80 条の３に基づき定められている基準[5]（土砂災害特別警戒区域内に立地する施設の場合） （ニ） 鉄筋コンクリート造等の極力強固な構造などを備えていること（土砂災害特別警戒区域を除く土砂災害警戒区域内や土砂災害危険箇所等に立地する施設の場合） ※なお、できる限り上層階に避難することを基本とする。
洪水や内水氾濫等	（ホ） 基本的に堤防等の近傍に立地しておらず、かつ想定水位以上の高さに避難スペースがあること等[6]

なお、例えば想定水位以上の高さに避難スペースがあるかどうかを判断するに当たり、浸水想定などの具体的な被害想定が実施されておらず、当該被害想定を行うまでの間に長期間を要するような場合には、過去の津波や洪水発生時の水位の実績等を基に判断することも差し支えない。この場合、その旨を適切に周知するとともに、時間的に余裕がある場合には、より安全な場所へ移動することも併せて周知する必要がある。

---

[3] 具体的には、「津波浸水想定を設定する際に想定した津波に対して安全な構造方法等を定める件」（平成 23 年国土交通省告示第 1318 号）による。

[4] （ロ）は（イ）の内容について解説した資料である。

[5] 具体的には、同施行令における「最大の力の大きさ等」については、各都道府県が公表している土砂災害特別警戒区域の告示図書等において示されており、「国土交通大臣が定めた構造方法」については、「土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の外壁等の構造方法並びに当該構造方法を用いる外壁等と同等以上の耐力を有する門又は塀の構造方法を定める件」（平成 13 年国土交通省告示第 383 号）による。

[6] 洪水時に家屋が流失・倒壊するおそれがある範囲（洪水時家屋倒壊危険ゾーン）の考え方及び流体力による建物の倒壊等条件の試算例については、「洪水浸水想定区域図作成マニュアル（第４版）（平成 27 年７月、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室、国土技術政策総合研究所河川研究部水害研究室）」の内容が参考となる。

このほか津波については、南海トラフ地震や相模トラフ沿いの海溝型地震、日本海における大規模地震等、一部の大規模地震については内閣府又は国土交通省が陸域の津波浸水想定結果を公表しているため、各都道府県において津波の浸水想定が完了していない場合には、こうした検討結果を活用しながら、速やかに指定緊急避難場所の指定を進める必要がある。

④ 耐震条件（令第 20 条の３第３号等）

耐震条件は以下（ｖ）のイ、ロのいずれかに適合することを求めている。

（ｖ）地震が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用する施設又は場所にあっては、次の基準のいずれかに適合するものであること

イ　当該施設が地震に対して安全な構造のものであること

ロ　当該場所又はその周辺に地震が発生した場合において人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある建築物、工作物その他の物がないこと

④－１　耐震条件の趣旨

先述のとおり、地震は他の異常な現象とは異なり、日本全国のあらゆる地域で発生する可能性があるため、その安全区域を想定することは困難である。このため、当該施設が地震に対して安全な構造を有している場合や、当該場所又はその周辺に人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある建築物、工作物等の物がない場合には、当該施設等を地震（主として余震を想定）時における指定緊急避難場所とすることができる旨について定めたものである。

④－２　耐震条件のポイント

規則第１条の５において、「地震に対して安全な構造」の内容については、地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合することを求めている。

○災害対策基本法施行規則（昭和三十七年総理府令第五十二号）

（令第二十条の三第三号イの内閣府令で定める技術的基準）

第一条の五　令第二十条の三第三号イの内閣府令で定める技術的基準は、地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するものであることとする。

地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合す

るものの例としては、当該施設の構造が少なくとも昭和 56 年に定められたいわゆる「新耐震基準」に適合すること等が挙げられる。

⑤ その他の条件

先述の①から④の条件のほか、各市町村において、地域の実情に応じ、別途独自の基準を設けることは特段差支えない。

また、指定緊急避難場所は居住者のみならず、通勤・通学者や旅行者など、滞在者等に対しても開放することが前提とされているため、昼間人口が夜間人口より著しく多い地域や平常時から多くの旅行者が滞在している地域においては、そのような地域特性を踏まえ、必要な指定緊急避難場所等の確保を図ることが必要である。

⑥ 指定基準に関する留意点

法第 49 条の 4 第 1 項において、市町村長は、「防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案」し、「必要があると認めるときは」、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所を指定しなければならないこととされている。

「必要があると認めるときは」と規定している趣旨は、指定緊急避難場所は洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに指定することとされているものの、例えば、そもそも海岸を持たず津波の発生が想定されない地域については津波の発生に備えた指定緊急避難場所を指定する必要性がないなど、各地域の実情によっては、必ずしも当該異常な現象について指定緊急避難場所を指定する必要がない地域もあることを踏まえ、各市町村長が必要な指定緊急避難場所の判断を行うこととしたものである。

こうした指定緊急避難場所の指定の必要性を判断する際には、「防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案」することとしている。ここでいう「防災施設の整備の状況」は災害の防護施設（堤防等）の整備状況、発災時における緊急の避難場所となり得る防災施設の有無やその分布の状況、「地形」は中山間部や平野部などの地表の起伏や高低の状況、「地質」は地盤の状況等を意味しているが、このほか指定緊急避難場所の指定を行うに際しては、その他の地域の実情に応じた諸々の状況を総合的に勘案することが必要である。

（津波避難ビル・津波避難タワー等の指定・整備が完了するまでの暫定的な対応について）

地震発生から津波がすぐに到達する地域で、高台等の避難場所がないところについては、津波避難ビル・津波避難タワー等を整備し、レベル 2 の津波に対しても避難場所の安全性を確保する必要がある。

しかしながら、レベル 2 対応の津波避難ビル・津波避難タワー等の指定や整備に時間を要する一方で、レベル 2 より小さい津波の発生も想定され、少しでも命が助かる確率が高い建物をなるべく多く確保しておくことが重要である。

レベル 2 の津波に対する津波避難ビル・津波避難タワー等の安全性が確保できるまでの暫定的な措置として、レベル 2 の津波に対する安全性が十分に確保できていない施設であっても、安全な場所へ避難する時間がない状況での緊急的行動として、少しでも助かる確率が高いビル等を活用することが考えられる。そのため、指定緊急避難場所としては指定できないものの、できる限りの確保に努めるものとする。

なお、レベル 2 の津波に対する安全性が確保できていない施設を使用する場合には、安全な施設に逃げることが基本であることに加え、あくまでも緊急的な措置であることを地域住民等に対して周知したうえで使用することとする。

（２）指定緊急避難場所の管理者の同意

法第 49 条の４第２項において、市町村長が指定緊急避難場所を指定するに当たっては、当該指定緊急避難場所の管理者の同意を得なければならないこととしている。これは、政令で定める基準に適合する施設又は場所が指定緊急避難場所として指定された場合には、法第 49 条の５の規定に基づき、当該指定緊急避難場所の管理者に対して、指定緊急避難場所を廃止し、又は指定緊急避難場所の現状に政令で定める重要な変更を加えようとするときに、市町村長への届出義務が発生することや、指定緊急避難場所として指定された施設又は場所は、実際に緊急の避難場所として使用されることとなったときは、その本来の目的での使用が制限され、又は不能となることなどを踏まえた措置である。

○災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）

（指定緊急避難場所の指定）

第四十九条の四

２　市町村長は、前項の規定により指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者（当該市町村を除く。次条において同じ。）の同意を得なければならない。

「指定緊急避難場所の管理者（当該市町村を除く。次条において同じ。）」と規定されているとおり、管理者から当該指定緊急避難場所の指定の主体である市町村を除いた趣旨は、指定緊急避難場所の管理者と指定緊急避難場所の指定の主体が一致している場合には、当該管理者から同意を得る意義に乏しいことによるものである。なお、他の市町村が管理する施設又は場所を指定しようとするときは、管理者である市町村からの同意を得る必要がある。

同意の取得方法については、基本的にその方法は問わないこととしており、例えば電話や文書等により管理者へ確認を行うことなどが想定される。

また、本規定の施行前に文書等により既に管理者の同意を得ている場合においても、施行後に改めて同意を取る必要がある。その際には、当該管理者に対して法第 49 条の５に基づく届出義務が課されることとなる旨や届出の方法等についてあわせて周知する必要がある。

（３）指定緊急避難場所を指定した旨の都道府県知事への通知及び公示等

法第 49 条の４第３項においては、市町村長が指定緊急避難場所を指定しようとするときは、その旨を都道府県知事に「通知」するとともに、「公示」しなければならないこととしている。

○災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）

（指定緊急避難場所の指定）

第四十九条の四

３　市町村長は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を、都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

市町村長から都道府県知事に対し指定緊急避難場所の指定に係る通知を行うに当たっては、次頁の報告様式１[7]に必要事項を記載した上で各都道府県へ送付することとなる。

指定緊急避難場所の指定状況に関する都道府県への通知様式

記載例１

令和●●年●月●日現在
●●県●●市（都道府県名／市町村名）

共通ID	施設・場所名	住所	管理担当連絡先	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数（数値）	算定基準（数値）	備考	記載情報の変更有無	新規登録の有無	
				洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象							
E1310100055201	××小学校	○○県　○○市○○区○○町　1-1-1	(012)345-6789	1	1		1		1	1		1	100	1				
E1310100066201	××中学校	○○県　○○市○○区○○町　1-1-2	(012)345-6790	1	1		1		1	1		1	50	2				
E1310100077201	××小学校	○○県　○○市○○区○○町　1-1-3	(012)345-6791	1	1		1		1	1		1	80	1.5		1		※修正の記載例
E1310100088201	××中学校	○○県　○○市○○区○○町　1-1-4	(012)345-6792	1	1		1		1	1		1	90	3				
E1310100099201	××小学校	○○県　○○市○○区○○町　1-1-5	(012)345-6793	1	1		1		1	1		1	15	5			1	※新規の登録例

報告様式１

このうち、「想定収容人数」の算定基準については、当該指定緊急避難場所の備える機能等に応じて、各地方公共団体において適切に定めれば足りるものとされる。

このほか、指定緊急避難場所を指定した旨を公示する方法について、その方法は特段問わない。例えば、各市町村における条例の公示と同じ方法をとることなどが想定される。

また、発災時に居住者等の指定緊急避難場所への円滑かつ迅速な避難を確保する観点から、法に基づき市町村長が指定緊急避難場所を指定する旨を地域防災計画などに位置付けた上で、ホームページにおける公表や広報誌への掲載による周知を徹底するほか、各市町村で作成している防災マップに記載すること等を通じて、居住者等に広く周知を図ることが望ましい。

[7] 様式については「指定緊急避難場所・指定避難所の指定等に係る様式変更及び全国共通避難所・避難所 ID 体系の運用等について」（令和６年９月９日　府政防第 1233 号　消防災第 179 号　国地応処第 36 号）による。

（４）指定緊急避難場所の変更等に関する届出

法第 49 条の５等においては、指定緊急避難場所の管理者は、指定緊急避難場所を廃止し、又は指定緊急避難場所の現状に「政令で定める重要な変更」を加えようとするときは、「内閣府令で定めるところにより」市町村長に届け出なければならないこととしている。

○災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）

（指定緊急避難場所に関する届出）

第四十九条の五　指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、又は改築その他の事由により当該指定緊急避難場所の現状に政令で定める重要な変更を加えようとするときは、内閣府令で定めるところにより市町村長に届け出なければならない。

これは、指定緊急避難場所の指定の対象となる施設又は場所の一定以上の総面積の変更は、指定緊急避難場所としての使用や、居住者等の安全の確保に多大な影響を及ぼすものと考えられるためである。具体的には、令第 20 条の３において、指定緊急避難場所の指定基準として、以下について規定していること等に対応させる形で、「政令で定める重要な変更」の内容については、令第 20 条の５において定めている。

○令第 20 条の３に規定する指定基準

・安全な構造であること（同条第２号イ）
・想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等受入用部分があること（同号ロ）
・居住者等受入用部分までの避難上有効な経路があること（同号ロ）
・当該施設が地震に対して安全な構造のものであること（同条第３号イ）

○令第 20 条の５に定める重要な変更の内容

・指定緊急避難場所の総面積の 10 分の１以上の面積の増減を伴う変更（安全区域外にある洪水、高潮、津波等に対する指定緊急避難場所として指定した施設の場合は居住者等受入用部分の面積）

・安全区域外にある指定緊急避難場所（地震を対象とするものを除く）のうち、下記に該当する事項

イ　改築又は増築による当該指定緊急避難場所の構造耐力上主要な部分[8]の変更

ロ　洪水、高潮、津波等に係る当該指定緊急避難場所の居住者等受入用部分までの避難上有効な階段その他の経路の廃止

・地震が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用する指定緊急避難場所（施設であるものに限る）については、改築又は増築による当該指定緊急避難場所の構造耐力上主要な部分の変更

なお、指定緊急避難場所の総面積の 10 分の１以上の面積の増減があったか否かを検討するに際しては、市町村から都道府県への通知において、想定収容人数を算定する際に参考とした当該施設・場所の総面積を基に判断することとなる。

また、「内閣府令で定めるところにより」の内容については、規則第１条の７において定めているとおり、市町村長へ届出を行うに際しては、変更の内容について記載した書面である届出書によって行う必要がある。その際、具体的な様式については法令上特段定めていないが、各市町村においては、施設管理者の負担を考慮の上、必要な変更事項を適切に把握できるよう、当該届出に必要となる簡易な様式を定めておくことが望ましい。

また、届出の方法についても、簡易な方法を各市町村において定めておくことを推奨する。

○災害対策基本法施行規則（昭和三十七年総理府令第五十二号）

（変更の届出）

第一条の七　法第四十九条の五（法第四十九条の七第二項 において準用する場合を含む。）の規定による変更の届出は、当該変更の内容を記載した届出書を提出して行うものとする。

[8] 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。具体的には、同号において「基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう。）、床版、屋根版又は横架材（はり、けたその他これらに類するものをいう。）で、建築物の自重若しくは積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるもの」と規定されている。

（５）指定緊急避難場所の指定の取消し

法第 49 条の６においては、居住者等の安全の確保の観点から、指定緊急避難場所が廃止され、又は指定緊急避難場所の指定基準に適合しなくなったと認めるときは、当該指定緊急避難場所の指定を取り消すこととされている。

また、当該指定を取り消したときは、各市町村において、その旨を都道府県知事に通知するとともに、公示することが必要である。当該公示に際しての特段の様式等は定めていないが、指定緊急避難場所の指定を行った際の公示と同様の方式に従って適切に居住者等への公示を行う必要がある。また、指定緊急避難場所の管理状況の把握についても、変更届出によるほか、防災訓練で使用する際に状況把握するなど、施設の管理状況の適切な把握に努める必要がある。

〇災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）

（指定の取り消し）

第四十九条の六　市町村長は、当該指定緊急避難場所が廃止され、又は第四十九条の四第一項の政令で定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の規定による指定を取り消すものとする。

２　市町村長は、前項の規定により第四十九条の四第一項の規定による指定を取り消したときは、その旨を、都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

（６）既存の避難場所等の見直しの検討及びその指定

法の指定緊急避難場所の指定等に関する規定の施行前から、既に各市町村において定めている避難場所等については、関係規定や先述の内容に沿って、各市町村において以下のとおり適切に対応する必要がある。

① 既存の避難場所等の見直しの検討

本指定制度の施行前から既に定められている避難場所等については、先述の指定基準に沿って、指定緊急避難場所として安全性等を満たすかという観点から、改めて検証するとともに、当該基準を満たさない場合、当該避難場所等の指定を取り消す必要がある。

また、当該避難場所等を指定緊急避難場所として市町村地域防災計画に位置付ける際には、指定緊急避難場所と指定避難所を区別して位置付けるほか、指定緊急避難場所については、洪水、津波等の異常な現象の種類ごとに、位置付けることとなる。その際、指定緊急避難場所について、法第 49 条の８において規定しているとおり、指定の対象となる施設が指定緊急避難場所と指定避難所の双方の指定基準に適合している場合には、両者を兼ねることが可能である。

○災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）

（指定緊急避難場所と指定避難所との関係）

第四十九条の八　指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

② 指定緊急避難場所の表示方法

地域防災計画に位置付ける指定緊急避難場所の個別の名称については、居住者に両者の違いが十分に理解される限りにおいて、必ずしも地域において運用される呼称までを法律上の「指定緊急避難場所」とすることを求めるものではないが、両者の区別について居住者等に混乱が生じないように居住者への周知に当たっては工夫・配慮が必要である。その上で、各地方公共団体において以前から使用している名称をもって表示することも可能である。

また、既に市町村地域防災計画などにおいて、仮に指定緊急避難場所や指定避難所のどちらにも分類することが困難と考えられる避難場所等を定めている場合や今後定める場合であっても、本規定は当該避難場所等を市町村地域防災計画等に位置付けることを禁止するものではない。ただし、その際は、災害対策基本法における指定緊急避難場所や指定避難所とは異なる避難場所等であることについて、その旨を明示するよう配慮する必要がある。

③ 指定緊急避難場所の「指定」の考え方

指定緊急避難場所の「指定」については、各市町村の地域防災計画などに法第 49 条の４第１項の規定に基づき市町村長が定めることを位置付けた上で、別途定めることで足りるものと解される。なお、指定後は公示を行い、居住者等へ適切に周知することが重要である。

④ その他必要となる手続

法の施行前から既に定められている避難場所等が政令で定める指定基準に適合する場合であっても、本規定の施行前に避難場所等を各市町村の地域防災計画などに位置付けていたものについては、新たに法定化した下記の手続きを改めて経る必要がある。

○「指定緊急避難場所の管理者の同意」（法第 49 条の４第２項）

○「指定緊急避難場所を指定した旨の都道府県知事への通知及び公示」（法第 49 条の４第３項）

具体的には、本規定の施行前において、避難場所等を各市町村の地域防災計画などに定め、避難場所等の管理者の同意を得ている場合においても、当該管理者の同意を得ることが必要であるほか、避難場所等を定めた旨について都道府県知事へ通知するとともに、公示する

必要がある。

４．指定のフロー図（例）

先述の３．（１）の指定基準における①～④の条件を踏まえ、避難場所の指定までのフローを整理すると、以下のとおりとなる。（一連の手順を例として示したものであり、各条件を確認する順序について、必ずしも①管理条件の確認を始めに行う必要はない）

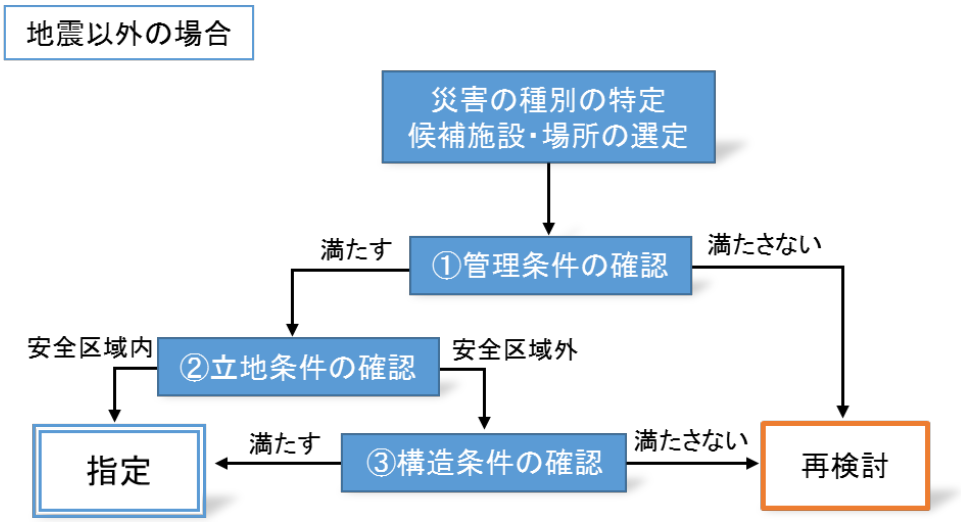

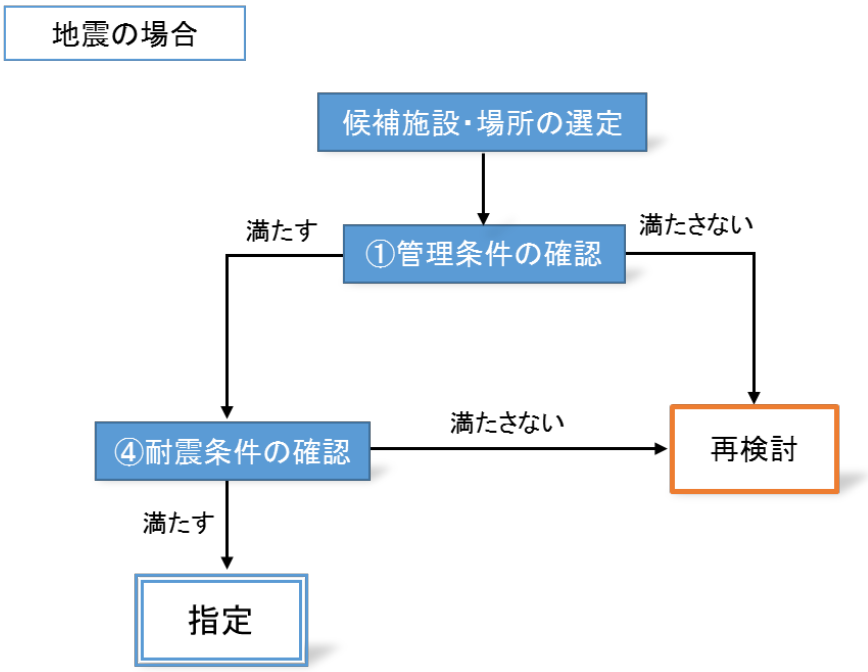

５．民間施設の指定等

（１）民間施設等の指定

各地域において想定される災害の態様・影響が及ぶ範囲、公共施設の数や人口の分布などの事情から、公共施設の指定だけでは十分な指定緊急避難場所を確保することが困難な場合は、公共施設の指定と併せて、民間施設についても指定を検討する必要がある。

特に、人口に比して公共施設の数が少ない一方で、内水氾濫や洪水、津波等の危険が広範に及ぶ危険性がある地域によっては、十分な避難場所を確保するために民間施設の指定が有効と考えられる。

このため、内閣府において、民間施設の指定を検討するに当たって参考となるよう、すでに民間施設を指定緊急避難場所として指定した一部の市町村に対して、ヒアリングなどの調査を行い、指定に当たっての事例・課題等を整理した結果を下記に示している。

このほか、一部の市町村では、個人宅の屋上や個人が所有する敷地を指定緊急避難場所として指定した事例も存在しており、公共施設や民間施設のいずれも指定が困難な場合においては、本事例も参考にしながら、柔軟な考えの下で指定を進めることが効果的である。

① 民間施設を指定した背景

避難場所として位置付けられる施設は公共施設であることが一般的であるが、その総数が限られ、公共施設だけでは十分な避難場所を確保できない場合においては、関係者の積極的な取組により民間施設が避難場所として位置付けられている事例が見受けられる。

特に、過去に大規模な地震・津波災害により被災を受けた地域では、民間事業者を含め、地域全体の防災意識が高く、民間施設の指定について円滑な調整が可能であった事例が見受けられる。

【事　例】

○公共施設だけでは想定される災害に対する避難場所が足りないため、民間施設を補完的に指定することとした。

○ゼロメートル地帯において、防災意識が高い居住者が、避難場所を確保するため、自発的に民間施設と調整を行ったことをきっかけに、民間施設の指定を行った。

○市と民間事業者が災害予防・対応に関して長らく協力関係にあり、円滑な指定が可能であった。

○自主防災組織と民間事業者がすでに直接協定を締結するなど協力関係を築いており、避難場所としての指定についても円滑に調整することが可能だった。

② 指定した民間施設の種類・場所の例

民間施設を指定した事例については、沿岸部において津波に対する避難場所を指定した事例が多く見受けられる。また、土砂災害や水害については指定基準を満たしているかどうかの判断が難しいとの意見がある一方、これらに対する避難場所も指定されている事例が見受けられる。

このほか、例えば商業施設を指定する際には、屋内ではなく、警備や補償、機密性などに関して問題が生じにくく、営業時間中であれば開設の体制整備も比較的容易な屋外の駐車場を指定した例など、民間事業者側の負担軽減を考慮した事例が多く見受けられる。

【事　例】
○ホテル、マンション、オフィスビルの廊下・踊場（津波の場合）
○商業施設等の自走式立体駐車場（津波の場合）
○スーパー、ホームセンター等の駐車場（地震、火災の場合）
○高速道路の敷地（主にサービスエリアの従業員用駐車場）（津波の場合）
○ロープウェイ駅（火山、地震の場合）

③ 指定が困難な施設・場所の例

民間施設の指定を検討する際は、企業秘密や個人情報保護等に関する事項が課題になりやすい。こうした課題により、民間施設の指定について協力を得ることが困難であった事例が多く見受けられる。

【事　例】
○金融機関の執務室内（多額の金銭や個人情報保護を扱っていることから、特別な配慮が必要なため）
○工場の屋内（衛生面や、工場内の機械に対する安全性に関して問題があるため）
○ホテル・アパート等の室内（個人のプライバシー保護の観点から問題があるため）

④ 指定を行うに際しての工夫・調整等

民間施設の指定に当たっては、指定を受ける側に何らかのメリットがある場合や、社会貢献への責任感がある場合は調整が進みやすい。また、実際に民間施設を指定する際には、あらかじめ必要事項を取り決めるため、多くの場合、市町村と施設管理者の間で協定を締結している。多くの市町村において、これらの協定書については市町村地域防災計画に盛り込まれており、一部の市町村ではホームページ等において協定書の内容を公開しているほか、内閣府が公開している「災害時応援協定システム」では全国の地方公共団体が締結した災害時応援協定の内容がデータベース化され、常時検索・閲覧が可能である。協定の内容を検討している市町村については、こうした情報を参考としながら、検討を進めることが有効である。

④－１ 指定を受ける側のメリット

民間事業者等の協力を得るためには、知名度の向上など、メリットと感じてもらえることがあれば指定に向けた調整が円滑に進みやすい。

【事　例】

○避難場所として施設の開放に協力することで、地元に貢献している姿勢を見せることができ、企業のイメージアップにも資する。

○市と企業の協定の締結式がマスコミ・自治体の広報紙等のメディアに取り上げられるなど、地域で話題となった。

○防災マップや町中の看板等に避難場所として施設や企業の名称が掲載されることで、知名度の向上につながる。

④－２ 指定に関する協定

民間事業者と避難場所の指定に関する必要事項について取決めを行うに当たっては、開設に係る細目を明確化する必要があるため、多くの場合協定を締結している。

【事　例】

○対象とする災害種別、開設のタイミング、避難に供する具体の場所（階層、部屋等）、施設・備品の破損時等に係る費用負担、避難時の事故等に係る責任、禁止事項等について明確化していた。

○既存の協定書をモデルとして示すことで、他企業との調整を円滑に進めることができた。

④－３　調整の円滑化

地方公共団体と民間事業者との調整を行うに当たっては、防災活動に積極的な個人・団体の協力があると、円滑な調整が可能となる場合がある。

【事　例】

○当該民間事業者の従業員が市のボランティア活動に参加しており、市と事業者との調整の間に入ってくれたおかげで円滑に話が進んだ。

○アパート・マンションの指定に当たっては、住人達が自主防災組織を編成している場合はスムーズに話が進むことが多い。他方、居住者の総会に諮る場合には手続に時間を要することもあった。

④－４　開設体制

指定緊急避難場所に指定するためには、先述の①管理条件にあるとおり、災害が発生し、又は発生する恐れのある場合において居住者等に開放される必要がある。そのため、民間施設を指定緊急避難場所として使用する場合、当該施設が施錠される休業日の開設体制等について特に注意が必要となる。

施設管理者等が不在の際の対応については、開錠の自動化、地域の自主防災組織等への鍵の管理・開錠の依頼等について協議・調整を行う必要がある。

【事　例】

○指定した民間施設は、週末は施錠されているので、鍵を管理している近隣従業員の連絡先を関係者に共有した。

○休日でも鍵の管理を必要としない駐車場の指定を行った。

④－５ 指定緊急避難場所以外の避難場所としての活用

本手引きにおいては、基本的に、法に基づく指定緊急避難場所についての考え方を示しているが、民間施設を指定緊急避難場所として指定せず、その補完的役割を担う避難場所として位置づけている事例も見受けられる。

【事　例】

○受け入れ対象者を津波から逃げ遅れた者に限定したり、市の避難場所が不足した際など、状況に応じて開設を依頼するように取り決めたりしたことで、民間事業者の負担が小さくなり、指定を受け入れてもらいやすくなった。

○民間事業者に対して指定の相談に赴いたところ、当該事業者の関連企業の施設についても、指定緊急避難場所ではない避難場所として活用させてもらえることになった。

○各自治会が自ら民間事業者と避難場所の協定を締結できるよう、自治体において協定のひな形・ガイドライン・協力依頼のビラを作成・配布し、自助・共助の取組を促進している。これにより、水害時の避難には自治会が近隣高層マンションの協力を、地震災害時の避難にはマンション側が自治会の協力を得る共助の関係が築かれている。

○指定緊急避難場所ではないものの、駐車場の提供について民間事業者側から積極的な提案があった。

⑤ 個人が所有する敷地等の指定

避難場所として有効な公共施設や民間施設が無く、個人が所有する民家・敷地のみが存在するような地域では、個人宅の屋上や庭を指定緊急避難場所として指定した事例が見受けられる。

【事　例】

○南海トラフ地震により、短時間での津波到達が想定される地域において、当該地域に避難場所として適当な公共施設等が存在しないことから、個人宅の所有者と調整の上、庭を指定することとなった。

○東日本大震災の被災地において、巨大津波に対する十分な避難場所を確保するため、個人宅の敷地や屋上を指定することとなった。

（２）市町村の区域を超えた指定

市町村長が指定緊急避難場所の指定を行うに当たっては、当該市町村内の施設又は場所を指定することが一般的である一方、地域の大部分が浸水想定区域となっている等の事情により、当該市町村内に十分な避難場所を確保できない場合や、居住者等が近隣の市町村へ避難する方が妥当と判断される場合には、近隣市町村・施設管理者との協議の下、指定緊急避難場所を近隣の市町村に指定することも差し支えない。

なお、近隣市町村の民間施設等を指定する場合には、当該施設の管理者から同意を得る必要があるが、近隣市町村における災害対応時の混乱を避けるため、あらかじめ指定した施設等が所在する近隣市町村に対しても適切に協議を行うことが望ましい。

（３）指定緊急避難場所の確保が困難な場合の対応

先述の民間施設等の活用や市町村の区域を超えた指定を検討してもなお、指定条件を満たす場所等が近隣に無く、指定緊急避難場所を確保することが困難な場合に居住者等の差し当たりの安全を確保するためには、市町村において指定緊急避難場所以外の比較的安全な避難場所を確保することや、自主防災組織等が地域内で比較的安全な施設等を「近隣の安全な場所」として自主的に設定することに対して助言を行うことといった対応が考えられる。

こうした場合においても、居住者等に対しては、早めの避難行動を開始することにより可能な限り指定緊急避難場所への立退き避難を行うよう心がけることが原則であることや、指定緊急避難場所以外の避難場所や「近隣の安全な場所」は一定のリスクを抱えている場合があること等を周知する必要がある。

６．指定緊急避難場所の機能等

（１）滞在環境

指定緊急避難場所は、災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所であり、避難が長時間にわたった場合、避難環境によっては熱中症や低体温症などの健康障害が生じるおそれがある。

避難が長時間にわたることも想定し、指定緊急避難場所の熱中症対策及び防寒対策として、テントや飲料水、冷却剤、防寒具、非常食、簡易トイレなどの備蓄品を可能な範囲で備えることや、防災東屋や防災コンテナなどの施設整備を推奨する。

なお、遠地津波で津波が到達するまでに一定の時間を有する場合は、避難時に個人で飲料水や体を冷やす冷却グッズや、体を温める防寒グッズなど備蓄品を用意した非常持ち出し袋の携帯を呼びかけるなど自助を促すことも効果的である。

民間施設を避難場所として活用する場合においては、空調設備環境の確保や備蓄の提供など、施設管理者との連携強化に努めるものとする。

また、指定緊急避難場所は一時退避が目的であり、長時間の滞在は想定していないため、避難者の救助等の観点から避難者を把握することも重要である。無線機やトランシーバー、衛星電話などの設置や、監視カメラ、ドローンなどのデジタルツールを活用などにより、避難者の把握に努めるものとする。

（２）円滑な避難に関する環境整備

避難に弱い立場にある高齢者や障害者等は、避難経路や避難施設等の状況により、移動や利用に支障が生じるおそれがある。

指定緊急避難場所の整備にあたっては、高齢者や障害者等が円滑に避難を行えるよう、スロープを設置し段差解消を図るなど、バリアフリー環境の整備に努めるものとする。

７．居住者等に対する周知のための措置等

（１）意義

指定緊急避難場所の所在地をはじめ、災害の危険が及ぶことが想定される地域や避難経路、避難情報の入手・伝達方法等の災害に関する情報を居住者等にあらかじめ周知しておくことは、発災時における居住者等が円滑に避難を行う上で極めて重要である。このため各市町村においては、平時より、想定している災害や指定緊急避難場所の所在地をはじめ、避難を行う上で必要となる情報を記載した防災マップ等の作成・周知に努めることが重要である。

（２）周知の方法

法第 49 条の９において、市町村長は災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難経路等を記載した印刷物の配布等の必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされている。

○災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）

（居住者等に対する周知のための措置）

第四十九条の九　市町村長は、居住者等の円滑な避難のための立退きに資するよう、内閣府令で定めるところにより、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項を居住者等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

「内閣府令で定めるところにより」の具体的な内容としては、規則第１条の８において、居住者等に周知させるための必要な措置の内容について規定している。具体的な措置の内容については以下に掲げるとおりである。

○規則第１条の８で定める措置

・異常な現象が発生した場合に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがある土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難経路等の事項を記載したもの（電子的方式、磁気的方式など知覚によっては認識不可能な方式でつくられる記録を含む。）を、印刷物の配布など適切な方法により、各世帯に提供すること

・図面に表示した事項及び記載した事項に掲げる情報やインターネットの利用その他の適切な方法により、居住者等がその提供を受けることができる状態に置くこと

（３）周知に関する一般的留意点

指定緊急避難場所について周知する際は、以下の点に留意する必要がある。

○指定緊急避難場所と指定避難所の目的、要件等が異なっていること
○指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねて指定されている場合があること
○指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされており、避難の際には発生するおそれのある災害種別に適した指定緊急避難場所を避難先として選択する必要があること
○市町村地域防災計画などにおいて、指定緊急避難場所以外の避難場所を位置付ける場合、指定緊急避難場所とは異なる避難場所である旨を明示すること
○各種ホームページでの公表や防災マップ等の配布を行う際、掲載されている内容が最新のものとなるよう留意すること

（４）表示方法

先述のとおり、指定緊急避難場所を地域防災計画に位置づける際や、リストをホームページ等で公開する際などは、必ずしも地域における個別の呼称までを法律に合わせて「指定緊急避難場所」とすることを求めるものではなく、従来から各地方公共団体で使用している名称をもって表示することも可能である。ただし、その場合には、当該避難場所が法に基づく指定緊急避難場所であることについて、居住者等に十分に理解されていることが必要であり、周知に当たっては工夫・配慮する必要がある。

また、居住者等の指定緊急避難場所への円滑な避難誘導や、当該避難場所の存在の周知・啓発のためには、そこへ至る避難経路も含めて、標識を設置することが有効である。

指定緊急避難場所については、観光客をはじめとする滞在者を含めた居住者等に対し、その避難場所がどの災害に対応しているか一目でわかるようにする必要があるため、平成 28 年３月に災害種別図記号及び避難誘導方法についての日本工業規格（JIS）が制定された。これを受けて、都道府県（市町村や関係機関を含む）に対し、全国統一的に運用するよう周知がなされているところである。[9]次頁にその図記号及び「災害種別避難誘導標識システム（JIS Z9098)」を使用した標識の記載例を示している。指定緊急避難場所が災害の種類によって異なることについて、居住者等が正しく理解できるよう、各市町村においては、JIS に

[9] 詳細は「事務連絡 災害種別図記号による避難場所表示の標準化の取組について（平成 28 年３月 23 日 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当)、総務省消防庁国民保護・防災部防災課長)」による。※「標識システムにおける記載例」についても同事務連絡より転載。

定められた図記号を用いてわかりやすい案内板等を整備するよう努める必要がある。

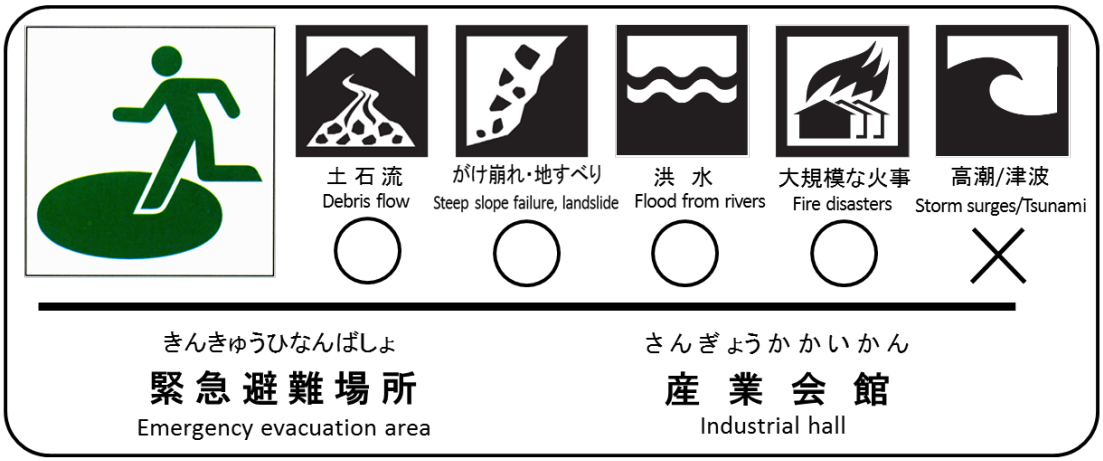

標識システムにおける記載例

（５）国土地理院管理のウェブ上の地図における指定緊急避難場所情報の公表

国土地理院、内閣府及び消防庁においては、居住者等の円滑かつ迅速な避難の確保及び居住者一人ひとりの避難先の容易な確認に資するため、指定緊急避難場所の名称・所在地等の情報を掲載・管理するための指定緊急避難場所データを作成し、都道府県、市町村から提供された指定緊急避難場所の情報を、国土地理院が管理するウェブ上の地図に反映することとしていたところ、平成 29 年２月 22 日より、「地理院地図」において公開を開始した。このデータは、オープンデータとして学校や地域における防災訓練・防災教育、企業における防災アプリケーションの開発等に活用可能である。

なお、より充実した指定緊急避難場所のデータを作成し、適切な避難の推進に資するものとするため、今後も新しく指定・整備が完了した指定緊急避難場所データについては順次公開するとともに、指定内容に変更が生じた場合は、データの更新を行うことから、各都道府県・市町村には、引き続き指定緊急避難場所データの整備及び地理院地図への掲載のための報告等への協力を依頼している。[10]

[10] データ報告等の詳細については「「地理院地図」における指定緊急避難場所データの公開開始について」（平成 29 年２月 16 日　国地応防第 33 号 府政防第 28 号 消防災第 24 号）による。

地理院地図における指定緊急避難場所の表示の様子（http://maps.gsi.go.jp/）

（６）防災訓練・防災教育等の活用

指定緊急避難場所への迅速な避難、避難所へ円滑な移動など、災害時の適切な避難行動を可能とするためには、普段から市町村と居住者等が一体となって防災マップ等の作成を行うほか、各種防災訓練・防災教育等を通じて、居住者等に対し、指定緊急避難場所等の趣旨、所在地情報、地域において想定される災害リスク等の周知徹底を行うなど、避難行動の定着に努めることが重要である。

また、すでに地方公共団体において災害種別毎にハザードマップ等を作成し、居住者・施設管理者等への配布や広報に努めている場合であっても、地区によって想定される災害が様々であること等の理由から、実際の避難行動に十分役立っていない可能性がある。そのため、平成 25 年の法改正で新たに制度化された「地区防災計画」を活用し、住民自らが指定緊急避難場所とそこに至る避難経路を盛り込んだ地区独自のハザードマップや避難計画を作成しておくことや、居住者・施設管理者等が、想定される災害種別毎に選択すべき避難先や避難に際して確認すべき防災情報など、避難に当たりあらかじめ把握しておくべき情報を記載する「災害・避難カード」[11]を作成・活用することが有効である。こうした取組により、災害種別ごとに作成されているハザードマップ等の情報を基にして、各家庭や各施設において、災害種別ごとに、どのように行動するかを確認し、災害時は自らウェブ上の防災情報や、市町村長が発する避難勧告等の情報を判断材料として、躊躇することなく、あらかじめ定めた避難行動をとることができるようにしておくことが有効である。

---

11 「災害避難カード」の詳細な内容については内閣府ホームページに掲載している事例集（http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/pdf/saigai_jireisyu.pdf）による。

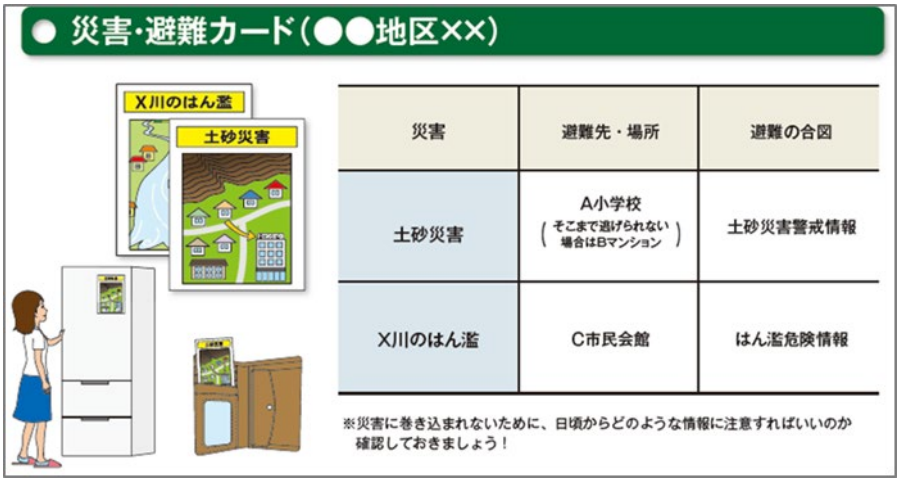

「災害・避難カード」のイメージ

（７）避難行動要支援者への配慮

避難行動要支援者は、要配慮者のうち、災害が発生した場合等に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（法第 49 条の 10 第１項）であり、避難に当たって以下の点等について特別な配慮が必要である。

○避難支援を受けて指定緊急避難場所に到着した避難行動要支援者について、当該施設の担当者等への引継ぎの方法等を検討しておくこと
○災害の危険が去った後、避難行動要支援者について、避難所への円滑かつ迅速な移送等を実施するため、移送先・移送方法等をあらかじめ市町村において検討し、避難行動要支援者や移送先となる関係行政機関、運送事業者等と調整を図っておくこと

なお、避難行動要支援者の避難所への移送方法としては、事前に運送事業者と協定を締結しておくことのほか、必要に応じ、災害救助法第７条第１項に基づく輸送関係者に対する従事命令、法第 86 条の 14 による被災者の運送の要請等の措置が活用可能である。

８．指定緊急避難場所への避難等

（１）移動手段

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、指定緊急避難場所への移動にあたっては徒歩を原則としているところである。一方で津波到達時間や指定緊急避難場所までの距離、要配慮者の存在など、地域の実情により自動車で避難せざるを得ない場合がある。一斉に自動車で避難した場合、指定緊急避難場所までの交通渋滞や駐車場所の問題など、避難が円滑にできないおそれがある。

徒歩避難が原則であるが、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合には、交通渋滞等による逃げ遅れが生じないよう、地域による自動車利用の選定や避難経路の確保、駐車スペースの拡充など、あらかじめ安全に避難できる方策を検討し、平時から避難訓練を行うなど住民等の円滑な避難確保に努めるものとする。

（２）緊急時において一時的に津波リスクがある経路を通過する場合の措置

大津波警報や津波警報発表中において、避難した指定緊急避難場所から津波リスクがある場所を通過して、別の場所に移動することは避けるべきである。生命の危険がある等の健康上やむを得ない事由等により、緊急的に移動が必要な場合に限っては、津波の発生状況をスマートフォン等で確認するなど、最大限、避難者の安全を確保したうえで、津波リスクが低い安全な経路で移動するものとする。

【参考】自動車避難を津波避難計画に取り入れている事例

■左折ルール化の事例

北海道浜中町では、自動車避難に伴う渋滞が生じないよう、自動車避難の場合はたとえ避難場所が右折したほうが近かったとしても、渋滞の原因となる右折を控え、避難時には左折して避難場所へ向かうことを徹底することを要請している。

町の津波避難計画にもその旨明示し、日頃から訓練を実施することで左折ルールの浸透・徹底を図っている。

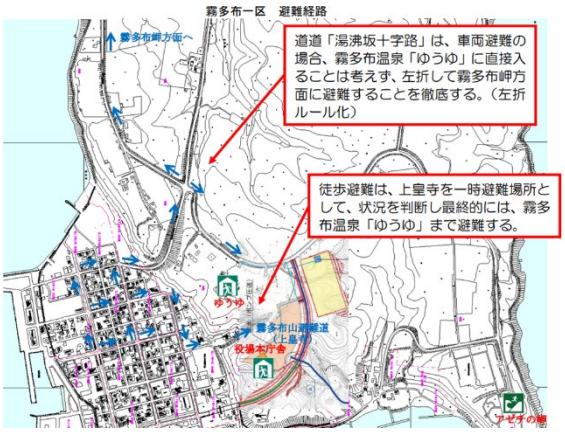

出典：浜中町津波避難計画より抜粋

■地区ごとに移動手段を検討している事例

宮城県亘理町では、自動車での避難は交通渋滞を招くおそれがあるため、避難手段は原則徒歩としているが、海岸部は平地部が続いており周辺には高い場所がないこと、避難場所までの距離が遠く徒歩での避難が困難な地域があること、普段から自動車を主な移動手段としている人が多いこと等の理由により、自動車での避難も考慮した津波避難計画となっている。

具体的には、地区ごとに、右記の手順で検討することとしている。

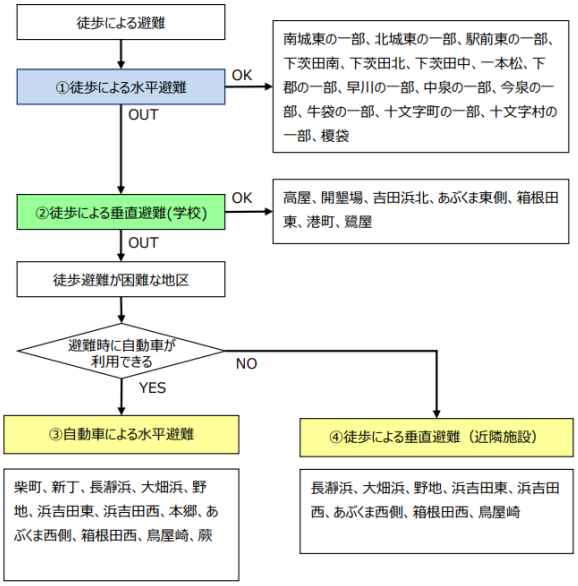

出典：亘理町津波避難計画より抜粋

９．活用可能な事業制度の例

指定緊急避難場所を確保するに当たって、必要となる施設や避難地等を整備・保全する場合や、そこに至る避難路・避難経路を整備・保全する場合、政府機関において一定の条件の下で活用可能な事業制度があり、令和７年４月時点における制度の例を下記に示している。なお、事業制度の詳細については各所管省庁が公表している要綱・要領等による。

（１）総務省・消防庁による財政措置（地方債等）

●防災対策事業

○概要

地方単独事業として行う防災基盤の整備事業、公共施設又は公用施設の耐震化事業及び自然災害を未然に防止するために行う事業。

ア　防災基盤整備事業

防災・減災に資する消防防災施設の整備に関する事業で地域防災計画と整合性を図りつつ行う事業、公共施設及び公用施設の津波浸水想定区域内からの移転事業及び消防広域化関連事業を対象とする。

イ　公共施設等耐震化事業

公共施設又は公用施設の耐震化事業は、大規模災害時に防災拠点となることや人命に対する被害等が生じると見込まれるため、地域防災計画上、その耐震改修を進める必要があるとされた公共施設又は公用施設の耐震化事業を対象とする。

○関連する施設等整備の例

・公共施設又は公用施設の耐震化
・指定緊急避難場所及び指定避難所の防災機能の強化
・津波避難施設の整備
・公共施設又は公用施設の津波浸水想定区域内からの移転
・活動火山対策避難施設（退避壕、退避舎等）の整備

●緊急防災・減災事業

○概要

緊急防災・減災事業は、防災基盤の整備事業及び公共施設又は公用施設の耐震化事業で、東日本大震災等を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業等。

○関連する施設等整備の例

・公共施設又は公用施設の耐震化

・指定緊急避難場所及び指定避難所の防災機能の強化
・津波避難施設の整備
・公共施設又は公用施設の津波浸水想定区域内からの移転
・活動火山対策避難施設（退避壕、退避舎等）の整備

●消防防災施設整備費補助金

○概要

地方公共団体の消防防災施設の整備を促進する事業。

○関連する施設等整備の例

・活動火山対策避難施設（退避壕、退避舎等）の整備

（２）文部科学省による補助事業（交付金事業）

●学校施設環境改善交付金

○概要

公立学校建物（小中学校、義務教育学校、特別支援学校、幼稚園等の校舎・体育館等）の施設の整備に要する経費の一部を国庫補助することにより、学校教育の円滑な実施を担保する。

○関連する施設等整備の例

・災害時における児童生徒の安全を確保するため、また地域住民の避難所として必要な機能を発揮するための学校施設の耐震化、防災機能の強化、津波浸水想定区域内からの移転、活動火山対策等の整備

（３）農林水産省、林野庁、水産庁による補助事業（各種交付金事業等）

●農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策のうち地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型））

○概要

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域資源を活用しつつ、農山漁村における定住・交流の促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大を図るために必要となる農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援する事業。

○関連する施設等整備の例

・農山漁村集落の防災安全のために必要な土砂崩落防止施設、防風・防雪施設、水路防護施設、照明施設、防火施設、避難広場や避難路、小規模な避難施設等の整備

●農村地域防災減災事業

○概要

農村地域の防災力の向上を図るための総合的な防災・減災対策を実施し、災害に強い農村づくりを推進する事業。

○関連する施設等整備の例

・農村防災施設（避難路、避難施設等）の整備

●農山漁村地域整備交付金

○概要

農山漁村地域の活性化を図るため、農林水産業の基盤整備を進めるとともに、地震・津波や集中豪雨等の頻発化・激甚化に対応した防災・減災対策を推進することが重要であり、都道府県の裁量により、生産現場の強化や防災力の向上につながる強い農林水産業のための基盤づくりを推進する事業。

○関連する施設等整備の例

・津波避難施設（避難対策としての管理用道路、避難用通路）の整備

・農村防災施設（避難路、避難施設等）の整備

・山地災害の予防のために行う治山施設の整備

●治山事業

○概要

豪雨、地震、火山噴火、地すべり等による山地災害を防止・軽減し、地域の安全性の向上を図るために治山施設等の整備を実施する事業。

○関連する施設等整備の例

・人家等の保全すべき対象の周辺にあり、山崩れや地すべり等により荒廃した森林の再生や、これら災害の予防のために行う治山施設の整備

●漁港施設機能強化事業（水産基盤整備事業）

○概要

高潮や波高の増大又は地震や津波の発生等に対して漁港施設等の安全が十分に確保されているか検証を行うとともに、安全が確保されていない漁港施設等について必要最低限の機能強化、防護対策を行う事業。

○関連する施設等整備の例

・安全確保がなされていない施設への機能強化及び避難に資する人工地盤等の整備（機能強化工事）

●漁村整備事業（水産基盤整備事業）

○概要

我が国水産業の振興と水産物の安定的供給の確保を図るため、水産業の持続的発展の基盤たる役割を果たしている漁村インフラ（漁業集落環境施設、漁港環境整備施設等）の強靭化等を推進する事業。

○関連する施設等整備の例

・地域防災計画等に設定されている避難地等

●浜の活力再生・成長促進交付金（漁港漁村環境整備事業）

○概要

漁港や漁村において、地震や津波による災害の未然防止、被害の拡大防止、被災時の応急対策を図る際に必要となる施設整備等を支援する事業。

○関連する施設等整備の例

・津波避難施設等の整備

（４）国土交通省による補助事業（社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金等）

●砂防事業（通常砂防事業、火山砂防事業）

○概要

流域における荒廃地域の保全及び土石流や火山噴火等に伴う火山泥流、火砕流、溶岩流等の土砂災害から下流部に存在する人家、公共施設等を守ることを主たる目的とし、砂防堰堤等の砂防設備の整備を実施する事業。

○関連する施設等整備の例

・公共施設（官庁、学校、病院、鉄道、道路、橋梁等のうち相当規模以上のもの）及び市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所等の保護

・市街地、集落（人家 50 戸以上）の保護

●地すべり対策事業

○概要

人家、公共建物、河川、道路等の公共施設等に対する地すべり等による被害を除却し、又は軽減し、国土の保全と民生の安定に資することを目的とし、排水施設、擁壁その地すべり防止施設等を新設し、又は改良する事業、その他地すべりを防止するために実施する事業。

○関連する施設等整備の例

・鉄道、高速自動車国道、一般国道、都道府県道若しくは市町村道のうち指定市

の市道及びう回路のないもの又はその他の公共施設のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのある場合の地すべり防止工事
・官公署、学校又は病院等の公共建物のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのある場合の地すべり防止工事
・市町村地域防災計画に位置付けられている避難場所に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのある場合の地すべり防止工事

●急傾斜地崩壊対策事業

○概要

急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護し、もって民政の安定と国土の保全とに資することを目的とし、擁壁工、排水工及び法面工等急傾斜地崩壊防止施設の設置その他急傾斜地の崩壊を防止するために実施する事業。

○関連する施設等整備の例

・急傾斜地の高さが 10m 以上かつ移転適地が無い場合で、人家概ね 10 戸（公共的建物を含む。）以上に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのある場合の急傾斜地崩壊防止工事
・急傾斜地の高さが 10m 以上かつ移転適地がない場合で、市町村地域防災計画に位置付けられている避難場所若しくは災害対策本部を設置することが規定されている施設、又はこれに準ずる施設、警察署、消防署その他市町村地域防災計画上重要な施設に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれがある場合の急傾斜地崩壊防止工事

●都市公園等事業

○概要

災害発生時において避難地や防災拠点としての機能を有する都市公園で、災害対策基本法に基づく地域防災計画等に当該都市公園の防災に資する機能が位置付けられた都市公園等の整備を行う事業。

○関連する施設等整備の例

・地域防災拠点の機能を有する都市公園の整備
・広域避難地の機能を有する都市公園の整備
・一時避難地の機能を有する都市公園の整備

●都市公園安全・安心対策事業

○概要

都市公園の再整備や公園施設（園路広場、遊戯施設など）の更新、公園施設の計画的な修繕・改築を行うための点検・調査、及び同点検・調査の結果に基づく

公園施設長寿命化計画の策定等、安全・安心な都市公園の整備に資する事業。

○関連する施設等整備の例

・都市公園の豪雨対策

・都市公園における建物又は橋梁等の耐震改修

●都市防災総合推進事業

○概要

市街地の災害危険度判定に関する調査、住民等のまちづくり活動への支援、避難・消防活動等を円滑にするための地区公共施設（道路、公園等）や津波避難タワー等の地区緊急避難施設の整備、避難地・避難路・延焼遮断帯周辺等の建築物の不燃化等を行う事業。

○関連する施設等整備の例

・地区公共施設（道路、公園、緑地、広場その他の施設）の整備

・指定緊急避難場所（津波避難タワー等）の整備

●宅地耐震化推進事業

○概要

大地震時等における大規模盛土造成地の滑動崩落及び宅地の液状化による被害を防止するため、大規模盛土造成地の大地震時等における変動予測調査、宅地の大地震時等における液状化による変動予測調査（液状化ハザードマップの作成を含む)、大規模盛土造成地の滑動崩落の防止、公共施設と宅地との一体的な液状化対策等を推進する事業。

○関連する施設等整備の例

・地域防災計画に記載されている避難地又は避難路等への被害が発生するおそれのある造成宅地等の滑動崩落防止や液状化対策

●津波防災拠点整備事業

○概要

地震の津波により甚大な被害が想定される地域において、都市計画法に基づく一団地の津波防災拠点市街地形成施設の枠組みを活用し、災害時の都市の公共公益機能の維持に向けた拠点市街地の整備を支援する事業。

○関連する施設等整備の例

・津波防災拠点のための公共施設等（道路、公園、緑地、広場、津波防災拠点施設等）整備

●優良建築物等整備事業

○概要

市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給、防災拠点の整備等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備を行う事業。

○関連する施設等整備の例

・既存建築物ストックを地震に対して安全な構造とするための改修

・既存建築物ストックに、地震時等における防災機能を整備するための改修

●住宅市街地総合整備事業

○概要

密集市街地において、老朽住宅等の建替えと公共施設の整備を促進し、住環境改善、防災性の向上等を図るため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う事業。

○関連する施設等整備の例

・密集住宅市街地における地区公共施設（道路、公園、緑地、広場等）の整備

●住宅・建築物耐震改修事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）

○概要

住宅・建築物の耐震化を促進するため、住宅・建築物の耐震診断・耐震改修等について支援を行う事業。

○関連する施設等整備の例

・災害時に重要な機能を果たす建築物（医療施設、避難所、災害時の集合場所等として指定された施設、情報提供施設、給食提供施設等）の耐震改修、建替え又は除却

●住宅・建築物防災力緊急促進事業（建築物耐震対策緊急促進事業、災害時拠点強靭化緊急促進事業）

○概要

地域の防災拠点となる建築物の整備を促進するため、大規模な建築物の耐震化並びに災害時に発生する避難者及び帰宅困難者等を一時的に受け入れる施設の整備をワンパッケージで重点的に支援する事業。

○関連する施設等整備の例

・耐震診断義務付け対象建築物や避難場所となる建築物、緊急輸送道路沿道建築物等の耐震診断、補強設計、耐震改修（耐震診断の結果、倒壊の危険性があるもので、改修等により地震に対して安全な構造となるもの）等

・地方公共団体と大規模災害時における帰宅困難者の受入協定を締結するオフィ

スビル等の避難者の受け入れのため付加的に必要なスペースや防災備蓄倉庫、非常用発電機等の整備

●都市再生整備計画事業

○概要

・市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする事業。

・災害の発生が想定される地域において、事前復興まちづくり計画等に基づき市町村等が行う防災拠点の形成を総合的に支援し、地域の防災性の向上を図ることを目的とする事業。

○関連する施設等整備の例

・公共公益施設として整備される施設（道路、公園、緑地、広場、地域交流センター等）

●都市構造再編集中支援事業

○概要

「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靭な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。

○関連する施設等整備の例

・公共公益施設として整備される施設（道路、公園、緑地、広場、地域交流センター等）

●津波・高潮危機管理対策緊急事業

○概要

津波又は高潮に関する危機管理対策として、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策並びに気候変動を踏まえた海岸保全基本計画の変更を促進することにより、津波又は高潮発生時における人命の優先的な防護を推進することを目的とする。

○関連する施設等整備の例

・避難対策としての管理用通路の整備

・避難用通路の設置（堤防スロープ等）

１０．巻末資料

（１）災害対策基本法等（抜粋）

災害対策基本法

（昭和三十六年十一月十五日法律第二百二十三号）

第四章　災害予防

第二節　指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等

（指定緊急避難場所の指定）

第四十九条の四　市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならない。

２　市町村長は、前項の規定により指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者（当該市町村を除く。次条において同じ。）の同意を得なければならない。

３　市町村長は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を、都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

（指定緊急避難場所に関する届出）

第四十九条の五　指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、又は改築その他の事由により当該指定緊急避難場所の現状に政令で定める重要な変更を加えようとするときは、内閣府令で定めるところにより市町村長に届け出なければならない。

（指定の取消し）

第四十九条の六　市町村長は、当該指定緊急避難場所が廃止され、又は第四十九条の四第一項の政令で定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の規定による指定を取り消すものとする。

２　市町村長は、前項の規定により第四十九条の四第一項の規定による指定を取り消したときは、その旨を、都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

（指定避難所の指定）

第四十九条の七　市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立退きを行つた居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した居住者（以下「被災居住者」という。）その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。）の確保を図

るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。

２　第四十九条の四第二項及び第三項並びに前二条の規定は、指定避難所について準用する。この場合において、第四十九条の四第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは「第四十九条の七第一項」と、前条中「第四十九条の四第一項」とあるのは「次条第一項」と読み替えるものとする。

３　都道府県知事は、前項において準用する第四十九条の四第三項又は前条第二項の規定による通知を受けたときは、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。

（指定緊急避難場所と指定避難所との関係）

第四十九条の八　指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

（居住者等に対する周知のための措置）

第四十九条の九　市町村長は、居住者等の円滑な避難のための立退きに資するよう、内閣府令で定めるところにより、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項を居住者等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

災害対策基本法施行令

（昭和三十七年七月九日政令第二百八十八号）

第五章の二　災害予防

（指定緊急避難場所の基準）

第二十条の三　法第四十九条の四第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において居住者、滞在者その他の者（次号ロ及び第二十条の六第一号において「居住者等」という。）に開放されることその他その管理の方法が内閣府令で定める基準に適合するものであること。

二　次条に規定する種類の異常な現象（地震を除く。）が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域（第二十条の五において「安全区域」という。）内にあるものであること。ただし、次に掲げる基準に適合する施設については、この限りでない。

イ　当該異常な現象に対して安全な構造のものとして内閣府令で定める技術的基準に適合するものであること。

ロ　洪水、高潮、津波その他これらに類する異常な現象の種類で次条第七号の内閣府令で定めるもの（以下このロにおいて「洪水等」という。）が発生し、又は発生す

るおそれがある場合に使用する施設にあつては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分（以下このロ及び第二十条の五において「居住者等受入用部分」という。）が配置され、かつ、当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段その他の経路があること。

三　地震が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用する施設又は場所にあつては、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ　当該施設が地震に対して安全な構造のものとして内閣府令で定める技術的基準に適合するものであること。

ロ　当該場所又はその周辺に地震が発生した場合において人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある建築物、工作物その他の物がないこと。

（政令で定める異常な現象の種類）

第二十条の四　法第四十九条の四第一項の政令で定める異常な現象の種類は、次に掲げるものとする。

一　洪水

二　崖崩れ、土石流及び地滑り

三　高潮

四　地震

五　津波

六　大規模な火事

七　前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める異常な現象の種類

（指定緊急避難場所の重要な変更）

第二十条の五　法第四十九条の五の政令で定める重要な変更は、次に掲げるものとする。

一　指定緊急避難場所（安全区域外にある第二十条の三第二号ロに規定する施設であるものにあつては、居住者等受入用部分）の総面積の十分の一以上の面積の増減を伴う変更

二　指定緊急避難場所（地震が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用するものを除く。）であつて安全区域外にあるものにあつては、次に掲げる変更

イ　改築又は増築による当該指定緊急避難場所の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。次号において同じ。）の変更

ロ　当該指定緊急避難場所（第二十条の三第二号ロに規定する施設であるものに限る。）の居住者等受入用部分までの避難上有効な階段その他の経路の廃止

三　地震が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用する指定緊急避難場所（施設であるものに限る。）にあつては、改築又は増築による当該指定緊急避難場所の構造耐力上主要な部分の変更

（指定避難所の基準）

第二十条の六　法第四十九条の七第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　避難のための立退きを行つた居住者等又は被災者（次号及び次条において「被災者等」という。）を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。

二　速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。

三　想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。

四　車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。

五　主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下この号において「要配慮者」という。）を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。

（指定避難所の重要な変更）

第二十条の七　法第四十九条の七第二項において準用する法第四十九条の五の政令で定める重要な変更は、指定避難所の被災者等の滞在の用に供すべき部分の総面積の十分の一以上の面積の増減を伴う変更とする。

災害対策基本法施行規則

（昭和三十七年九月二十一日総理府令第五十二号）

（令第二十条の三第一号の内閣府令で定める基準）

第一条の三　令第二十条の三第一号の内閣府令で定める基準は、居住者、滞在者その他の者（第一条の八第二号において「居住者等」という。）の受入れの用に供すべき屋上その他の部分（安全区域（令第二十条の三第二号に規定する安全区域をいう。）外にある同号ロに規定する施設である指定緊急避難場所にあつては、当該部分及び当該部分までの避難上有効な階段その他の経路）について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくは移動その他の事由により避難上の支障を生じさせないものであることとする。

（令第二十条の三第二号イの内閣府令で定める技術的基準）

第一条の四　令第二十条の三第二号イの内閣府令で定める技術的基準は、当該異常な現象により生ずる水圧、波力、振動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によつて損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること（当該異常な現象が津波である場合にあつては、次条に規定する技術的基準に適合するものであることを含む。）とする。

（令第二十条の三第三号イの内閣府令で定める技術的基準）

第一条の五　令第二十条の三第三号イの内閣府令で定める技術的基準は、地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するものであることとする。

（令第二十条の四の内閣府令で定める異常な現象の種類）

第一条の六　令第二十条の四の内閣府令で定める異常な現象の種類は、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水及び火砕流、溶岩流、噴石その他噴火に伴い発生する火山現象とする。

（変更の届出）

第一条の七　法第四十九条の五（法第四十九条の七第二項において準用する場合を含む。）の規定による変更の届出は、当該変更の内容を記載した届出書を提出して行うものとする。

（災害に関する情報の伝達方法等を居住者等に周知させるための必要な措置）

第一条の八　法第四十九条の九の居住者等に周知させるための必要な措置は、次に掲げるものとする。

一　異常な現象が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に法第四十九条の九に規定する事項を記載したもの（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録を含む。）を、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供すること。

二　前号の図面に表示した事項及び記載した事項に掲げる情報、インターネットの利用その他の適切な方法により、居住者等がその提供を受けることができる状態に置くこと。

（２）防災基本計画（抜粋）

防災基本計画（平成 28 年５月 31 日）

第２編　各災害に共通する対策編

第１章　災害予防

第６節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え

１　災害発生直前対策関係

(1)　警報等の伝達

○国〔気象庁等〕及び市町村（都道府県）は，災害の前兆が把握可能な災害について，それに関する情報，警報等を居住者等に伝達する体制を整備するものとする。

(2)　居住者等の避難誘導体制

○市町村は，避難勧告等の発令区域・タイミング，指定緊急避難場所，避難経路等の居住者の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際，水害と土砂災害，複数河川の氾濫，台風等による高潮と河川洪水との同時発生等，複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

○市町村は，災害の想定等により必要に応じて，近隣の市町村の協力を得て，指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

(3)　災害未然防止活動

○国及び市町村（都道府県）は，必要に応じ，災害発生直前の応急対策を行うための体制整備，必要な資機材の備蓄を行うものとする。

（略）

７　避難の受入れ及び情報提供活動関係

○都道府県は，救助の万全を期するため，必要な計画の作成，強力な救助組織の確立並びに労務，施設，設備，物資及び資金の整備に努めるものとする。

○地方公共団体は，平常時から，被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し，被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

(1)　避難誘導

○市町村は，避難路，指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し，日頃から居住者等への周知徹底に努めるものとする。

○市町村は，指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は，日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して，どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

○国及び地方公共団体は，災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。また，国〔内閣府等〕は，訪日外国人向けの周知について十分配慮するものとする。

○市町村は，発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。また，防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により，その内容の居住者等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。なお，防災マップの作成に当たっては居住者も参加する等の工夫をすることにより，災害からの避難に対する居住者等の理解の促進をはかるよう努めるものとする。

○避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては，指定緊急避難場所への移動を原則とするものの，避難時の周囲の状況等により，指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと居住者等自身が判断する場合は，近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて，市町村は，日頃から居住者等への周知徹底に努めるものとする。

○地方公共団体は，大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう，他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や，被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など，発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

○地下街，劇場等の興行場，駅，その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は，突発性の災害の発生に備え，避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお，この際，必要に応じ，多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画，訓練とするよう努めるものとする。

○地方公共団体は，訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。

○市町村（都道府県）は，学校等が保護者との間で，災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを，あらかじめ定めるよう促すものとする。

○市町村は，小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため，災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間，施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

(2)　指定緊急避難場所

○指定緊急避難場所の指定を終えていない市町村については，速やかに指定を終えるよう努めるものとする。

○指定緊急避難場所については，市町村は，災害種別に応じて，災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設，または構造上安全な施設を指定するものとする。指定した緊急避難場所については，災害の危険が切迫した緊急時において，施

設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。

○指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて，日頃から居住者等への周知徹底に努めるものとする。特に，指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては，特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から居住者等への周知徹底に努めるものとする。

第２章　市町村における津波避難計画策定指針

２．１　目的等

１　指針の目的

津波による人的被害を軽減するためには、住民等一人ひとりの主体的な避難行動が基本となる。津波避難対策は「主体的な避難行動の徹底」、「避難行動を促す情報の確実な伝達」、「より安全な避難場所の確保」、「安全に避難するための計画の策定」及び「主体的な行動を取る姿勢を醸成する防災教育等の推進」を着実に進める必要がある。

この指針は、市町村が津波避難計画を策定するために、都道府県が市町村に対して示す指針の参考とするためのものである。

２　津波避難計画を策定する必要がある地方公共団体

津波避難計画を策定する必要がある地域は、海岸線等（津波の遡上が予想される河川の流域等も含む）を有する全ての市町村とする。

３　津波避難計画の範囲

この指針で定める津波避難計画は、地震・津波発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間～十数時間の間、住民等の生命、身体の安全を確保するための避難対策に資するものである。

４　津波避難計画の定期的かつ継続的な見直し

各市町村や地域で作成する津波避難計画は、津波避難訓練で明らかになった課題や、津波防災対策の実施や社会条件の変化に応じて、定期的かつ継続的に見直しを行うことが必要である。

５　津波避難計画で対象とする津波

津波避難計画で対象とする津波は、必要に応じ、最大クラスの津波に限らず、当該地域の施設整備の状況や地域特性等を踏まえて選択した津波を対象とする。

６　地域一体となった対策の推進

地域の地形・環境、津波浸水想定・津波到達時間、都市・集落の構造等地域の特性に応じ、地域住民の意向も踏まえ、まちづくりと一体となった検討の上で、それぞれの地域にふさわしい対策を構築し、地域一体となって対策を推進することが重要である。

7　津波避難計画において定める必要がある事項

津波避難計画において定める必要がある事項は次のとおりであり、津波避難計画策定のフローは別添１、津波避難計画の概念図は別添２のとおりである。

本指針では、このフローに沿って各事項を検討する際に留意すべき事項を示す

１津波浸水想定区域図	① 最大クラスの津波の設定 ② 計算条件の設定（断層モデルの設定等） ③ 津波浸水シミュレーションの実施 ④ 津波浸水想定（浸水の区域及び水深）の設定 ⑤ 津波到達予想時間の想定
２避難対象地域	１津波浸水想定区域図に基づき避難対象地域を設定
３避難困難地域	予想される津波の到達時間までに避難が困難な地域の抽出
４指定緊急避難場所等、避難路等	指定緊急避難場所・津波避難ビル、避難路・避難経路の指定・設定
５初動体制	職員の参集基準、参集連絡手段等の明確化
６避難誘導等に従事する者の安全確保	退避ルールの確立、情報伝達手段の整備
７津波情報の収集、伝達	大津波警報・津波警報・津波注意報、津波情報の収集伝達手段・体制等
８避難指示の発令	避難指示の発令の基準、手順、手段等
９津波対策の教育・啓発	津波避難計画・ハザードマップ等の周知、津波の知識の教育・啓発の方法、手段等
10 避難訓練	避難訓練の実施体制、内容等
11 その他の留意点	観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策、要配慮者の避難対策

8　用語の意味

第２章及び第３章で用いる用語の意味等は次のとおりとする。

<table>
<tr><th rowspan="2">用　　語</th><th colspan="2">用語の意味等</th></tr>
<tr><th>第２章</th><th>第３章</th></tr>
<tr><td>津波浸水想定区域</td><td colspan="2">最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生したときの浸水の区域及び水深をいう。</td></tr>
<tr><td>避難対象地域</td><td colspan="2">津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定区域に基づき市町村が設定する。安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水想定区域よりも広い範囲で設定する。</td></tr>
<tr><td>避難困難地域</td><td colspan="2">津波の到達時間までに、避難対象地域の外（避難の必要がない安全な地域）に避難することが困難な地域をいう。</td></tr>
<tr><td>避難路</td><td>避難する場合の道路で、市町村が指定に努める。</td><td rowspan="2">避難路及び避難経路を総称して、「避難経路等」と表す。</td></tr>
<tr><td>避難経路</td><td>避難する場合の経路で、自主防災組織、住民等が設定する。</td></tr>
<tr><td>指定緊急避難場所</td><td>津波の危険から緊急に避難するための高台や施設などをいう。原則として避難対象地域の外に定める。市町村が指定しなければならないもので、情報機器、非常食料、毛布等が整備されていることが望ましいが、命を守ることを優先するため「指定避難所」とは異なりそれらが整備されていないこともあり得る。</td><td rowspan="3">指定緊急避難場所、避難目標地点及び津波避難ビルを総称して、「避難先」と表す。</td></tr>
<tr><td>避難目標地点</td><td>津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定める場所をいう。自主防災組織、住民等が設定するもので、とりあえず生命の安全を確保するために避難の目標とする地点をいう。必ずしも指定緊急避難場所とは一致しない。</td></tr>
<tr><td>津波避難ビル</td><td>避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する建物をいう。避難対象地域内の建物を市町村が設定する。</td></tr>
<tr><td>指定避難所</td><td colspan="2">災害が発生した場合に避難をしてきた被災者が一定期間生活するための施設（例えば、住宅が全壊又は半壊などし、居住することが困難な場合やライフラインが途絶し、長期にわたって避難を余儀なくされる場合など。）。原則として避難対象地域の外に定める。市町村が指定しなければならないもので、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等が整備されていることが望ましい。</td></tr>
</table>

1　中央防災会議防災対策推進検討会議「津波避難対策検討ワーキンググループ報告」（平成 24 年 7 月）は、「素早い避難は、最も有効で重要な津波対策である」とし、次のことを指摘している。

○ 津波による人的被害を軽減するためには、住民等一人ひとりの迅速かつ主体的な避難行動が基本となる。

○ 住民が避難するに当たって、強い揺れや弱くても長い揺れを伴う地震が発生した場合には、最大クラスの津波高を想定し、自らできる限り迅速かつ高い場所に避難することが重要である。その際、時間的な猶予がある限り、できる限り高く安全な場所を目指すという姿勢が重要である。

○ 今後の津波避難対策は、以下に示す事項を着実に進めることが必要である。

・主体的な避難行動の徹底
・避難行動を促す情報の確実な伝達
・より安全な避難場所の確保
・安全に避難するための計画の策定
・主体的な行動を取る姿勢を醸成する防災教育等の推進

上記報告が指摘しているように、津波避難を徹底することが、人的被害を軽減する上で何よりも大切であり、そのためには、避難対象地域の設定、指定緊急避難場所や避難路の指定、大津波警報・津波警報・注意報等の情報収集・伝達等について定めた津波避難計画を策定し、津波防災教育・啓発や避難訓練等の津波対策を充実する必要がある。

津波避難計画は、一次的に災害に対処し、避難指示を発令する権限を有する市町村が策定する必要があるが、津波による被害は一市町村にとどまるものではなく、津波避難を円滑に実施するためには、地域の実情を踏まえつつ、広域的かつ統一的な考え方に基づいた津波避難計画を策定する必要がある。

こうしたことから、都道府県は、広域的、総合的な立場から市町村が策定すべき津波避難計画に係る指針を策定することが求められる。

本章では、市町村が津波避難計画を策定するために、都道府県が市町村に対して示す指針の参考となる策定指針について述べる。

2　以下の理由により、海岸線等（津波の遡上が予想される河川の流域等を含む）を有する全ての市町村が津波避難計画を策定する必要がある。

ア　過去の津波の発生や被害は古文書等の記録、伝承、津波堆積物調査等により判断せざるを得ないが、これらの記録等に残されていない又は発見されていない場合が考えられること。

イ　土地開発、埋立、港湾・漁港整備等、あるいは、海岸付近の住家、商工業・観光施設等の増加、土地利用の変化、地形の変化等により、過去に被害が発生しなかったからといって、今後も被害が発生しないとは限らないこと。

ウ　過去に津波被害を及ぼした地震に比べ、より大きな津波被害を発生させる地震の発生の可能性も否定できないこと。

エ　断崖絶壁、砂丘等の地理的条件により、津波浸水地域が人家等まで及ばないことも考えられるが、海洋レジャー・観光客、港湾事業者、漁業者等に対する津波避難対策が必要であること。

また、海岸線等を有する都道府県の地域防災計画には、ほとんどの都道府県で、過去の津波被害あるいは津波発生の記録が記載されており、記載されていない団体においても、津波の発生の可能性が全くないわけではない。従って、海岸線等を有する全ての地方公共団体において、「自分の命（地域）は自分で守る」、「強い揺れや弱くても長い揺れがあった場合にはすぐ避難」といった住民の率先避難を促す津波防災教育・啓発の実施、過去に津波被害が発生していない場合であっても、少なくとも大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された場合の対応についての対策を講じておく必要がある。

3　この指針で定める津波避難計画は、地震・津波の発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から十数時間の間において、住民等の生命、身体の安全を確保するために、円滑な津波避難を行うための計画である。

従って、山・崖崩れ、延焼火災、余震による家屋倒壊の危険のある場合等の避難計画、あるいは被災による避難生活を円滑に行うための避難生活計画については、それぞれの計画において必要となる事項を盛り込み定める必要がある。（この指針で定める津波避難計画は、津波から命を守るため早く避難するにはどうしたら良いかといった観点から作成するものとし、避難所における被災者支援の内容にまでは言及しない。）

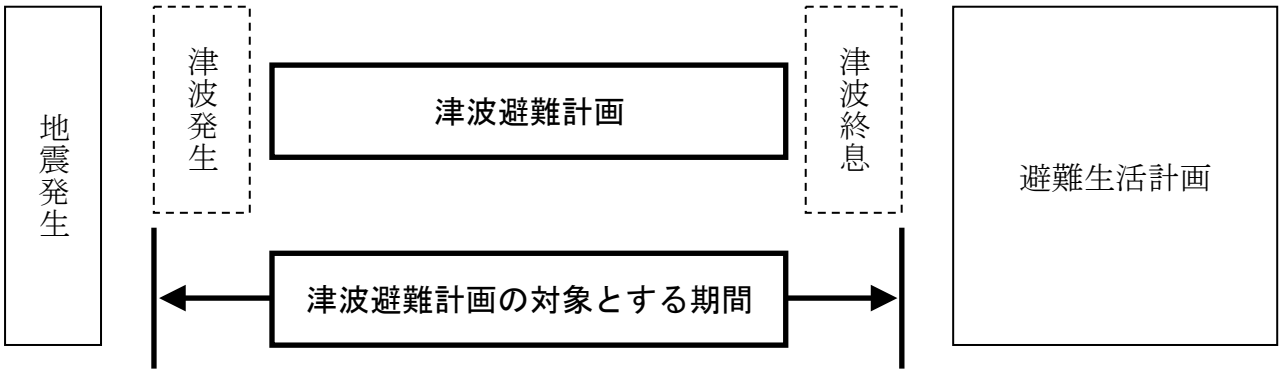

4　各市町村や地域で作成する津波避難計画は、津波避難訓練で明らかになった課題や、津波防災対策の実施や社会条件の変化に応じて、定期的かつ継続的に見直しを行うことが必要である。

5　津波避難計画で対象とする津波は、必要に応じ、最大クラスの津波に限らず、当該地域の施設整備の状況や地域特性等を踏まえて選択した津波を対象とする。

6　地域の地形・環境、津波浸水想定・津波到達時間、都市・集落の構造等地域の特性に応じ、地域住民の意向も踏まえ、まちづくりと一体となった検討の上で、それぞれの地域にふさわしい対策を構築し、地域一体となって対策を推進することが重要である。また、南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ等の報告書を参照すること。

別添1

津波避難計画策定のフロー図

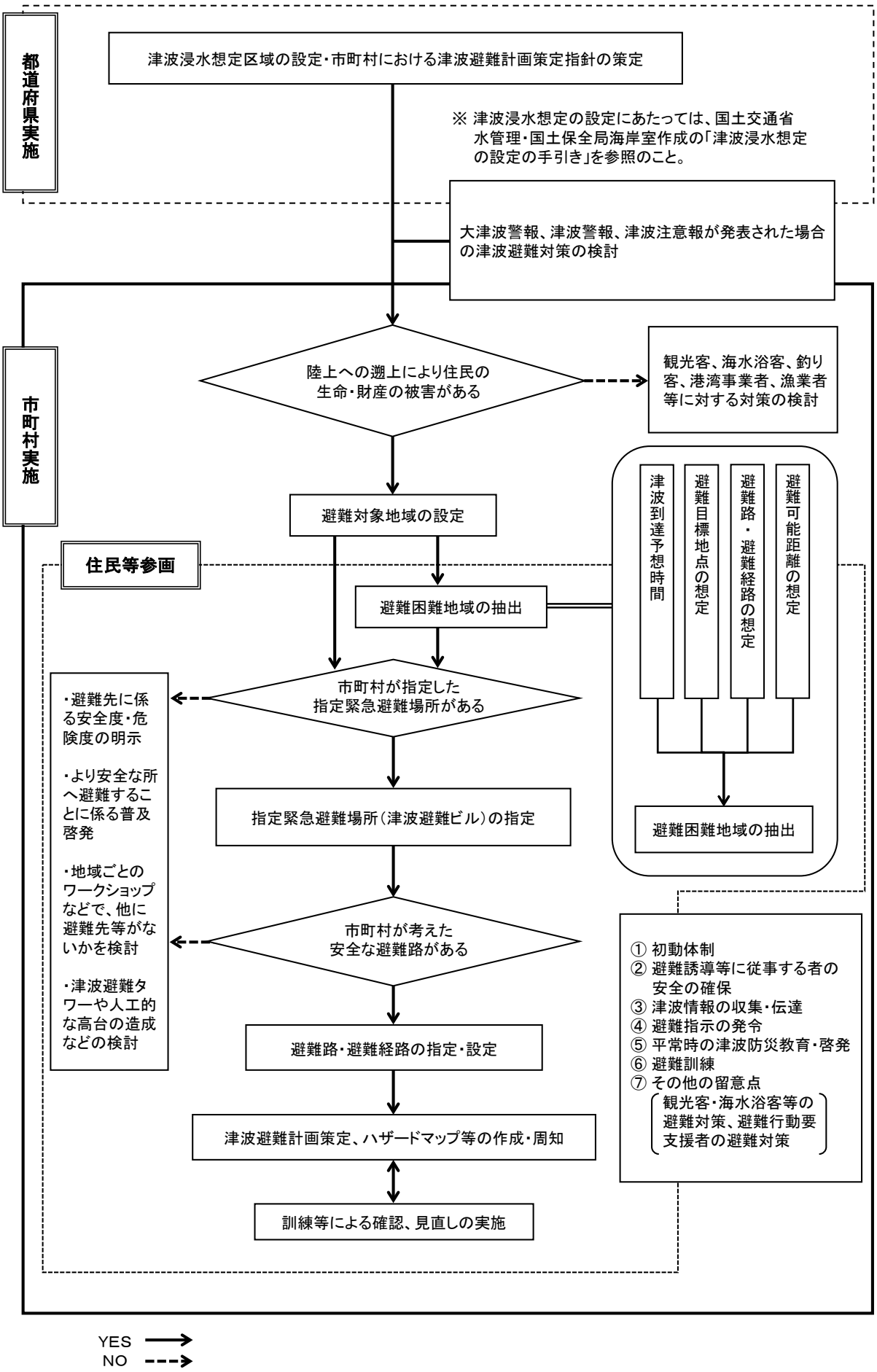

津　波　避　難　計　画　の　概　念　図

別添２

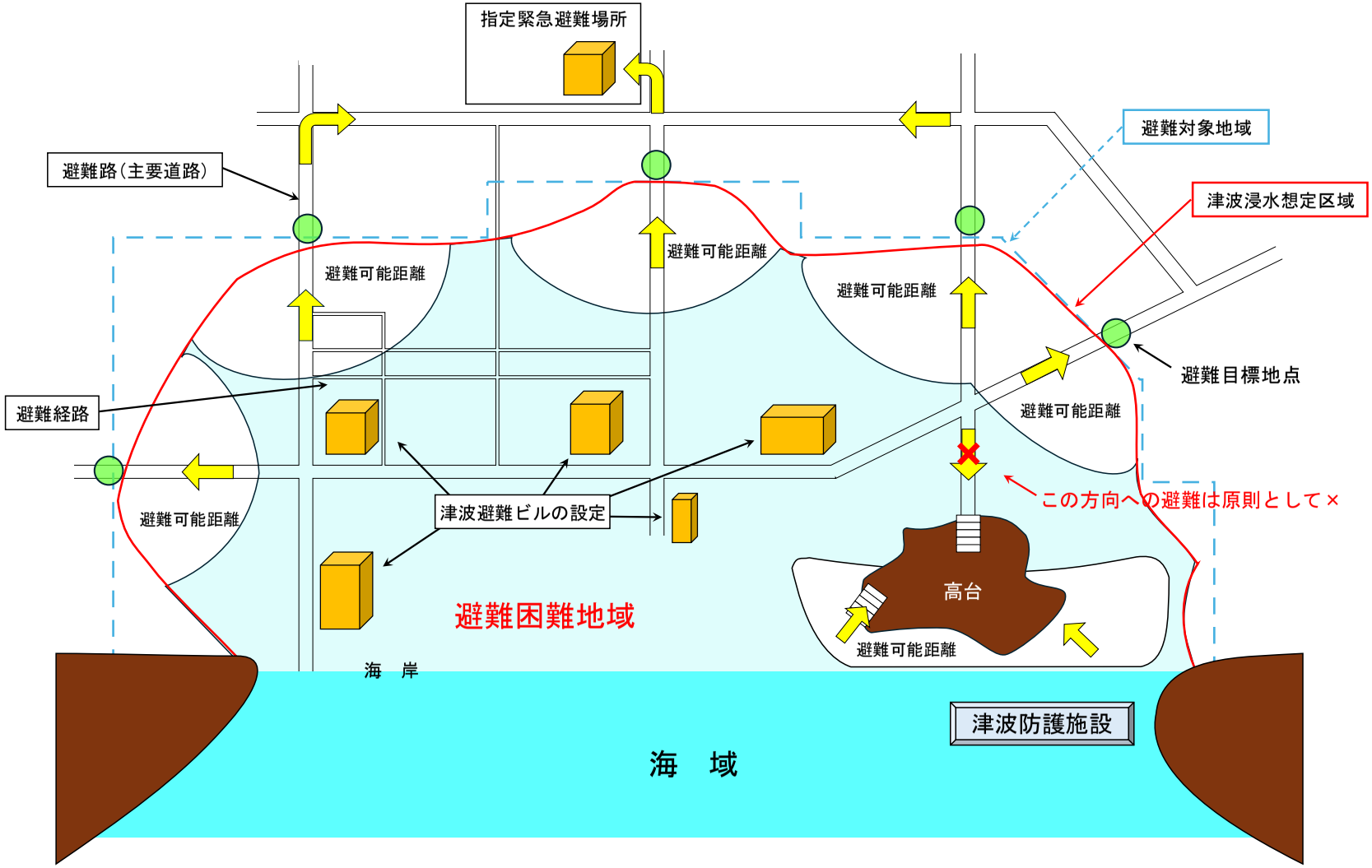

２．２　津波浸水想定の設定

津波浸水想定は、最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生したときの浸水の区域及び水深を設定する。

１　防災基本計画及び津波避難対策検討ワーキンググループ報告

(1) 防災基本計画では、津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本としている。

・発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

・最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

後者は、海岸保全施設等の整備の基準とされるものである。前者については、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとされている。

【参考】防災基本計画

○ 国及び地方公共団体は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。

○ 津波の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、津波堆積物調査、海岸地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って津波の発生等をより正確に調査するものとする。なお、地震活動の長期評価、地震発生可能性の長期評価、強震動評価及び津波評価を行っている地震調査研究推進本部と連携するものとする。

(2) 中央防災会議防災対策推進検討会議「津波避難対策検討ワーキンググループ」報告（平成 24 年７月）では、「避難に活用するための津波ハザードマップの整備」については次のことが指摘されている。

○ 津波ハザードマップの作成に当たっては、避難の目標かつ長期的なまちづくりの指標とするため、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波による浸水想定区域を示す必要がある。

○ 同時に、津波ハザードマップに地盤標高や建物高さの情報を記載するなど、住民等自らが避難場所の選択ができるような情報を提示する必要がある。

○ 津波の規模は様々であり、浸水想定区域から外れている地域においても浸水する可能性があることについて周知を図る必要がある。

○ 最大クラスの津波による浸水想定区域だけでなく、それよりも小さい規模の津波が発生した場合の浸水想定区域についても、避難の呼びかけを適切に行う観点から検討しておく必要がある。

○ 津波ハザードマップを住民に配布するだけでは認知度を高めることに限界があるため、海抜表示や誘導標識等の現地表示の充実を図る必要がある。

【参考】岩手県「東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書」（平成 24 年２月）

災害応急対応における問題点として「津波シミュレーション及びハザードマップが『浸水想定域以外は安全』という認識になっていたことが想定されたこと。」が指摘されている。

２　津波防災地域づくり法における津波浸水想定

津波防災地域づくり法第３条の規定に基づき、国土交通大臣が定める「津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針」（平成 24 年国土交通省告示第 51 号（以下、「基本指針」という。））では津波浸水想定の設定について指針となるべき事項が定められているが、その概要は次のとおりである。

・都道府県知事が、最大クラスの津波を想定し、悪条件下を前提に浸水の区域及び水深を設定
・最大クラスの津波は、国の中央防災会議等により公表された津波の断層モデルも参考にして設定
・中央防災会議等により津波の断層モデルが公表されていない海域については、過去の津波の痕跡調査等から、津波の断層モデルの逆算を今後行っていく
・最大クラスの津波の断層モデルの設定等については、国において検討し都道府県に示すこととするが、これを待たずに都道府県独自の考え方に基づき設定することもある
・広報、印刷物配布、インターネット等により、住民等に十分周知

３　津波浸水想定の設定の手引き

津波浸水想定の設定にあたっては、国土交通省水管理・国土保全局海岸室作成の「津波浸水想定の設定の手引き」を参照のこと。

４　都道府県による津波浸水想定が示されていない市町村の対応

津波防災地域づくり法では、都道府県が津波浸水想定を設定するものとされている[1]が、基本指針では、その前提となる基礎調査について、「都道府県が法第六条第一項の基礎調査を実施するに当たっては、津波による災害の発生のおそれがある地域のうち、過去に津波による災害が発生した地域等について優先的に調査を行うなど、計画的な調査の実施に努める。また、都道府県は、調査を実施するに当たっては、津波災害関連情報を有する国及び地域開発の動向をより詳細に把握する市町村の関係部局との連携・協力体制を強化することが重要である。」とされている。

都道府県による津波浸水想定が示されていない市町村で海岸線等を有している市町村にあっては、津波浸水想定が示されるまでの間の当面の対応として、津波警報等が発表された場合の津波避難計画を策定しておく必要がある。

この場合、津波避難計画を策定するにあたり、次の２つが問題となる。

① 想定される津波の高さをどのように設定するか。
② 津波浸水想定区域をどのように設定するか。

[1] 都道府県の津波浸水想定の設定にあたり参考とする最大クラスの津波の断層モデルの設定等については、国において検討し都道府県に示すこととされている（上記２参照）。

この問題を解決する目安として、次の考え方によることも一つの方法である。

① 想定される津波の高さは、津波警報（１ｍ～３ｍ）、大津波警報（３ｍ～５ｍ、５ｍ～10ｍ、10ｍ～）の境界となる３ｍを目安とする。

② 津波浸水想定区域は、海抜３ｍのラインを目安とする。

この目安は一つの考え方であり、津波浸水想定区域を海抜５ｍのラインを目安とするなど、異なる目安を設定することを妨げるものではない。

また、津波の高さを想定し（例えば３ｍとか５ｍ）、津波浸水シミュレーションの実施により、津波浸水想定区域を設定するといった方法を採用することを妨げるものではない。

【参考】南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）津波断層モデル編―津波断層モデルと津波高・浸水域等について－（平成 24 年８月）

■陸域における津波被害と浸水深との関係

海岸における津波高よりも標高の低い全ての地域が浸水すると誤解している方も少なくない。海岸の津波高は、港湾等の岸壁、堤防等の形状や砂浜海岸、海食崖等の地形条件により高さが異なる。また、陸域に津波が浸水すると、陸域の地形等の形状や津波の周期等によっても異なるが、一般的には津波は減衰し、浸水深は内陸に入るにつれて小さくなる。

陸域における津波の被害は、この浸水深の深さにより被害の程度は大きく異なる。避難や防災対策を検討する上では、海岸の津波高ではなく、津波の浸水域及び浸水深を用いて検討する必要がある。

浸水した面積等の分類整理にあたり、目安とした浸水深の深さは、次の通り。

○0.3m以上：避難行動がとれなく（動くことができなく）なる

○１ｍ以上　：津波に巻き込まれた場合、ほとんどの人が亡くなる

○２ｍ以上　：木造家屋の半数が全壊する（注；３ｍ以上でほとんどが全壊する）

○５ｍ以上　：２階建ての建物（或いは２階部分までが）が水没する

○10ｍ以上　：３階建ての建物（或いは３階部分までが）が完全に水没する

【参考】浸水深と被害の関係

気象庁の「津波警報の発表基準等と情報文のあり方に関する提言」（平成 24 年２月）によれば、浸水深と被害の関係について、浸水深２ｍ（木造建物の全壊等の増加。沿岸での２ｍ程度から人的被害の発生）、４ｍ（木造建物はほぼ全滅。沿岸での４～５ｍ程度から人的被害急増。）が、被害の様相が変化する境界となっていると考えられ、それを踏まえて、津波の高さの予報区分を津波警報（１ｍ～３ｍ）、大津波警報（３ｍ～５ｍ、５ｍ～10ｍ、10ｍ～）とし、これらと避難指示等やハザードマップなどの津波防災対策が連携したものであるべきとされている。

２．３　避難対象地域の設定等

２．３．１　避難対象地域の設定

避難対象地域は、津波警報等で発表される予想津波高に応じて想定される浸水区域に基づき、自主防災組織や町内会の単位あるいは地形等を踏まえて設定する。

避難対象地域は、津波が発生した場合に被害が予想されるため避難が必要な地域であり、避難指示を発令する際に避難の対象となる地域である。

このため、避難対象地域は住民等の理解を十分に得た上で設定することが非常に重要である。

津波に対する避難指示の発令対象区域は、津波ハザードマップやその基となる津波災害警戒区域のうち、津波警報等で発表される予想津波高に応じて想定される浸水区域を基本とし、津波災害警戒区域の指定が完了していない市町村においては、津波浸水想定を参考とする。

なお、津波は局所的に高くなる場合もあること、想定を超える範囲に浸水が拡大する可能性があることに留意が必要である。

津波警報等で発表される津波高に応じて、発令対象とする区域は異なるため、市町村毎に発令対象区域をあらかじめ定めておく必要がある。そのため、市町村は、都道府県水防部局等が算定した区分毎の津波高により浸水が想定される区域を、あらかじめ把握しておくことが望ましい。

発令対象区域を設定する際は、以下に示す設定の考え方に基づき、いざというときに市町村長が躊躇なく発令できるよう、国・都道府県の協力・助言を積極的に求めながら、具体的な区域を設定する。

なお、想定最大規模の浸水想定区域の整備が完了するまでは、これまで運用してきた浸水想定区域等を参考に、さらに規模が大きいものが起こりうることを念頭に地形等を考慮して検討する。

(1) 大津波警報の発表時：最大クラスの津波により浸水が想定される地域を対象とする

・最大クラスの津波があった場合に想定される浸水区域（津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づき都道府県が設定する津波浸水想定を踏まえ指定した津波災害警戒区域等）

・ただし、津波の浸水範囲は浸水想定の精度に限界があることから、上記の区域より内陸側であっても、立退き避難を考えるべきである。

(2) 津波警報の発表時：海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低いため、高さ３ｍの津波によって浸水が想定される地域を対象とする

・津波の高さが高いところで３ｍと予想される。海岸堤防等がない又は低い地域で浸水のおそれがある地域。津波時の地震動による海岸堤防等の被災や河川における津波遡上も考慮する。

・ただし、津波の高さは、予想される高さ３ｍより局所的に高くなる場合も想定されることから、避難指示の発令対象区域は広めに設定する必要がある。

(3) 津波注意報の発表時：漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等 を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象とする

・津波の高さが高いところで１ｍと予想される。基本的には海岸沿いの海岸堤防の海側の区域が対象となる。このため、避難行動の対象者は漁業従事者や港湾区域の就業者、海岸でのレジャー目的の滞在者等となる。

・ただし、津波の高さは、予想される高さ１ｍより局所的に高くなる場合も想定されることから、海岸堤防等がない地域についてはそれを考慮した避難指示の発令対象区域を設定する必要がある。
・海岸堤防が無い地域で地盤の低い区域では、立退き避難の対象とする必要がある。

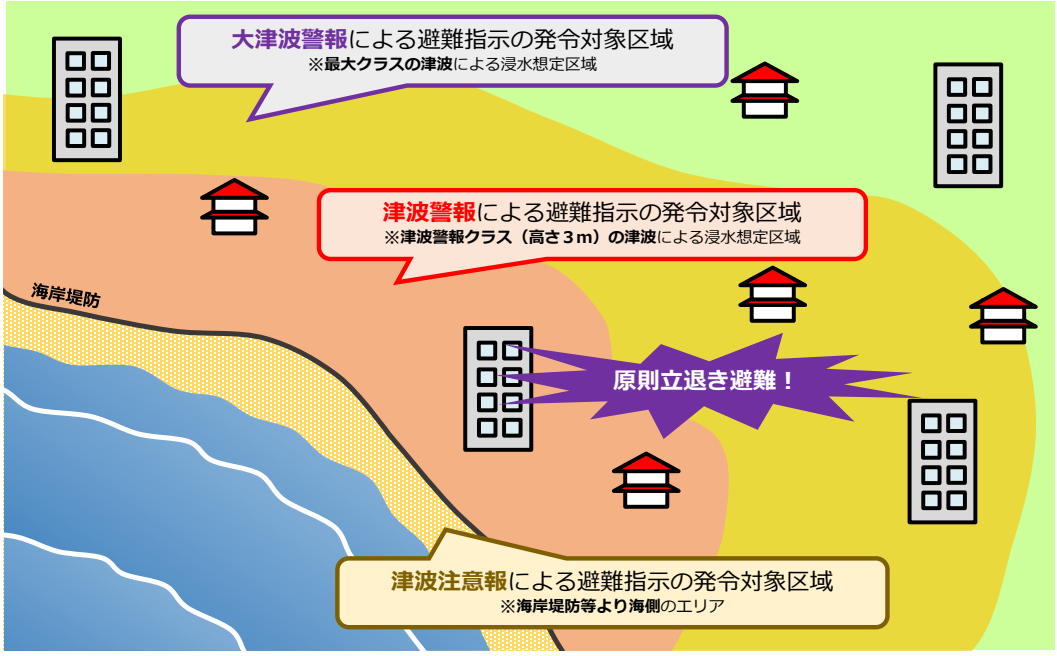

津波時における避難指示の発令対象区域

また、避難指示を発令する場合、発令の対象となった地域名が住民等に迅速、かつ正確に伝わることが重要である。さらに、避難活動にあたっては、自ら避難すること（自助）はもとより、要配慮者の避難誘導等（共助）を考えた場合、地域ぐるみの助け合いも非常に大切である。

こうしたことから、避難対象地域を設定するにあたっては、自主防災組織や町内会等の単位あるいは地形的に一体的な区域に基づき設定するものである。

２．３．２　避難困難地域の検討

１　津波到達予想時間の設定 　津波浸水シミュレーション結果等に基づき、津波の到達予想時間を設定する。 ２　避難目標地点の設定 　避難者が避難対象地域外へ脱出する際の目標地点を避難対象地域の外側に設定する。 ３　避難可能距離（範囲）の設定 　津波到達予想時間と避難する際の歩行速度等に基づき、避難開始から津波到達予想時間までの間に避難が可能な距離（範囲）を設定する。 ４　避難路、避難経路の指定・設定 　避難目標地点まで最も短時間で、かつ安全に到達できる避難路、避難経路を指定・設定する。 ５　避難困難地域の抽出 　避難対象地域のうち、４で設定した避難可能距離（範囲）から外れる地域を避難困難地域として抽出する。

１　避難困難地域とは、予想される津波の到達時間までに避難対象地域の外へ避難することが困難な地域をいう（避難困難地域、避難目標地点、避難可能距離等は２．１の別添２「津波避難計画の概念図」を参照のこと）。

　津波到達予想時間[2]は、原則として津波浸水シミュレーション結果に基づき設定する。

２　津波避難では、時間と余力のある限り、安全な場所を目指すことが基本である。

　津波が短時間で到来する場合、必ずしも市町村が指定した指定緊急避難場所への最短コースを避難する必要はなく（例えば最短コースによる避難が津波浸水想定区域内を長時間通過しなければならない場合、最短コースによる避難がかえって危険を増す可能性がある）、何よりも避難対象地域の外に最も安全かつ早く避難できる目標の地点（避難目標地点）への最短コースを避難することが重要である。

　この避難目標地点は、避難対象地域の外縁と避難路、避難経路との接点付近となる。避難目標地点に到達後、指定緊急避難場所へ向かって避難するといった避難の方法を考えておく必要がある。

　この避難目標地点の設定にあたっては、袋小路となっている個所、あるいは背後に階段等の避難路や避難経路がない急傾斜地や崖地付近は避ける必要がある。

３　津波到達予想時間と歩行速度から避難目標地点までの避難可能距離（範囲）を設定する。

　津波到達予想時間は、１で求めた時間を用いる。

---

[2] 津波到達予想時間は、海域を伝播してきた津波により、海辺にいる人々の人命に影響が出るおそれのある水位変化が生じるまでの時間であり、地域の実情に応じて設定すべきものである。気象庁では津波の高さが 20cm 未満の場合は、若干の海面変動があるが被害の心配はない旨を「津波予報」として発表しており、20cm の水位変化が生じるまでの時間を一つの目安とすることが考えられる。

(1) 歩行速度

歩行速度は1.0m／秒（老人自由歩行速度、群集歩行速度、地理不案内者歩行速度等）を目安とするが、歩行困難者、身体障がい者、乳幼児、重病人等についてはさらに歩行速度が低下する（0.5m／秒）こと、東日本大震災時の津波避難実態調査結果による平均避難速度が0.62m／秒であったこと等を考慮する必要がある。

(2) 避難距離

避難できる限界の距離は最長でも500m程度を目安とする（より長い距離を目安とすることも考えられるが、要配慮者等の避難できる距離、指定緊急避難場所等までの距離、避難手段などを考慮しながら、各地域において設定する必要がある)。

(3) 避難に要する時間

地域の実情に応じて、地震発生後２～５分後に避難開始できるものと想定する。

(4) 夜間や積雪寒冷期の留意点

夜間の場合には、避難開始は昼間に比べてさらに準備に時間がかかるとともに、避難速度も低下することも考慮する必要がある。また、積雪寒冷期における避難速度等の低下にも考慮する必要がある。

(5) 訓練による検証

歩行速度や避難可能距離、避難開始時間等は、避難訓練を行って確認・検証し、見直すことが重要である。

【避難可能距離】

避難可能距離は次により求められる。

避難可能距離＝（歩行速度）×（津波到達時間－避難開始時間）

仮に、津波到達予想時間を10分、歩行速度を1.0m／秒、避難開始時間を２分、５分とした場合、それぞれ避難可能距離は、次のとおりとなる

約500m（60m/分×（10－２）分）＝480m）

約300m（60m/分×（10－５）分）＝300m）

※ 東日本大震災では、震度４以上の揺れが３分以上続いた地域もあり、地震発生後の速やかな避難が困難な場合もあり得る。津波到達予想時間は、原則、海岸部に到達する最短の時間を想定するものとする。ただし、発災から直ぐに大規模な津波が到達する沿岸部と、比較的時間がかかる内陸部とで、同じ最短時間を想定するのが非現実的な場合は、専門家の意見を聴きながら、襲来する津波の時間と規模、地域の特性等を勘案した上で、複数の到達時間を想定する等の対応をとることが望ましい。

※ 令和７年３月に公表された南海トラフ巨大地震の被害想定（南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ）では、避難の迅速化が図られた場合について、昼間の場合には発災後５分後、深夜でも発災後10分で避難開始するとして試算している。避難速度についても夜間は昼間の80%に低下するものとしている。

【参考】歩行速度

・老人単独歩行（自由歩行速度）	：1.1m／秒（俵元吉 1976 による）
・ベビーカーを押している人（自由歩行速度）	：0.9m／秒（同上）
・群衆歩行	：1.1m～1.2m／秒が限界 （東京都市群交通計画委員会 1972）
・自力のみで行動できにくい人（水平）	：0.8m／秒（堀内三郎 1972）
（重病人、身障者等）	（階段）：0.4m／秒
（位置、経路等に慣れていない人）	（水平）：1.0m／秒（同上） （階段）：0.5m／秒
・身障者等の歩行速度（急いで）	Ｃ１：1.2m／秒（日本建築学会 1980） Ｃ２：0.44m／秒

【参考】北海道南西沖地震（平成５年）津波時の年齢階層別平均避難速度（日本建築学会）

浸水状況	20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60 歳～
海水は来ていない	0.87m／秒	1.47m／秒	1.03m／秒	0.68m／秒	0.58m／秒

【参考】東日本大震災時の平均避難速度、避難開始時間（国土交通省都市局「津波避難を想定した避難路、避難施設の配置及び避難誘導について（改訂版）」（平成 24 年 12 月））

「津波避難実態調査」結果より

徒歩 平均避難速度 （全体） 時速 2.24ｋｍ → 0.62m／秒

（平野部） 時速 2.81ｋｍ → 0.78m／秒

（リアス部） 時速 1.89ｋｍ → 0.53m／秒

「津波が来ると思った」人は平均避難開始時間が地震後 18 分であるが、「津波が来ると思わなかった」人は発災後 26 分後であり、平均避難開始時間に８分の差が生じている。これらの実態を参考にしつつ津波に対する危機意識が高いことが津波からの避難開始時間を早めるために重要であると考えられる。

4　避難路、避難経路は、避難目標地点まで最も短時間で到達できる経路を指定・設定するが、安全性の高い経路を定めることが重要であり、次の点に留意する。

・家屋の倒壊等により避難できないことも考えられることから、避難路、避難経路の幅員はできる限り広く、かつ迂回路等が確保されている。

・津波が予測よりも早く到達する場合があること、河川を遡上すること等が考えられることから、海岸沿いや河川沿いの道路を指定・設定することはできる限り避ける。

・津波の進行方向と同方向へ避難する道路を指定・設定する（海岸方向に高台等がある場合であっても、できる限り海岸方向への避難は避ける）。

・気象条件により通行が困難になる避難路、避難経路はできる限り避ける。

５　１～４までの検討に基づき、津波到達時間内に、指定・設定した避難路、避難経路を通って避難目標地点まで到達可能な範囲（避難可能距離（範囲））を設定し、この範囲から外れる地域を避難困難地域として抽出する。

避難困難地域の抽出にあたっては、地図上で想定するだけではなく、避難訓練等を実施して津波到達予想時間内に避難できるか否かを確認した上で、設定する必要がある。

また、避難困難地域の避難者が避難する場所を確保するために、津波避難ビル等を設定しておく必要がある（津波避難ビル等の設定については、２．３．３ 指定緊急避難場所等、避難路等の指定・設定を参照）。

※ １～５までの検討では、避難可能距離に基づいて簡便に避難困難地域を抽出する方法を示している。

避難困難地域を抽出するには、地域の時間帯別に変化する人口動態や避難先の収容可能人数等を考慮する必要がある。

特に、不特定多数の人々が集まる中心市街地の商業業務地区等では、昼間人口が多いため、国勢調査や都市計画基礎調査等の結果を用いて、昼間と夜間の人口分布を正確に推定し、適切な避難対策を立案することが望ましい。

その検討方法については、国土交通省より平成 25 年６月に「津波防災まちづくりの計画策定に係る指針」が発出されている。

２．３．３　指定緊急避難場所等、避難路等の指定・設定

1　指定緊急避難場所等（避難目標地点を含む）、津波避難ビルの指定・設定

(1) 指定緊急避難場所等の指定・設定

ア　市町村長は、居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所を指定緊急避難場所として指定しなければならない。

イ　住民等は、安全性の高い避難目標地点を設定する。

(2) 津波避難ビルの設定

市町村長は、避難困難地域の避難者や避難が遅れた避難者が緊急に避難するために、避難対象地域内の公共施設又は民間施設を津波避難ビルに設定する。

2　避難路、避難経路の指定・設定

ア　市町村長は、避難路が備える必要のある安全性や機能性が確保されている道路を避難路として指定するよう努める。

イ 住民等は、安全性の高い避難経路を設定する。

3　避難の方法

避難する場合の方法は、原則として徒歩とする。

※ 津波防災地域づくり法第 56 条第 1 項並びに第 60 条第 1 項及び第 61 条第 1 項の規定により、市町村長は津波災害警戒区域内に存する施設で、構造・場所の安全性、避難上有効な経路の存在等の基準に適合する施設を避難施設として指定又は管理協定の締結をすることができることとされており、当該避難施設として指定又は管理協定の締結がなされたときは、同法第 57 条及び第 66 条の規定により市町村地域防災計画に当該避難施設に関する事項を定めることとされている。

よって、指定緊急避難場所、避難路等の指定・設定を行うに当たっては、同法に基づき市町村地域防災計画に津波災害警戒区域ごとに定めることとされている事項（例：津波に関する情報の伝達方法、避難施設等の避難場所、避難路等の避難経路）との調和が十分保たれるよう留意する必要がある。

１　指定緊急避難場所等（避難目標地点を含む）、津波避難ビルの指定・設定

(1) 指定緊急避難場所等の指定・設定

ア　市町村長は、居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所を指定緊急避難場所として指定しなければならない。

指定緊急避難場所の安全性の確保	・原則として避難対象地域から外れていること。 ・原則としてオープンスペース、又は耐震性が確保されている建物を指定する（昭和 56 年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強実施済みの建物を指定することが望ましい。）。 ・周辺に山・崖崩れ、危険物貯蔵所等の危険箇所がないこと。 ・予想される津波よりも大きな津波が発生する場合も考えられることから、さらに避難できる場所が望ましい。 ・原則として、指定緊急避難場所表示があり、入口等が明確であること。
指定緊急避難場所の機能性の確保	・避難者１人当たり十分なスペースが確保されていること（最低限１人当たり１㎡以上を確保することが望ましい）。 ・夜間照明及び情報機器（伝達・収集）等を備えていることが望ましい。 ・一晩程度宿泊できる設備（毛布等）、飲食料等が備蓄されていることが望ましい。

指定緊急避難場所の指定にあたっては、何よりも安全性が確保されていることが重要であり、機能性は段階的に確保することを念頭に、積極的に指定する必要がある。

安全性については、最大クラスの津波への対応を原則とするが、それが困難な場合には、最低でも「比較的発生頻度の高い津波」に対して対応できるものとし、「最大クラスの津波」に備えて、住民等が時間と余力のある限り、より「安全な避難場所」を目指す避難行動を推進する。そのため、指定緊急避難場所の危険度・安全度を明確にし[3]、津波ハザードマップや建物への想定浸水高の表示、地域の地盤高や避難先の海抜表示、海岸からの距離表示等により周知するよう努める。

また、指定緊急避難場所の指定に際しては、避難路等の容量を踏まえて、津波到達までに避難できる距離や、指定緊急避難場所の収容可能人数を考慮した上で、避難可能な区域の範囲を検討することが望ましい。

機能性の確保にあっては、避難者数に応じた十分なスペースを確保するとともに、情報機器（戸別受信機、ラジオ等）を優先的に整備し、避難者に対して津波観測情報や被害状況、津波警報等の切り替えや解除等の情報を適時、的確に伝達することが大切である。

[3] 和歌山県では、避難場所をその安全度に応じてレベル１、レベル２、レベル３と表示することとしている。（P177 参考資料 18 参照）

指定緊急避難場所は、災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所であり、避難が長時間にわたった場合、避難環境によっては熱中症や低体温症などの健康障害が生じるおそれがある。

避難が長時間にわたることも想定し、指定緊急避難場所の熱中症対策及び防寒対策として、テントや飲料水、冷却剤、防寒具、非常食、簡易トイレなどの備蓄品を可能な範囲で備えることや、防災東屋や防災コンテナなどの施設整備を推奨する。

なお、遠地津波の場合は津波が到達するまでに一定の時間を有することから、避難時に個人で飲料水や体を冷やす冷却グッズや、体を温める防寒グッズなど備蓄品を用意した非常持ち出し袋の携帯を呼びかけるなど自助を促すことも効果的である。

また、指定緊急避難場所は一時退避が目的であり、長時間の滞在は想定していないため、避難者の救助等の観点から避難者を把握することも重要である。無線機やトランシーバー、衛星電話などの設置や、監視カメラ、ドローンなどのデジタルツールの活用などにより、避難者の把握に努めるものとする。

イ　住民等は、安全性の高い避難目標地点を設定する。

避難目標地点の安全性の確保	・避難対象地域から外れていること。 ・袋小路となっていないこと。また、背後に階段等の避難路等がない急傾斜地や崖地付近は避けること。 ・避難目標地点に到達後、指定緊急避難場所へ向かって避難できるような避難路等が確保されていることが望ましい。

避難目標地点は、避難者が避難対象地域外へ避難する際に、とりあえず津波の危険から命を守るために避難の目標とする地点であり、夜間照明、情報機器（伝達・収集）、食料等は備わっていない。従って、避難者は、避難の際にはラジオ等の携帯を心がけるとともに、必要な情報等を得るために、市町村が指定する指定緊急避難場所又は津波浸水想定区域外の安全な避難所へ避難する必要がある（この際に、津波警報等が解除されるまでは、津波浸水想定区域内を経由して避難してはいけない）。

また、市町村においては、避難目標地点の周辺への同報無線の整備等を進め、避難者に対して必要な情報を伝達できる措置を講じておく必要がある。

(2) 津波避難ビルの設定

市町村長は、避難困難地域の避難者や避難が遅れた避難者が緊急に避難するために、避難対象地域内の公共施設又は民間施設を津波避難ビルに設定する。なお、津波防災地域づくり法第 56 条第１項、「津波防災地域づくりに関する法律施行規則」（平成 23 年国土交通省令第 99 号）第 31 条、「指定避難施設の管理及び協定避難施設の管理協定に関する命令」（平成 23 年内閣府令・国土交通省令第８号）第１条並びに「津波浸水想定を設定する際に想定した津波に対して安全な構造方法等を定める件」（平成 23 年国土交通省告示第 1318 号）第一及び第二並びに指定緊急避難場所の指定に関する手引き（令和８年１月）」を参照のこと。

津波避難ビルの安全性の確保	・耐震性を有していること（昭和 56 年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強実施済みの建物を指定・設定することが望ましい。）。 ・想定水位以上の高さに居住者等受入用部分があり、かつ当該部分までの避難上有効な経路があること。 ・津波避難ビルの安全性について参考となる基準の例として以下のもの等を参考に設定を検討するものとする。 津波防災地域づくりに関する法律第 56 条第１項第１号、第２号及び津波防災地域づくりに関する法律施行規則第 31 条第１号に基づき定められている基準 「津波避難ビル等の構造上の要件の解説」（平成 24 年２月、国土交通省国土技術政策総合研究所、一般社団法人建築性能基準推進協会、協力独立行政法人建築研究所）
津波避難ビルの機能性の確保	・避難者の収容スペースとしては１人当たり１㎡以上の有効面積を確保しておくことが望ましい。 ・夜間照明や情報機器が備わっていることが望ましい。

津波避難ビルとしては、マンション、ホテル、旅館、工場、倉庫等が考えられるが、設定にあたっては、これらの所有者や管理者の理解が必要である。地域ぐるみで津波避難計画を策定することにより、こうした施設の所有者等に対し、地域の一員として地域の安全確保を担う役割を果たすことを理解していただきながら、数多くの津波避難ビルを設定することが大切である。

津波浸水想定区域内に高いビルが存在しない場合等は、鉄道や道路等の高架部分、歩道橋等の利用、津波浸水想定区域内の公園等への人工的な高台（盛土）の設置[4]、津波避難タワーの整備[5]等を検討する必要がある。

避難開始が遅れ津波の到達時間が切迫した場合には、状況によってはあえて屋外へ避難するよりも、建物の上層階に避難する方が身の安全を確保できる可能性が高いことも考えられることから、場合によっては各自の状況判断に基づく臨機応変な対応が必要である。

周辺の適切な指定緊急避難場所として、高台の民家や民有地（畑や山林等）しかない場合には、それらを避難目標地点として利用できるように、所有者等の理解を得ておくとともに、避難階段等を整備しておく必要がある。

[4] 静岡県袋井市では、江戸時代から伝わる「命山（いのちやま）」と呼ばれる人工の小高い山を参考に、津波避難場所として新たな人工高台を「平成の命山」として整備を進めている。（P198 参考資料 31 参照）

[5] 津波避難タワーとは、津波浸水想定区域内において、地震発生から津波到達までの時間的猶予や地理的条件等の理由により、近くの安全な高台等への避難が困難と想定される場合に、緊急的に避難をする場所として活用する施設である。

また、津波避難ビルの設定に際しては、避難路等の容量を踏まえて、津波到達までに避難できる距離や、津波避難ビルの収容可能人数を考慮した上で、避難可能な区域の範囲を検討することが望ましい。

なお、民間施設を避難場所として活用する場合においては、空調設備環境の確保や備蓄の提供など、施設管理者との連携強化に努めるものとする。

（津波避難ビル・津波避難タワー等の指定・整備が完了するまでの暫定的な対応について）

地震発生から津波がすぐに到達する地域で、高台等の避難場所がないところについては、津波避難ビル・津波避難タワー等を整備し、レベル２の津波に対しても避難場所の安全性を確保する必要がある。

しかしながら、レベル２対応の津波避難ビル・津波避難タワー等の指定や整備に時間を要する一方で、レベル２より小さい津波の発生も想定され、少しでも命が助かる確率が高い建物をなるべく多く確保しておくことが重要である。

レベル２の津波に対する津波避難ビル・津波避難タワー等の安全性が確保できるまでの暫定的な措置として、レベル２の津波に対する安全性が十分に確保できていない施設であっても、安全な場所へ避難する時間がない状況での緊急的行動として、少しでも助かる確率が高いビル等を活用することが考えられる。そのため、指定緊急避難場所としては指定できないものの、できる限りの確保に努めるものとする。

なお、レベル２の津波に対する安全性が確保できていない施設を使用する場合には、安全な施設に逃げることが基本であることに加え、あくまでも緊急的な措置であることを地域住民等に対して周知したうえで使用することとする。

２　避難路、避難経路の指定・設定

ア　市町村長は、避難路が備える必要のある安全性や機能性が確保されている道路を避難路として指定するよう努める。

また、時間と余力のある限り、より安全な場所を目指す避難行動を推進する必要がある。そこで、指定緊急避難場所・指定避難所等の危険度・安全度を明確にするため、津波ハザードマップや建物等への想定浸水高の表示、地域の地盤高の表示等により周知するよう努める必要がある。

指定緊急避難場所の位置が分かるような案内・誘導板の整備や赤色回転灯等の目標物の整備により、指定緊急避難場所の周知を図ることも重要である。

避難路の安全性の確保	・山・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少なく、避難者数等を考慮しながら幅員が広いこと。特に観光客等の多数の避難者が見込まれる地域にあっては、十分な幅員が確保されていること。 ・橋梁等を有する道路を指定する場合は、その耐震性が確保されていること。 ・防潮堤や胸壁等の避難障害物を回避する対策（例えば階段等の設置）が図られていること。

	・海岸、河川沿いの道路は、原則として避難路としない。 ・避難路は原則として、津波の進行方向と同方向に避難するように指定する（海岸方向にある指定緊急避難場所へ向かっての避難をするような避難路の指定は原則として行わない。） ・避難途中での津波の来襲に対応するために、避難路に面して津波避難ビルが設定されていることが望ましい。 ・地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図る必要がある。 ・家屋の倒壊、火災の発生、橋梁等の落下等の事態にも対応できるように、近隣に迂回路を確保できる道路を指定することが望ましい。
避難路の機能性の確保	・円滑な避難ができるよう避難誘導標識や同報無線等が設置されていること。 ・夜間の避難も考慮し、夜間照明等が設置されていること。 ・階段、急な坂道等にはスロープ等を設置し段差解消を図るなどバリアフリー環境が整備されていることが望ましい。

イ　住民等は、安全性の高い避難経路を設定する

避難経路の安全性の確保	・山・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少ないこと。 ・最短時間で避難路又は避難目標地点に到達できること。 ・複数の迂回路が確保されていること。 ・海岸、河川沿いの道路は、原則として避難経路としない。 ・避難途中での津波の来襲に対応するために、避難経路に面して津波避難ビルが設定されていることが望ましい。 ・階段、急な坂道等にはスロープ等を設置し段差解消を図るなどバリアフリー環境が整備されていることが望ましい。

３　避難の方法

避難にあたっては自動車等を利用することは、次の理由等により円滑な避難ができないおそれが高いことから、避難方法は原則として徒歩によるものとする。

・家屋の倒壊、落下物等により円滑な避難ができないおそれが高いこと。
・多くの避難者が自動車等を利用した場合、渋滞や交通事故等のおそれが高いこと。
・自動車の利用が徒歩による避難者の円滑な避難を妨げるおそれの高いこと。

しかし、地域によっては、指定緊急避難場所や避難目標地点まで避難するには相当な距離があるなど、要配慮者等の円滑な避難が非常に困難であり、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合には、交通渋滞等による逃げ遅れが生じないよう、津波到達予測時間も考慮し、地域による自動車利

用の選定や避難経路の確保、駐車スペースの拡充など、地域の実情に応じた避難方法をあらかじめ検討し、平時から避難訓練を行うなど住民等の円滑な避難の確保に努めておく必要がある。

※ 市町村における自動車の利用・扱いに関しては、第４章アンケート調査結果 P118 参照。

【参考】中央防災会議防災対策推進検討会議「津波避難対策検討ワーキンググループ」報告（平成 24 年７月）

○ 津波発生時の避難に当たっては、徒歩避難を原則とする。東日本大震災においても多く見られた自動車による避難は、以下のような種々の危険性がある。

・地震による道路等の損傷や液状化、信号の滅灯、踏切の遮断機の停止、沿道の建物や電柱の倒壊等による交通障害

・交通障害が発生しなくても渋滞が発生し、津波に巻き込まれる可能性があるほか、避難支援活動に支障を及ぼすこと

・道路の幅員、車のすれ違いや方向転換の実施可否、交通量の多い幹線道路等との交差、避難した車両の駐車場所等のボトルネックとなる区間等の存在

・避難支援者が活動するための自動車の通行の妨げとなるおそれがあること

・徒歩による避難者の円滑かつ安全な避難の妨げとなるおそれがあること

○ しかしながら、歩行困難者が避難する場合や想定される津波に対して徒歩で避難が可能な距離に適切な避難場所がない場合のように、自動車避難を検討せざるを得ない場合がある。

○ このような場合は、自動車避難に伴う危険性を軽減するための努力をするとともに、自動車による避難には限界量があることを認識して、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る必要がある。

○ 通行中の車両も可能な限り道路外へ駐車し徒歩避難とすることや、やむを得ず道路に駐車して避難する場合には緊急車両等の通行の妨げとならないよう配慮しドアロックはせずにエンジンキーは付けたままとすること等を周知する必要がある。

○ 自動車により避難せざるを得ない地域においては、避難経路の放置車両等が避難の妨げになる可能性があるため、津波避難道路であることを周知する標識を整備するなど、津波避難時の通行の妨げにならないように平時から周知することが必要である。

大津波警報や津波警報発表中において、避難した指定緊急避難場所から別の場所へ移動することは可能な限り避けるべきではあるが、避難が長時間にわたり、健康上のやむを得ない事由等により、津波来襲のリスクを踏まえた上でも緊急的に移動が必要な場合には、津波の発生状況をスマートフォン等で確認するなど、最大限、避難者の安全を確保したうえで、津波リスクが低い安全な経路で移動するものとする。

２．４　初動体制（職員の参集等）

勤務時間外に大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された場合、あるいは強い地震を観測した場合の職員の連絡・参集体制、情報受信・伝達体制等について定める。

(1) 連絡・参集体制

ア　大津波警報が発表された場合

イ　津波警報が発表された場合

ウ　津波注意報が発表された場合

エ　強い地震を観測した場合

(2) 情報受信・伝達体制等

ア　大津波警報・津波警報・津波注意報の受信体制及び伝達体制

イ　避難指示の発令体制及び伝達体制

ウ　津波の実況、被害状況の把握等の体制

(1) 連絡・参集体制

津波による人的被害を軽減するためには、特に、大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達や避難指示の発令を早期に、かつ正確に行うことが何よりも重要である。また、津波は繰り返し襲って来ることもあり、津波の第一波が最大とは必ずしも限らない。

こうしたことから、勤務時間外に大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された場合、あるいは強い地震を観測した場合の職員の参集規定を定め、津波警報等が解除されるまでの間、津波の実況や被害状況の把握等ができる体制を整える必要がある。

また、参集連絡手段についても、携帯電話、メール等による伝達手段の多重化を図るとともに、ある一定基準（例えば津波警報が発表された場合、震度４以上が観測された場合など）に達した場合には、その情報等を認知後、参集連絡を受けることなく、速やかに自主的・自動的に参集する体制を確保する必要がある。

(2) 情報受信・伝達体制等

大津波警報・津波警報・津波注意報を住民等に伝達することは市町村長の責務であり、各市町村においては、こうした津波警報等の伝達、避難指示の発令、津波の実況把握等の応急対応が迅速に実施できる体制（特に勤務時間外の体制）を確保しておく必要がある。

２．５　避難誘導等に従事する者の安全の確保

避難広報や避難誘導等を行う職員、消防職団員、民生委員などの安全確保について定める。

○ 自らの命を守ることが最も基本であり、避難誘導等を行う前提である。

○ 津波浸水想定区域内での活動が想定される場合には、津波到達予想時間等を考慮した退避ルールを確立し、その内容について地域での相互理解を深めること、無線等の情報伝達手段を備えることなどについて定める必要がある。

○ 要配慮者の避難支援と、避難誘導等に従事する者の安全確保は、リードタイムが限られている津波災害時においては大きな問題であり、要配慮者自らも防災対策を検討するとともに、地域や行政においても支援のあり方を十分議論する必要がある。

【参考】消防庁「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会」中間報告書（平成 24 年３月）

＜退避ルールの確立と津波災害時の消防団活動の明確化＞

■退避の優先（津波到達予想時間が短い地域は退避が優先）

■津波災害時の消防団活動の明確化

関係機関や地域の協力を得て、消防団活動を真に必要なものに精査し、必要最小限に

○ 水門等の閉鎖活動の最小化⇒廃止や常時閉鎖等の促進、閉鎖作業の役割分担

○ 避難誘導活動等の最適化⇒住民の率先避難の周知・徹底、住民への情報伝達手段の整備、避難路、避難階段、緊急避難場所の整備など、津波に強いまちづくりを促進

■津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアルの作成

○ 退避のルールを確立。住民に事前に説明、理解

○ 指揮命令系統（団指揮本部→隊長→団員）の確立 指揮者の下、複数人で活動

○ 水門閉鎖活動時などのライフジャケットの着用

○ 津波到達予想時刻を基に、出動及び退避に要する時間、安全時間を踏まえ、活動時間を設定。経過した場合は直ちに退避

○ 隊長等は、活動可能時間の経過前でも、危険を察知した場合は、直ちに退避命令

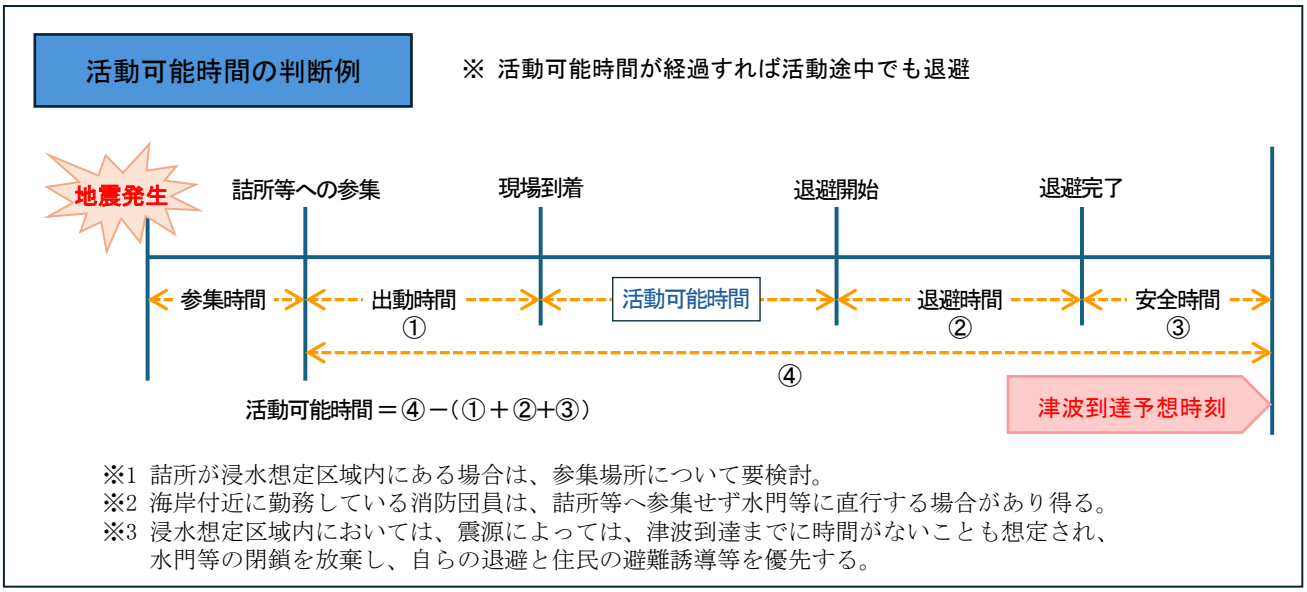

○ 災害対策本部や防災行政無線の通報設備が設置される庁舎、消防署や消防団詰所などの設置場所の安全性の点検、移転を含めた安全対策の検討が必要である。

【参考】消防庁「地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会」報告書（平成23 年 12 月）

被災自治体の機能喪失等と今後の対応

○ 「被災沿岸市町村への聞き取り調査」によると、東日本大震災において、主な被災３県の沿岸37 市町村のうち、22 市町村で市町村庁舎が被災し、そのうち 15 市町村で本庁舎や支所の移転を余儀なくされた。また、14 市町村で職員が死亡又は行方不明となった。とりわけ、陸前高田市（岩手県）、大槌町（岩手県）、石巻市（宮城県）、南三陸町（宮城県）などのように、本庁舎又は総合支所が壊滅的な被害を受け、多くの職員が犠牲となった例もある。市町村庁舎や消防署などは、市町村の災害対応の中心となる施設であり、専門調査会の報告においても、「市町村庁舎、警察・消防署などの災害時の拠点となる施設が被災した場合、その影響が極めて甚大であることから、これらの重要施設における津波対策については、特に万全を期すよう考えていくことが必要である。」とされているところである。

今回の大震災の教訓を踏まえて、全国の市町村は、改めて津波をはじめ、各種災害の想定を見直し、庁舎等の移転を含めた安全対策、非常用電源設備などの点検、整備を行っていく必要がある。非常用電源設備については、地震による揺れ及び津波等による浸水の可能性を考慮した設定場所の点検、及び必要な見直しを行わなければならない。また、非常用電源設備については、災害対応等に必要な施設・設備等について、燃料等の備蓄も含め、必要な時間の確保がなされるよう留意すべきである。

２．６　津波情報等の収集・伝達

1　津波情報等の収集

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報の早期収集

気象庁から発表される大津波警報・津波警報・津波注意報や津波情報の受信手段、受信経路等を定める。

(2) 津波の実況等の情報収集

大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された場合、あるいは強い地震の揺れを感じた場合等には、国、都道府県等による津波観測機器による観測情報、安全な場所での津波の実況把握等により、津波の状況や被害の様相を把握するための手順、体制等を定める。

2　津波情報等の伝達

大津波警報・津波警報・津波注意報、津波情報、避難指示等の情報を住民等に迅速かつ正確に伝達するため、伝達系統（伝達先、伝達手順、伝達経路等）及び伝達方法（伝達手段、伝達要領等）を定める。

(1) 伝達系統

誰に、どのような手順で、どのような経路を通じて伝達するか等を定める。

(2) 伝達方法

情報の受け手に応じて、どのような手段で、どのような内容の情報を何時の時点で伝達するか等を定める。

3　情報伝達手段の整備

(1) 情報伝達手段の整備のあり方

地域の実情に応じ、各情報伝達手段の特徴を踏まえ、複数の手段を有機的に組み合わせ、災害に強い総合的な情報伝達システムを構築する。

(2) 情報伝達手段の具体的な整備内容

① システムの耐災害性の強化
② 緊急速報メールの活用
③ 同報系システムの効果的な組み合わせ
④ Ｊアラートによる自動起動
⑤ 公共情報コモンズの活用

(3) 情報伝達手段の整備に際し留意すべき事項

① 各情報伝達手段の特徴を踏まえた総合的なシステムの整備
② 災害の種類、時間経過による整理
③ 半鐘、広報車、消防団員等による広報
④ 日頃からの住民への広報
⑤ 技術の進歩への対応

1　津波情報等の収集・伝達

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報の早期収集

市町村が津波発生を察知・予測する場合、近地地震の場合は、過去の既往津波の発生等の経験から、地震発生に伴う地震動の大きさ等により判断することも期待されるが、現実的には地震動等を感じた直後に津波の発生の有無を判断し、避難指示を発令することは非常に困難なことが予想される。

従って、日頃から住民等に対して津波に対する心得として「強い地震を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する」ことを周知徹底することが大切である

一方、市町村は、大津波警報・津波警報・津波注意報の通知を受けたとき、あるいは知ったときは、災対法第 56 条に基づき、地域防災計画の定めるところにより、住民等に対して伝達しなければならない。

従って、市町村は、大津波警報・津波警報・津波注意報の発表の時期、その内容、伝達手段・経路、伝達先等を津波避難計画書に記載し、迅速かつ的確な情報収集・伝達方法等を確保しておく必要がある。

また、難聴地域がないように計画的な情報システムの整備に努めるとともに、難聴地域となる地域の把握及び当該地域への情報伝達手段について検討する。

※ 津波警報の改善等

東日本大震災において、当初発表された津波警報の津波の高さが過小であったこと等を受けて、気象庁においては、津波警報の改善及び津波観測体制の強化に取り組むこととなった。

また、気象庁の発表において、大津波警報が発表され、その津波の高さの予想が「巨大」と定性的に表現された場合は、特に警戒する必要がある。

大津波警報・津波警報・津波注意報を見聞きした際には、すぐに避難することを徹底すべきである。

なお、地震の際に発表される情報の種類と内容、津波予報・津波情報等の伝達の流れは次のとおりである。

日本及びその周辺で地震が発生すると、気象庁本庁及び大阪管区気象台では各地の地震計のデータを解析し、震源やマグニチュードを決め、地震発生から概ね１分半後には震度速報で震度３以上を観測した地域名と震度を発表する。

日本近海で地震が発生し、津波による災害の発生が予想される場合には、地震発生から約３分後を目標に全国 66 区域に分けられた津波予報区に対して大津波警報・津波警報・津波注意報が発表される。

その後、予想される津波の高さ、津波の到達予想時刻、実際に観測された津波の高さ等の津波情報が発表される。

一方、津波による災害が起こるおそれがない場合は津波予報が発表される。

「気象庁の地震・津波に関する情報の流れ」（P145 参考資料３参照）

「津波警報・注意報、津波情報、津波予報」（P146 参考資料４参照）

「津波予報区」（P149 参考資料６参照）

「津波予報と津波情報の例文」（P151 参考資料７参照）

こうした津波警報等は、気象庁から防災機関、報道機関等に伝えられ、これらの機関を通じて住民等に伝達される。

「地震津波情報の伝達の流れ」（P155 参考資料８参照）

(2) 津波の実況等の情報収集

避難指示の発令は、津波警報等の通知を受けた場合等が基本となる。津波の実況の情報を収集することは、救助・救出活動等の災害応急対策実施又は待避の判断の基礎となるほか、住民に対する適切な避難誘導に役立つことが期待される。

津波の実況把握の方法については、気象庁が発表する津波観測情報や沖合津波観測情報における沿岸又は沖合の津波観測結果等の収集、地方公共団体等の整備による監視用カメラや津波観測機器等により行うことが基本となるが、高台等の安全な場所から目視により海面を監視する方法もある。東日本大震災の教訓を踏まえ、情報収集や目視確認を行う者に係る安全確保への配慮が特に必要となる。

こうした津波の実況に関する情報収集を、誰が、何処で、何時、どのような情報を、どのように収集し、得られた情報を、いつ、どのように活用するかといった、情報収集・活用のための手順や体制を定めておく必要がある。

２　津波情報等の伝達

大津波警報・津波警報・津波注意報や避難指示等の情報を住民等に迅速かつ正確に伝達するための伝達系統及び伝達方法を定めるにあたっては、次の点に留意する必要がある。

住民への確実かつ迅速な情報伝達を確保するため、各市町村において、地域の実情に応じ、各情報伝達手段の特徴を踏まえ、複数の手段を有機的に組み合わせ、災害に強い総合的な情報伝達システムを構築する必要がある。

(1) 情報伝達にあたって留意するポイント

何を知らせるか	・大津波警報・津波警報・津波注意報の発表、津波襲来の危険、避難指示、津波到達予想地域、津波到達予想時間、実施すべき行動・対策等 ・伝達内容について、あらかじめ想定し雛型を作成 ・大津波警報は、津波の予想高さが３ｍを超える場合に発表される ・満潮時間
誰に対して知らせるか	・津波の危険がある地域の住民等か、それ以外の地域の住民等か ・避難対象地域の住民等の誰を対象とするか （住民、滞在者（観光客、海水浴客、釣り客等）、通過者、漁業関係者、港湾関係者、船舶、海岸工事関係者等） ・避難促進施設（社会福祉施設、学校、医療施設、地下街等）の管理者等[6] ・指定緊急避難場所等に避難している避難者
いつ、どのタイミングで知らせるか	・地震直後（自動放送、職員を介した速やかな放送、地震の発生、津波の危険、避難指示等） ・津波発生前後（大津波警報・津波警報・津波注意報、津波情報、被害情報等） ・津波終息後（大津波警報・津波警報・津波注意報の解除、避難指示の解除等）
どのような手段で	・同報無線、半鐘、サイレン、テレビ、ラジオ、電話・ＦＡＸ、登録制メール、緊急速報メール、有線放送、コミュニティＦＭ、ＣＡＴＶ、アマチュア無線、インターネット等 ・情報の受け手の立場に立った伝達手段（特に津波避難における要配慮者）

(2) 夜間、休日等の勤務時間外においても、迅速かつ正確な情報伝達が実施できるように、情報を発信する側（地方公共団体）の体制を具体的、詳細に地域防災計画等に記載するとともに、情報を受ける側の体制についても具体的に氏名、役職等を把握しておくこと。

(3) 住民等への情報伝達においては、同報無線による手段が有効であるが、屋外拡声器の場合、風向き、豪雨等の気象条件により、あるいは屋内にいる者にとっては聞き取りにくい場合があることなどから、戸別受信機等の計画的整備を図ること。

(4) 同報無線のみの情報伝達に頼ることなく、緊急速報メール、コミュニティＦＭ、アマチュア無線、有線放送等の既存の伝達媒体等を用いることにより、伝達手段の多様化を確保すること。

(5) 海水浴客、釣り客、観光客、漁業・港湾関係者、海岸等工事関係者等の海岸付近にいる者に対しては、同報無線のみならず各々の施設管理者等を通じた伝達方法を確立すること。特に、防災行政

[6] 「避難促進施設」とは、津波浸水想定区域内にあり、避難に時間を要する者が存在するため、早めに避難を促す必要がある施設をいう。社会福祉施設には保育所が含まれ、学校には幼稚園が含まれる。

無線やサイレンが聞こえにくい場合に備え、色や光等視覚的に危険が迫っていることを伝達できる手段の普及に取り組む必要がある。

(6) 避難誘導等に従事する者の安全の確保

東日本大震災では避難誘導にあたった消防職団員、警察官、市町村職員、民生委員等に多くの犠牲があった。津波到達時間が短い場合など、退避を優先する必要がある場合には、消防職団員等も避難のリーダーとして、住民と一緒になって率先して避難することが望ましい。

※ 避難誘導等に従事する者の安全の確保については、２．５を参照

【参考】消防庁「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会」中間報告書（平成 24 年３月）

津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアル等で定めるべき事項（抜粋）

４　退避ルールと情報伝達手段

①　退避ルール

○ 津波浸水想定区域内にある消防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手までは、原則として退避を優先する。活動する場合においては、「出動時刻から気象庁が発表する津波到達予想時刻までの時間」から、「退避時間」（安全な高台等へ退避するために要する時間）や「安全時間」（安全・確実に退避が完了するよう、余裕を見込んだ時間）を差し引いた「活動可能時間」を設定し、それを経過した場合には直ちに退避する。

○ 団指揮本部や隊長（隊長等）は、活動可能時間が経過した場合には、直ちに退避命令を出す。

○ 隊長等は、活動可能時間の経過前であっても、現場の状況や沖合での津波観測情報等により危険を察知した場合は、直ちに退避命令を出す。

②　情報伝達手段

退避命令を消防団員に伝達する手段については、無線等のほか、車両のサイレンや半鐘なども含め、複数の情報伝達手段についてあらかじめ定めておき、団員に周知しておく。

３　情報伝達手段の整備

消防庁「地方公共団体における災害情報等の伝達のあり方等に係る検討会」報告書（平成 24 年 12 月）より

(1) 情報伝達手段の整備のあり方

住民への確実かつ迅速な情報伝達を確保するため、各市町村において、地域の実情に応じ、各情報伝達手段の特徴を踏まえ、複数の手段を有機的に組み合わせ、災害に強い総合的な情報伝達システムを構築する。

情報伝達手段を整備するにあたり、まずは、発災時にどういった業務を行うのか（災害対応、情報収集等を含む。）ということを整理し、それぞれの業務量を想定して、人員やシステムを配置していくことが重要である。

(2) 情報伝達手段の具体的な整備内容

① システムの耐災害性の強化

災害関連情報の伝達に係るシステムは基本的に災害時に活用されることを踏まえ、耐災害性（非常電源、耐震性、耐浸水性等）について配慮する必要がある。

また、システムの統合を進めるに当たり、統合システム化により、広範囲への誤送信や、故障発生により情報伝達に支障が生じる等のリスクが高まるため、一度にすべての運用に支障が生じないようなシステムの整備、バックアップ体制の確立等が重要となる。

② 緊急速報メールの活用

特定の地域に存する者（居住者、一時滞在者及び通過交通）に対し、幅広く情報を伝達するためには、緊急速報メールが効果的である。特に、複数の携帯電話キャリアの当該仕組みを活用することにより、より確実に災害関連情報を伝達することが可能となる。このため、緊急速報メールを災害関連情報の伝達手段として積極的に活用することが重要である。

なお、市町村の担当者においては、緊急速報メールを活用するに当たり、メール送信の操作を複数社分実施しなければならないことが負担となっており、送信操作を一回で行うことが可能な統合システムの開発・普及が望まれる。

③ 同報系システムの効果的な組み合わせ

地域の実情を踏まえ、よりきめ細かで、確実な情報伝達を行うには、市町村防災行政無線（同報系）などの同報系システム[7]を効果的に組み合わせることが重要である。ただし、市町村防災行政無線（同報系）以外の同報系システムについては、必ずしも防災専用のシステムでないものもあるため、耐災害性に特に留意する必要がある。

④ Ｊアラートによる自動起動

より一層迅速な住民への情報伝達を可能とするため、各市町村においては、Ｊアラート[8]による自動起動が可能な、市町村防災行政無線（同報系）その他の住民への情報伝達手段を一つ以上確保することが必要である。

この際、緊急な災害関連情報を迅速に、かつ、できるだけ広く、さまざまな環境におかれている者に伝達するという観点からは、市町村防災行政無線（同報系）に限らず、緊急速報メール等の多様な手段をＪアラートによる自動起動の対象とすることが有効である。

なお、Ｊアラートと市町村防災行政無線（同報系）、緊急速報メール等の多様な手段を連動させる場合、現場の市町村職員の事務負担の軽減に配慮する必要がある。

このため、複数システムへのインターフェースを有する統合システムの整備が重要である。

また、緊急速報メールに関しては、字数制限があるため、あらかじめ定型文を作成する等、送信する文字情報の分量について配慮する必要がある。更に、緊急速報メールに対応していない機

---

[7] 同報系システムとは、不特定多数の住民に対して一斉に災害関連情報を伝達する手段のこと。具体的には、市町村防災行政無線（同報系）、緊急速報メール、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、ＩＰ告知端末、登録制メール等を指している。

[8] Ｊアラート（全国瞬時警報システム）とは、弾道ミサイル情報、大津波警報、緊急地震速報等の緊急情報を、人工衛星を用いて国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市町村の防災行政無線や携帯メール、コミュニティＦＭ等を自動起動させるもので、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム。

種が、過渡期である現時点ではまだ多く存在し、各区市町村が全国一斉に自動起動された場合に遅延が生じる等の課題もあり、これらの点につき、消防庁において先進団体の事例を紹介するなど、地方公共団体に情報提供を行うことが望まれる。

⑤　公共情報コモンズの活用

公共情報コモンズは、各地方公共団体が活用することにより、テレビ、ラジオ、携帯電話、インターネット（ポータルサイト）等、多様なメディアを通じて、住民がいつでも、どこにいても、情報を入手できる機会が増えるため、有効な情報伝達手段である（現時点ではテレビ、ラジオに対応。インターネット、緊急速報メール等にも対応する予定。）。

また、Ｊアラートにより配信されている情報を、公共情報コモンズを通じた情報伝達において活用することも効果的であると考えられる。

(3) 情報伝達手段の整備に際し留意すべき事項

①　各情報伝達手段の特徴を踏まえた総合的なシステムの整備

各市町村において、多様な情報伝達手段の整備を図るに当たり、これまで市町村防災行政無線（同報系）が主な手段となってきた。しかし、市町村防災行政無線（同報系）を各市町村の隅々まで整備をすることは財政的な負担が大きく、それ以外の情報伝達手法の特徴を踏まえつつ、地域の実情に応じ、それらを総合的に活用した情報提供システムを構築することが必要である。この際、次の事項を考慮することが求められる。

ア　以下の「多様な情報伝達手段の特徴」に示すように、情報の受け手、災害の種別（地震、津波、風水害等）、気象条件等によって、効果的な伝達手段が異なってくる。各市町村における情報の受け手の属性・状況等（要配慮者の状況等を含む。）及び各情報伝達手段の伝達範囲（面的なものも含む。）等の特性を考慮し整備する必要がある。

また、いずれの手段も万全なものではなく、長所及び短所があるとともに、地震や津波等の災害の外力により、機能が毀損する可能性がある。

そのため、できるだけ多くの住民に災害関連情報を伝達する観点から、それぞれの手段の特徴を踏まえ、できるだけ複数の手段を組み合わせ、地域の実情に応じた総合的な情報伝達手段を整備することが必要である。

多様な情報伝達手段の特徴

		情報の受け手					伝達範囲（場所）	情報の分かりやすさ	耐災害性等		備考
		居住者		一時滞在者		通過交通（車内等）			気象条件などの影響	災害時の信頼性	
		屋内	屋外	屋内	屋外						
防災行政無線（同報系）	屋外拡声子局	△	○	△	○	△	・屋外のスピーカの整備範囲に依存（気密性の高い住宅、車内は伝達が困難） ・屋外中心	・風向き、天候により聞き取りにくい場合がある ・情報量は限られる	・豪雨等の場合は聞こえにくい	・自営網であり、一般的に耐災害性は高い	・情報を取るためのトリガー
	戸別受信機	○	—	×	—	×	・端末設置世帯（屋内中心） ・戸別受信機を放送設備などに接続した場合は伝達範囲が広がる	・音声中心であるが、文字情報を表示できる機器もある	・気象条件は影響しにくい	・自営網であり、一般的に耐災害性は高い	・全世帯に配備すると整備費用が多額に ・情報を取るためのトリガー
緊急速報メール（対応携帯電話保有者）		○	○	○	○	○	・特定の地域に滞在している者（緊急速報メール対応携帯電話保有者） ・屋内外問わず	・文字情報(情報量は多くはない)	・気象条件は影響しにくい ・対応機種か否か、設定を解除しているか否かに依存	・携帯電話キャリアのインフラに依存	・複数社と契約することにより、より多くの者に伝達可能 ・情報を取るためのトリガー ・統合システムの必要性
コミュニティ放送（ラジオ保有者）		○	○	○	○	○	・コミュニティ放送（ラジオ保有者)の放送範囲	・ラジオ放送であり、詳細の情報が伝達可能	・気象条件は影響しにくい	・自営網であるが、防災行政無線と比較すると、耐災害性に課題	・チャンネルの周知が必要 ・ラジオが必要
ケーブルテレビ（契約者）		○	—	×	—	×	・ケーブルテレビ契約者(屋内中心)	・テレビ放送であり、詳細の情報が伝達可能	・気象条件は影響しにくい	・有線設備であり、断線対策が課題。また、停電対策も課題	
IP告知端末等（端末設置者）		○	—	×	—	×	・IP告知端末保有者(契約者)(屋内中心)	・文字及び音声による伝達	・気象条件は影響しにくい	・有線設備であり、断線対策が課題。また、停電対策も課題	

評価は相対的なものである

イ　例えば、聴覚障がい者には文字情報で情報伝達を行うといった方法で、受け手の属性を踏まえながら情報伝達手段を整備することが必要である。

ウ　地域における総合的な情報提供システムを構築するに当たっては、テレビ・ラジオやワンセグ等、地方公共団体以外の主体による住民への情報伝達と、地方公共団体による情報伝達とを組み合わせて、情報伝達手段の多重化・多様化を図るため、民間事業者やメディアと連携することが重要である。

エ　緊急警報放送については、夜間に津波が発生した場合等において、特に有効な情報伝達手段の一つと考えられ、また、防災基本計画においても、「国は、放送事業者と協力して、緊急放送時にテレビ、ラジオが自動的に作動するシステムの普及を図るものとする。」と位置づけられているところである。これらを踏まえ、緊急警報放送及び同放送を受けて自動起動するテレビ、ラジオの普及に資するよう、住民への広報を行う必要がある。

オ　各市町村においては、地域の実情（人口、面積、地形、気候、昼夜間人口比率等）及び情報伝達手段の現状を調査・分析した上で、計画的に今後の整備手法を検討する必要がある（「多様な情報伝達に関する現状分析のイメージ」参照)。

多様な情報伝達に関する現状分析のイメージ

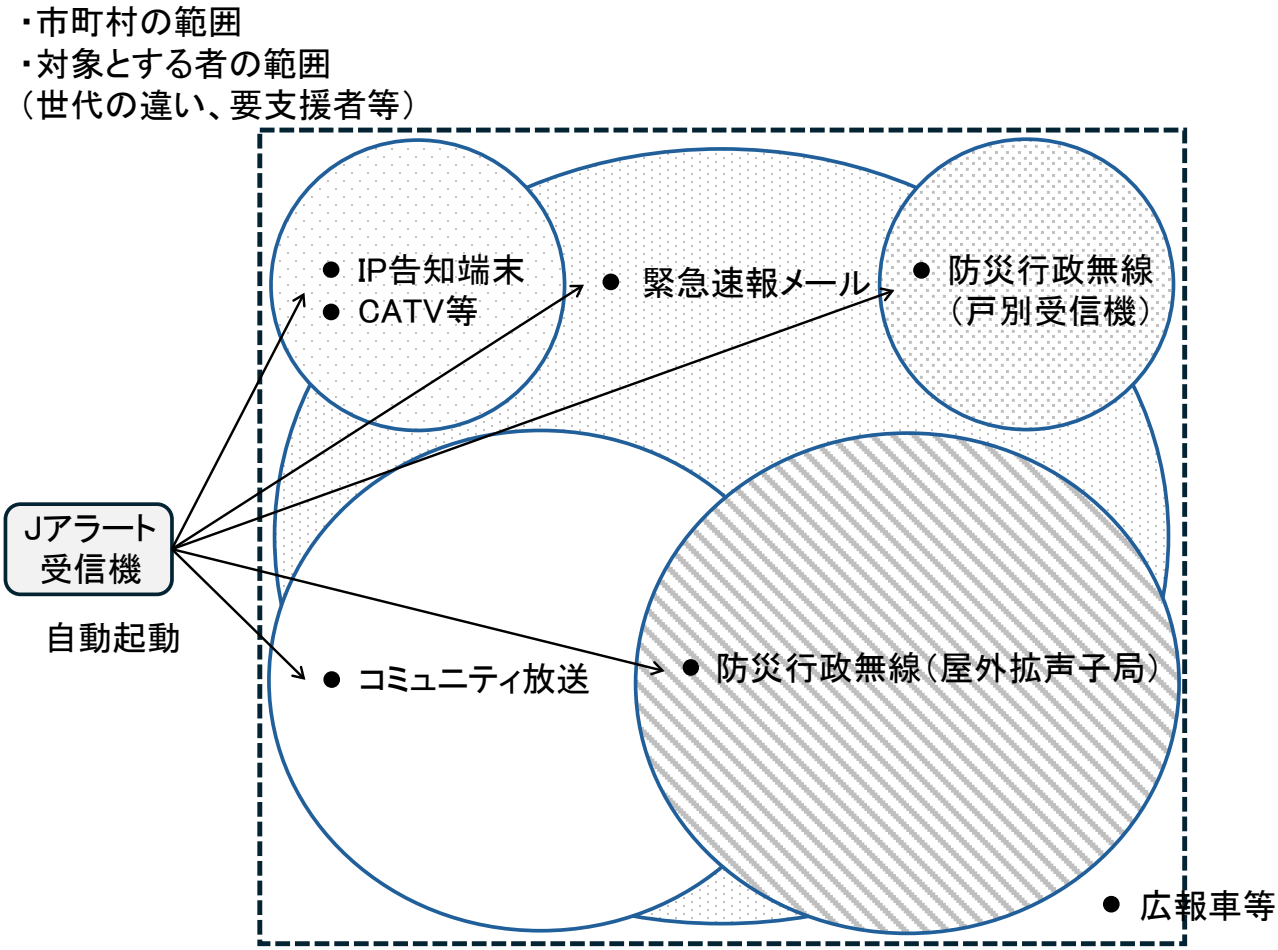

カ　市町村防災行政無線（同報系）以外の情報伝達手段については、必ずしも防災専用のシステムでないものもあるため、耐災害性に特に留意する必要があること。

キ　いずれの情報伝達手段も万全なものではなく、長所及び短所を有していることを踏まえ、情報伝達に関する実際的な運用面にも十分配慮すること。

②　災害の種類、時間経過による整理

災害の種類により、的確に情報伝達が行えるよう、各情報伝達手段の特性を把握しておく必要がある。また、災害に係る時間経過により伝達する情報内容が異なるため、災害に係る時間経過により情報内容を整理しておくことが必要である。

③　半鐘、広報車、消防団員等による広報

半鐘、広報車、消防団員等による広報も、情報伝達手段として活用することが重要である。そこで、市町村防災行政無線（移動系）、消防救急無線、トランシーバー等で行政内部の情報交換を確実に行うとともに、自らの安全確保のためにも、津波警報等の情報を確実に消防団員に伝達できるような情報伝達体制の整備が必要である。また、避難所などでは、記録性を有する紙メディアを用いた情報伝達も有効である。

④　日頃からの住民への広報

災害時には、災害対応に多くの職員が必要となるため、住民からの問い合わせに対応できない状況となる可能性が高い。そのため、日頃から、「こういった情報はどこにあるのか」といった問い合わせに対応しやすいように情報の掲載箇所等を一覧表にして、住民に対して広報をしておくことが有効である。

⑤　技術の進歩への対応

近年の情報通信技術の進展は著しいことから、住民への災害情報伝達手段の整備を効果的かつ効率的に進めるためには、この動向を常に注視しつつ進めることが必要である。

２．７　避難指示の発令

１　次の場合において、避難指示を発令する基準を定める。
(1) 報道機関の放送等により津波警報等の発表を認知した場合及び法令の規定により津波警報等の通知を受けた場合
(2) 強い地震を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ必要と認める場合
(3) 法令の規定により自ら災害に関する警報をした場合
２　避難指示の発令時期及び発令手順を定める。
津波警報等を認知した場合又は津波警報等の通知を受けた場合は、自動的に又は直後に１の基準に基づき避難指示を発令する。
避難指示の解除の発令は、原則として、津波警報等の解除の発表に基づき行う。なお、津波警報等が解除され災害が発生する恐れがなくなったにもかかわらず避難指示の発令を継続している場合、公共交通機関の運行再開等に支障が生じる可能性があることを十分に理解した上で、被害が確認されない場合等には速やかに避難指示を解除することに留意すること。
３　避難指示の発令の伝達系統、伝達方法を定める。
(1) 伝達系統（伝達先、伝達手順、伝達経路等）
誰に、どのような手順で、どのような経路を通じて伝達するかを定める。
(2) 伝達方法(伝達手段、伝達要領等)
伝達手段として、情報の受け手に応じて多種・多様な手段を定める。
また、避難指示の発令内容（雛型）を定める。

１　発令基準

(1) 市町村長は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対して避難指示を発令する権限を有している（災対法第 60 条)。市町村長が避難指示を発令できるのは、災害が現に発生している場合のほか、避難の必要が予想される各種気象警報が発せられたとき等が考えられる。
避難指示とは、被害の危険が目前に切迫している場合に発令され、居住者等を避難のために立退かせるためのものである。
津波避難を考えた場合、「必要と認める地域」とは２．３で指定する避難対象地域であり、「避難の必要が予想される各種気象警報」とは、気象庁から発表される津波警報等に該当する。
この津波警報等が発表された場合、市町村長は、災対法第 56 条に基づき、地域防災計画の定めるところにより関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。
また、市町村は、津波警報等の解除が発表されるまでは、原則として避難指示の解除を行うべきではない。その間、津波情報に注視するとともに、国・都道府県等による津波観測機器、監視カメラに基づく情報、及び安全な高台等からの目視による津波の実況把握を行い、居住者等へ情報提供を行う体制を整えておく必要がある。
(2) 強い地震を感じたときとは概ね震度４程度以上を指す。また、地震動（震度）は小さいが、大きな津波が発生するという、いわゆる「津波地震」(「ヌルヌル地震」) に備えて、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、必要に応じて避難指示を発令する必要がある。

過去に、こうした津波地震による被害を受けたことのある地域にあっては、過去の地震動の大きさと津波発生の有無、その被害の大きさ等を調査、検討し、必要に応じて避難指示を発令する際の判断の目安を立てておくことが大切である。

(3) 法令の規定により自ら災害に関する警報をした場合とは、災害により津波に関する気象庁の警報事項等を適時に受け取ることができなくなった地の市町村長が行う津波警報（気象業務法施行令第10条）がある。

２　発令時期及び発令手順

地震の発生から、３分程度を目処に津波警報等が発表される。

津波警報等が発表された場合は、その発表を認知又は受信した直後に自動的にあるいは即座に津波警報等が発表された旨を居住者等に知らせ、避難指示を発令する必要がある。

津波の高さは５つに区分され、各区分の高い方の数値が発表される。

なお、マグニチュード８を超えるような巨大地震の場合、精確な地震の規模をすぐには把握できないため、その海域における最大級の津波を想定して、大津波警報や津波警報が発表されるが、このとき予想される津波の高さは「巨大」、「高い」という定性的な表現で発表される。その後、精確な地震の規模が確定した段階で予想される津波の高さが数値で示される。

	予想される津波の高さの区分	発表される津波の高さ	
		数値	定性的表現
大津波警報	10m ～	10m超	巨大
	5m ～ 10m	10m	
	3m ～ 5m	5m	
津波警報	1m ～ 3m	3m	高い
津波注意報	20cm ～ 1m	1m	(表記しない)

大津波警報・津波警報・津波注意報と津波の高さの区分

どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。

また、大津波警報・津波警報・津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

【避難指示の発令基準の設定例】

１～２のいずれかに該当する場合に、避難指示を発令する。

１：大津波警報、津波警報、津波注意報の発表
（ただし、避難指示の発令対象区域が異なる。）

２：停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも１分程度以上の長い揺れを感じた場合

【遠地で発生した地震や火山噴火等に伴う津波の場合の避難情報】

我が国から遠く離れた場所で発生した地震や火山噴火等に伴う津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。市町村は、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、津波警報等の発表前であっても、その内容により必要に応じて高齢者等避難の発令を検討するものとする。

近地津波の場合、避難指示の発令の遅れは、人的被害の拡大に直結する。

各市町村においては、特に、勤務時間外に津波警報等が発表された場合について、避難指示の発令の手続きや時期を再検討し、津波警報等発表後速やかに避難指示を発令できるような体制整備を図る必要がある。

避難指示の解除は、津波警報等の解除の発表に基づき行うことを原則とする。

ただし、津波予報の切り替え（例えば、大津波警報から津波警報への切り替え、津波警報から津波注意報への切り替え）に基づき、避難指示の発令対象となっている範囲（地域）を縮小する場合は、避難者がその情報を正確に把握でき、混乱なく的確な行動をとることができるように、情報伝達手段の整備等を図るとともに、日頃から、津波避難計画に定めた避難対象地域の範囲等について、十分周知徹底を図っておくことが非常に重要である。なお、津波警報等が解除され災害が発生する恐れがなくなったにもかかわらず避難指示の発令を継続している場合、公共交通機関の運行再開等に支障が生じる可能性があることを十分に理解した上で、被害が確認されない場合等には速やかに避難指示を解除することに留意すること。

３　伝達系統、伝達方法

伝達系統（伝達先、伝達手順、伝達経路等）及び伝達方法（伝達手段、伝達要領等）については、「２．６ 津波情報等の収集・伝達」を参照のこと。

しかし、サイレン音や半鐘音により、津波警報等を正確に伝達するには、それぞれの音の相違を周知し、避難者が正確に聞き分けることができる必要があるが、地震発生の緊急時において、避難者が冷静に聞き分けることには困難が予想される。

従って、サイレンや半鐘の利用にあたっては、サイレン音や半鐘音により注意を喚起した上で、同報無線や広報車等により津波警報等の発表、避難指示の発令を伝達するといった併用等を考える必要がある。

気象庁の予報警報標識規則に定める津波注意報標識及び津波警報標識については「気象庁予報警報標識規則抜粋」（P156 参考資料９）を参照のこと。

また、津波警報等発表時の避難指示の発令内容としては、「津波警報の発表による津波の危険」、「速やかな避難」、「避難指示の地域」等の内容を盛り込み、あらかじめ広報文案を作成しておく必要がある。

【参考】中央防災会議防災対策推進検討会議「津波避難対策検討ワーキンググループ報告」
（平成 24 年 7 月）

○ 住民等の避難を促すため、避難の目標となるランドマークを具体的に伝えるなどわかりやすい避難の呼びかけを行うことが有効である。また、避難指示等を命令口調で伝えるなど避難の必要性や切迫性を強く訴える表現方法や内容の検討を行うとともに、予想を超える事態に直面した時への対処方法についても考えておく必要がある。 ○ 避難勧告・指示等が解除される前に住民等が自主的に判断し浸水想定区域に戻ることが無いよう周知・徹底するとともに、避難勧告・指示等の情報が避難場所に確実に伝わるようにする必要がある。

２．８　平常時の津波防災教育・啓発

津波発生時に円滑な避難を実施するために、津波の恐ろしさや海岸付近の地域の津波の危険性、津波避難計画等について、次の手段、内容、啓発の場を組み合わせながら、地域の実情に応じた教育、啓発を継続的かつ計画的に実施する。

(1) 津波防災教育・啓発の手段・方法

(2) 津波防災教育・啓発の内容

(3) 津波防災教育・啓発の場等

津波防災教育・啓発において最も大切なことは、住民等に対して自らの命は自らが守るという観点に立って、強い揺れや弱くても長い揺れがあった場合には津波の発生を想起し、大津波警報等の情報を待たずに自らできうる限り迅速に高い場所への避難を開始することとし、率先して避難行動を取ることを徹底させることである。

また、地震による揺れを感じにくい場合には、大津波警報等による避難行動の喚起が重要であり、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難することも併せて徹底するとともに、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があることも周知する必要がある。さらに、海水浴等により海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があることを周知する必要がある。

また、地震発生直後は、積極的に津波情報を聞くようにすることについて日頃から周知する必要がある。

津波災害時においては、住民が率先避難することが基本であり、消防団員等の避難誘導等に従事する者の安全確保も避難のリーダーとして住民と一緒になって率先避難することが望ましい。そのことについては事前に住民と話し合って理解を求めておく必要がある。

※ 避難誘導等に従事する者の安全確保については、２．５、２．６の２(6)を参照

なお、市町村等は、海岸保全施設等の整備状況、最大クラスの津波に対する指定緊急避難場所等の安全性などについて、住民等に周知する必要がある。

津波避難において、住民等が是非とも認識しておく必要がある「津波に対する心得」は次のとおりである。

〈津波に対する心得〉

1	強い地震（震度４程度以上）の揺れ又は弱い地震でも長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
2	地震を感じなくても、大津波警報・津波警報・津波注意報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
3	正しい情報をラジオ、テレビ、広報車等を通じて入手する。
4	津波注意報でも海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
5	津波は繰り返し襲ってくるので、大津波警報・津波警報・津波注意報が解除されるまでは気をゆるめない。

また、家庭内で家族の安否確認方法を共有するとともに、地震発生後、速やかに避難できるように建物の耐震化、家具の耐震固定などの地震対策について啓発することが重要である。この津波に対す

る心得を絶えず住民等の心に止めておくためには、様々な機会に、多様な手段により、津波防災に関する教育、啓発を実施することが大切である。このため、次の手段、内容、啓発の場等を組み合わせながら、各地域の実情（津波災害歴の有無、海岸付近の土地利用、地域コミュニティの成熟度、社会環境の変化等）に応じて、教育、啓発を実施する。

(1) 津波防災教育・啓発の手段、方法

① マスメディアの活用・・・テレビ、ラジオ、新聞等
② 印刷物、ＤＶＤ・・・パンフレット、広報誌、ＤＶＤ等
③ インターネット・・・ホームページ、ＳＮＳ
④ 津波啓発施設・・・津波防災センター、津波資料館等
⑤ モニュメント等・・・津波記念碑、海抜・予想される津波の襲来時間や高さ・津波浸水想定区域の表示等
⑥ 学習、体験・・・ワークショップの開催、防災タウンウォッチング、防災マップづくり等

【参考】11 月５日「津波防災の日」

平成 23 年６月、津波による被害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする「津波対策の推進に関する法律」が制定された。この法律において、1854 年に発生した安政地震の津波の際、稲むらに火を付けて暗闇の中で逃げ遅れた人たちを高台に避難させて救った「稲むらの火」の逸話にちなみ、11 月５日は「津波防災の日」と定められ、国及び地方公共団体は、その趣旨にふさわしい行事を実施することとされている。

【参考】ホームページ・ＤＶＤ

■津波対策（内閣府）
https://www.bousai.go.jp/jishin/tsunami/hinan/tsunami_top.html
■津波防災のために（国土交通省）
https://www.mlit.go.jp/river/kaigan/main/kaigandukuri/tsunamibousai/index.html
■ハザードマップポータルサイト（国土交通省）
https://disaportal.gsi.go.jp/
■津波警報の発表基準等と情報文のあり方に関する提言について（気象庁）
https://www.jma.go.jp/jma/press/1202/07a/tsunami_keihou_teigen.html
■津波防災啓発ビデオ「津波からにげる」（気象庁）
https://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/tsunami_dvd/index.html
■津波防災啓発ビデオ「津波に備える」（気象庁）
https://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/tsunami_dvd_sonaeru/index.html
■地震調査研究推進本部（文部科学省）
https://www.jishin.go.jp/main/index.html
■津波災害への備え（消防庁）
https://www.fdma.go.jp/publication/movie/post-1.html

■津波から生き延びるためにー知る・行動するー（消防庁）
https://www.fdma.go.jp/publication/database/database005.html
■津波避難に係る啓発ＤＶＤ
「あなたの街からはじめよう！～地域で取り組む津波避難対策～」（消防庁）
https://www.fdma.go.jp/publication/movie/post-2.html

【参考】高知県津波避難計画策定指針（平成 25 年 12 月）抜粋

【津波から命を守るためのポイント】

1.まずは揺れから身を守る

南海トラフ地震の特徴は、大きな揺れが長く続くことです。揺れによってけがをしてしまうと、迅速な避難行動がとれなくなるだけでなく、救援者が必要となる場合もあります。他の人を助けるためにも、まず自分の安全を図ることが重要です。

その１　すぐやろう、住宅耐震化と家具の転倒防止。

室内でけがをせず、迅速に外に出て避難するために、住宅の耐震化と家具の転倒防止は必ず行います。

その２　あっ、揺れだ。大事な頭をまず守ろう。

室内にいる場合は、丈夫なテーブルや机の下に避難します。屋外にいる場合は、落下物に注意し、かばんなどの持ち物で頭を守り、安全な場所に移動します。

その３　足元注意、ガラスを踏めば要救護者。

避難を焦って、ガラスが飛散した室内を歩くのはとても危険です。また、地震の後は瓦礫が散乱した道を避難しなければなりません。寝室にも履物を用意しておくことが大切です。

2.とにかく早く少しでも高いところへ

津波は、高知県の場合、早いところでは３分程度で海岸線に到達します。また、陸上では、100ｍを 10 秒程度で進む速度があり、津波を確認してから逃げ始めたのでは、逃げ切れません。とにかく早く逃げることが大切です。

その４　揺れたら逃げろ、全力で。

津波から命を守るためには、迅速に逃げることが最も大切です。強い揺れだけでなく、長いゆっくりとした揺れが続いた場合も、津波が発生する可能性がありますので、直ちに避難を開始します。避難にあたっては、「自分は大丈夫」、「ここまで来ればもう大丈夫」と思うことなく、そのときできる最善の避難行動をとることが大切です。

その５　何かする、その遅れが命取り。

離れている家族の安否を確認したり、津波警報を確認したりしている間にも津波は進んできます。強く長い揺れを感じたら、すぐに避難を開始することが大切です。いざという時、家族の安否確認に時間をとられることのないよう、日ごろから家族で話し合い、ルール作りを行っておきます。

その６　浸水想定にとらわれるな。

公表されている津波浸水に関する想定は、あくまで想定される地震が起きた場合の浸水の状況を予測したものでしかありません。東日本大震災では、従前の津波浸水予測図の内側（浸水が予測される）の地域よりも、外側（浸水が予測されない）の地域で多くの方が亡くなっているという報告もあります。想定外のないことを念頭においた津波浸水予測であっても、それ以上の津波が発生しないとは言えません。想定を過信することなく、より安全なところに避難を行うことが大切です。

３.みんなを救う率先避難

状況を確認し、誰かが避難しているのを見たら避難しようという人もいます。この人たちを救うためには、「津波が来るぞ！」と呼びかけながら避難する率先避難者が必要です。過剰な避難は許されますが、避難の遅れは死につながります。一人のとっさの判断が、多くの人の命を助けます。

その７　率先避難がみんなを救う。

津波の規模が小さかった場合、避難を呼びかけた人が非難されることがあるかもしれません。しかし、そのような声をあげる人は、命が助かったから言えることです。みんなの命を救うためには必要な避難と割り切り、過剰とも思われるくらい、率先避難を行う勇気が必要です。

４.もどる前には安全確認

津波は長い時間繰り返し襲ってきます。第一波よりも第二波や第三波が大きいこともあります。警報が解除されるまでは絶対にもどらないことが重要です。

その８　繰り返し、しつこく襲う大津波。

津波は繰り返し襲ってきます。命よりも大切なものはありません。自己判断せず、ラジオ等を通じて正しい情報を入手し、津波に関する警報等が解除されるのを待ってもどるようにします。

５.津波から避難する方法を考えることがすべての始まり

いざという時には、普段やっていることしかできません。とっさに避難するためには、津波避難計画を作りながら、避難方法について、家族や地域で考え、実際に避難訓練を行っておくことが必要です。

その９　逃げよう、地域で決めた避難場所。

津波への対処方法を家族や地域で共有しておくことで、短時間で避難することができるようになります。地域で、津波からの避難方法をしっかりと話し合うことで、お互いの信頼関係も高まり、いざという時の力になります。

その 10　絆深める避難訓練。

公表されている被害想定は、あくまでもシナリオの一つでしかありません。津波避難場所や避難経路の整備、住宅の耐震化等を進め、住民の避難意識が高ければ、犠牲者を大幅に減らすことができます。震度７に達する大きな揺れの後、落ち着いて物事を考え、行動することは難しいと考えられます。このような混乱の中でも、迅速に避難を行うためには、地域の住民全員が声を掛け合い、助け合うことが重要です。このためには、訓練を繰り返し行い、地域の絆を高めておくことが大切です。多くの住民が積極的に訓練に参加するとともに、訓練の結果をもとに見直しも行いながら、より実効性の高い避難計画を作り上げます。

(2) 津波防災教育・啓発の内容

① 過去の津波被害記録・・・古文書、伝承、津波被災者の体験談等による過去の津波被害

② 津波の発生メカニズム・・・津波発生メカニズム、速さ、高さ、継続時間等の基礎知識

③ ハザードマップ・・・津波浸水想定区域、指定緊急避難場所等を表す地図の内容及び読み方

④ 津波避難計画の内容・・・大津波警報・津波警報・津波注意報、津波情報の伝達、避難指示、指定緊急避難場所、避難路等

⑤ 日頃の備えの重要性・・・訓練参加、所在地（家庭・学校、勤務先等）ごとの指定緊急避難場所の確認、家庭内で家族の安否確認方法を共有、建物の耐震化、家具の耐震固定等

⑥ 大津波警報・津波警報・津波注意報・・・大津波警報・津波警報・津波注意報、津波情報の内容と取るべき対応、留意事項等

(3) 津波防災教育・啓発の場等

家庭、学校、地域社会（自主防災組織、町内会、婦人会、青年団等)、事業所等において実施する。

地域社会や事業所において津波防災教育・啓発を行うためには、津波の知識や防災の経験を有した者が過去の災害の脅威や体験談等を語り継ぐ機会を定期的に設けることが大切であり、こうした人材の育成が重要である。消防・防災行政や消防団又は水防団の経験者、婦人防火クラブ・自主防災組織等のリーダー、防災ボランティア、事業所等の防災担当者等に対して、津波避難に関する講習会等を実施し、地域社会や事業所において津波防災教育・啓発の核となる人材を養成する必要がある。

また、幼年消防クラブの活動など、幼年期からの防災教育が重要である。

２．９　避難訓練

津波避難訓練の実施にあたっては、次の点に留意しながら実施するとともに、各々の地域の実情に応じた訓練体制、内容等を検討する。

(1) 避難訓練の実施体制、参加者

・実施体制

・参加者

(2) 訓練の内容等

・大津波警報・津波警報・津波注意報、津波情報等の収集、伝達

・津波避難訓練

・津波防災施設操作訓練

・津波監視・観測訓練

訓練を継続的に実施し、津波浸水想定区域や避難路・避難経路、避難に要する時間等の確認、水門や陸閘等の点検等を行うことは、いざというときの円滑な津波避難に資するだけではなく、防災意識の高揚にもつながるものであり、少なくとも毎年１回以上は、津波避難訓練を実施することが大切である。また、訓練の成果や反省点を津波避難計画等に反映させることが重要である。
津波避難訓練の実施にあたっては、次の点に留意しながら実施する必要がある。

(1) 避難訓練の実施体制、参加者

・実施体制

住民組織、社会福祉施設、学校、医療施設、消防本部、消防団、水防団に加えて、漁業関係者、港湾関係者、海岸付近の観光施設・宿泊施設の管理者、ボランティア組織等の参画を得た地域ぐるみの実施体制の確立を図る。

・参加者

住民のみならず、観光客、釣り客、海水浴客等の外来者、漁業・港湾関係者、海岸等工事関係者等の幅広い参加を促すとともに、要配慮者や観光客等の避難誘導等の実践的な訓練が可能となるように参加者を検討する。

(2) 訓練の内容等

津波被害が発生する地震を想定し、震源、津波の高さ、津波到達予想時間、津波の継続時間等を想定し、想定津波の発生から終息までの時間経過に沿った訓練内容を設定する。その際、最大クラスの津波やその到達時間を考慮した具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める必要がある。

また、実施時期についても、夜間、異なる季節等を設定し、各々の状況に応じて円滑な避難が可能となるように避難体制等を確立する必要がある。

訓練の第一の目標は、実際に避難を行い避難ルートを確認したり、情報機器類や津波防災施設の操作方法を習熟すること等であるが、想定されたとおりの避難対策が実現可能か否かを検証する場でもある。訓練結果を検証し、課題の抽出、整理、解決を図り、次の訓練につなげるとともに、各地域における津波避難計画に反映していくことが大切である。一方で、参加しやすい日時を設定す

る、多世代の参加が期待できる学校と地域が連携した訓練を計画する、準備段階から住民も参加する等、住民の積極的な訓練参加を促す工夫等も大切である。

訓練内容については、次のような事項が考えられる。

・大津波警報・津波警報・津波注意報、津波情報等の収集、伝達

初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認、操作方法の習熟の他、同報無線の可聴範囲の確認、住民への広報文案の適否（平易で分かりやすい表現か）等を検証する。

・津波避難訓練

避難計画において設定した避難経路や避難路を実際に避難することにより、ルートや避難標識の確認、避難の際の危険性、避難に要する時間、避難誘導方法等を把握しておく。歩行困難な者にとっては、最短距離のルートが最短時間のルートとは限らない。場合によっては民有地等を避難する必要があり、地域社会の中で理解を得ておく必要がある。また、夜間訓練等の実施により街灯等の確認も必要である。なお、実際の指定緊急避難場所への訓練が望ましいが、事情により実際とは異なる場所への避難訓練を行う場合には、本来の指定緊急避難場所の周知を十分に行う必要がある。また、（津波以外の災害を想定した）海岸の近くにある指定避難所が津波災害の場合には被災することが考えられるため、より安全な指定緊急避難場所を目指す必要があることについて周知を図る必要がある（「指定緊急避難場所」と「指定避難所」の峻別）。

・津波防災施設操作訓練

①誰が、何時、どの様な手順で閉鎖操作等を実施するのか。②津波予想到達時間内に操作完了が可能か。③地震動等により操作不能となった場合の対応はどうするのか等、現実に起こりうる想定の中で訓練を実施する。その場合、津波到達時間が短い場合には、退避を優先することなど、操作者の安全確保に特に留意する必要がある。

・津波監視・観測訓練

監視用カメラ、検潮器等の津波観測機器を用いた、津波監視の方法の習熟、高台等の安全地域からの目視、監視観測結果、災害応急対策への活用等について訓練を実施する。なお、東日本大震災では高さ 40m程度まで津波が遡上したことなどから、目視による監視の危険性を十分考慮する必要がある。

２．10　その他の留意点

＜観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策、要配慮者**の避難対策＞**

1　観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策を定めるにあたっては、次の点に留意する必要がある。 (1) 情報伝達 (2) 施設管理者等の避難対策 (3) 自らの命を守るための準備 (4) 指定緊急避難場所の確保、看板・誘導標識の設置 (5) 津波啓発、避難訓練の実施 2　避難行動要支援者を含む要配慮者の避難対策 津波避難において要配慮者の避難対策を定めるにあたっては、情報伝達、避難行動の援助及び施設管理者等の避難対策に留意するとともに、要配慮者のうち自ら避難することが困難である避難行動要支援者については、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参照し、市町村において避難行動要支援者名簿に基づく個別避難計画の作成等を進めておくことが重要である。 (1) 留意点 (2) 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針

1　観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策については、次の点に留意しながら策定する必要がある。

(1) 情報伝達

観光施設、宿泊施設等の施設管理者がいる場合には、施設管理者への同報無線の戸別受信機の設置等により伝達手段を確保するとともに、利用客への情報伝達マニュアル（何時、誰が、何を（文案作成）、どの様に（館内放送等の伝達手段）伝達するか）を定めておく必要がある。

また、屋外にいる者に対しては、同報無線の屋外拡声器、サイレン、旗、電光掲示板等により伝達するとともに、海水浴場の監視所、海の家等へ情報収集機器（ラジオ、戸別受信機等）や情報伝達機器（拡声器、放送設備、サイレン）を配備するとともに、利用客への情報伝達方法や避難誘導方法等を定めたマニュアルを作成しておく必要がある。

(2) 施設管理者等の避難対策

海岸沿いの観光施設、宿泊施設にあっては、原則として観光客等を指定緊急避難場所へ避難させる必要がある。しかし、避難が間に合わないような場合は、耐震性のあるＲＣ構造等であれば、津波の想定浸水深相当階の２階上以上（想定される浸水深が２ｍの場合は３階以上、３ｍの場合は４階以上）又は、基準水位以上（津波浸水想定が設定されている場合）の室内に避難誘導した方が安全な場合もある。また、逃げ遅れた避難者が施設内に避難してくることも考えられる。従って、こうした施設の管理者等は、市町村や地域住民等が定める津波避難計画との整合性を図りながら、自らの津波避難計画を策定する必要がある。

また、市町村や地域の津波避難計画を策定するにあたっては、こうした施設の管理者等の参画も得ながら、地域ぐるみでの計画策定が重要である[9]。

[9] 港湾における津波避難対策については、国土交通省港湾局において平成 25 年９月に「港湾の津波避難対策に関するガイドライン」が策定されている。

(3) 自らの命を守るための準備

津波注意報の場合、津波の高いところで１ｍ程度が予想されるが、海水浴客や釣り客等は海岸からの避難が必要である。大津波警報・津波警報・津波注意報や津波情報を入手するためのラジオ等の携帯、釣り客等は救命胴衣の着用等を心がける必要がある。

(4) 指定緊急避難場所の確保、看板・誘導標識の設置

観光客等（観光客、外国人、海岸・港湾工事現場での就労者など）の地理不案内で津波の認識が低い外来者に対しては、海抜・津波浸水想定区域・具体的な津波襲来時間や高さの表示、避難方向（誘導）や指定緊急避難場所等を示した案内看板等の設置が必要である。なお、指定緊急避難場所等については、可能な範囲でＪＩＳ・ＩＳＯ化された津波に関する統一標識の図記号を用いることとする。

また、逃げ遅れた避難者が避難する高台の設置、近隣の宿泊施設等の津波避難ビル設定及びその表示等も必要である。

※「津波に関する統一標識」（P178 参考資料 19）を参照。

(5) 津波啓発、避難訓練の実施

津波に対する心得や当該地域の津波の危険性、指定緊急避難場所等を掲載した啓発用チラシを釣具店や海の家、海水浴場の駐車場等において配布するといった取組、チラシに限らず包装紙や紙袋等への印刷といった工夫、ホームページによる広報やスマートフォンを活用した啓発など、関係業者等を含めた取組が重要である。

また、避難訓練にあたっては観光客等参加型の訓練が必要であり、海水浴シーズン、観光シーズン中に訓練を実施する必要がある。

※津波啓発や避難訓練の留意点については、２．８及び２．９を参照。

2 避難行動要支援者を含む要配慮者の避難対策

(1) 留意点

災害対策基本法第８条第２項第 17 号に定義する要配慮者については、次の点に留意しながら避難対策を検討することが重要である。

ア　情報伝達

同報無線や広報車による伝達の場合、あらかじめ平易な言葉で、分かりやすい広報文案を定めておくことが大切である。また、大津波警報・津波警報・津波注意報発表の際のサイレン音、半鐘等についても啓発が必要である。

一方、聴覚障がい者や外国人に対しては、近隣者の支援が必要であり、今後、市町村としては、自主防災組織等を通じた情報伝達の必要性を重視し、地域コミュニティ、福祉関係団体、地元のボランティア等に対する情報伝達手段の確保を図る必要がある。

イ　避難行動の援助

行動面で避難に支障をきたすことが予想される者にあっては、近所の住民や自主防災組織、ボランティア等の支援が必要不可欠であり、日頃から地域のコミュニティ、福祉・ボランティア団体等との連携を図り、組織的な支援体制を確保する必要がある。また、避難方法は原則として徒歩であるが、場合によっては自動車等の使用も検討する必要がある。

※自動車による避難については、「２．３．３　３避難の方法」を参照のこと。

また、津波の到達時間・高さ、建物の耐震性、安全な指定緊急避難場所までの距離等にもよるが、無理をして避難するよりも自宅や近隣のビル等の上階に避難した方が安全な場合も考えられる。

「津波高と被害程度」（P157 参考資料 10）をみると、津波高２ｍ（地面から測った浸水深）未満の場合は、建物の耐震性等にもよるが、木造家屋は部分破壊にとどまり、また、鉄筋コンクリートビルは４ｍ程度の津波には「持ちこたえる」とされている。

こうした知識も緊急かつやむを得ない場合の対応の一つとして、自らの命を守るために身につけておく必要がある。

要配慮者に対する個々の具体的な避難行動の援助等については、地域ごとの津波避難計画において、地域の実情に応じて各々の地域や家族単位で、あらかじめ定めておく必要がある。

ウ　施設管理者等の避難対策

社会福祉施設、学校、医療施設、地下街等のうち、円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものについては、津波に関する情報、予報又は警報の発表及び伝達に関する事項をあらかじめ定めておく必要がある。また、これらの施設の所有者又は管理者は、同施設の防災体制や利用者の避難誘導、避難訓練、防災教育等を定めた避難確保計画を策定する必要があり、市町村は助言等を通じて必要な支援を行うことが重要である。

(2) 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者については、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和３年５月改定）を参照し、市町村において避難行動要支援者名簿に基づき個別避難計画の作成等を進める必要がある。なお、本取組指針においては、避難行動要支援者に関する情報伝達の留意点や避難訓練の実施等についても示されているため、併せて参照すること。

避難行動要支援者名簿：避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するもの
① 氏名、② 生年月日、③ 性別、④ 住所又は居所、⑤ 電話番号その他の連絡先、⑥ 避難支援等を必要とする事由、⑦ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

個別避難計画：避難行動要支援者名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画

２．11　津波避難計画の自己評価（評価チェックリスト）

1　津波浸水想定区域図の作成		チェック
①津波浸水想定の設定の手引きに基づき設定		
2　避難対象地域の設定		チェック
①被害の予測	陸上への遡上により住民等の生命・財産等に被害が発生することが予想されるか	
②避難対象地域の設定	１、２－①に基づき避難対象地域を設定	
③住民等の理解	避難対象地域の設定にあたり住民等の理解は得られているか	
3　避難困難地域の設定		チェック
①津波到達予想時間の設定	津波浸水シミュレーション結果等から到達時間を設定	
②避難目標地点の設定	津波浸水想定区域外に最短時間で到達できる避難目標地点を設定	
③避難路等の指定・設定	避難目標地点へ最短時間で到達できる避難路、避難経路を指定・設定	
④避難可能距離の設定	①、②、③及び歩行速度から、津波到達時間内に避難可能な距離（範囲）を設定	
⑤避難困難地域の抽出	避難可能距離（範囲）から外れる津波浸水想定区域を避難困難地域として抽出	
⑥訓練等による検証	訓練等により、津波到達予想時間内に避難が可能か否かの検証	
4指定緊急避難場所等の指定・設定		チェック
①指定緊急避難場所の指定	市町村が指定しているか	
	安全性は確保されているか	
	指定避難所と区別されているか	
	機能性は確保されているか	
②避難目標地点の設定	住民（自主防災組織等）が設定しているか	
	安全性は確保されているか	
③津波避難ビルの設定	市町村が設定しているか	
	安全性は確保されているか	
	機能性は確保されているか	
5　避難路、避難経路の指定・設定		チェック
①避難路の指定	市町村が指定しているか	
	安全性は確保されているか	
	機能性は確保されているか	
②避難経路の設定	住民（自主防災組織等）が設定しているか	

	安全性は確保されているか	
③避難方法の検討	徒歩による避難が可能か	
	徒歩以外の方法による避難が検討されているか	
6　初動体制（職員の参集等）		チェック
①職員の参集基準の設定	津波注意報が発表された場合	
	津波警報が発表された場合	
	大津波警報が発表された場合	
	強い地震を観測した場合	
②職員参集連絡手段の確保	テレビ、ラジオ等で認知した場合は自動参集	
	携帯電話等の連絡手段の確保	
7　避難誘導等に従事する者の安全確保		チェック
①避難誘導等に従事する者の安全確保	津波到達予想時間等を考慮した退避ルールを確立しているか	
	無線等の情報伝達手段を備えているか	
	ライフジャケットの着用を検討しているか	
	庁舎及び職員等の安全確保対策は検討されているか	
	耐震性、電源対策、浸水対策は検討されているか	
8　津波情報の収集・伝達		チェック
①津波情報の収集	津波警報等の受信体制は確保されているか(特に勤務時間外)	
	津波警報等の受信手段、経路等を職員が認識しているか	
②津波観測・監視の実施	職員等の監視体制は確保されているか	
	職員の津波観測機器の操作習熟、観測データの意味等の理解が十分か	
	津波観測・監視結果の活用方法が決まっているか	
	職員等の安全確保対策は検討されているか	
③津波情報の伝達	何を、何時、誰に伝達するか（伝達系統）	
	どのように（伝達方法）伝達するか	
	広報文案等は作成されているか	
	Ｊアラートにより自動起動して伝達できるか	
	勤務時間外の伝達体制は確保されているか	
	同報無線による伝達は十分か	
	伝達手段の多様化が図られているか	
	庁舎及び職員等の安全確保対策は検討されているか	
	耐震性、電源対策、浸水対策は検討されているか	
	放送事業者との協力関係は構築されているか	
9　避難指示の発令		チェック
①発令の基準	気象庁の津波警報等が発表された場合 （TV 等により認知、津波警報等の通知時点か）	

	強い揺れ、ゆっくりとした揺れを感じた場合	
	津波警報等の通知が届かなかった場合の対応	
	避難指示を出す地域（避難対象地域）は定めているか	
②気象庁の津波警報等により避難指示を発令する時期	自動発令となっているか	
	上司の判断後の場合、迅速な発令が可能な体制か	
	上司不在、勤務時間外の対応は十分か	
③発令の手順	津波警報等を誰が何により認知又は受信し、どのように発令するか	
④住民等の情報の受け手に応じた伝達手段の多種・多様化	同報無線、サイレン、半鐘、広報車、有線放送、コミュニティＦＭ、緊急速報メール等	
	避難指示を行った地域をホームページ等で公表しているか	
⑤観光客等の伝達手段の確保	海水浴客、観光客、釣り客等への伝達手段は確保されているか	
⑥発令文の内容	発令文の雛型は作成されているか	
	都道府県、気象台との連絡体制（ホットライン）は構築されているか	
10 平常時の津波防災教育・啓発		チェック
①津波防災教育・啓発の手段	多様な手段により実施しているか	
②津波防災教育・啓発の内容	パンフレット等の内容の充実を図っているか	
	ハザードマップ、津波避難計画等を公表しているか	
	ホームページ等により啓発しているか	
③津波防災教育・啓発の場	地域社会や事業所等で教育・啓発活動が実施されているか	
	教育・啓発の拠点となる施設や人材の確保がなされているか	
11 避難訓練		チェック
①実施回数	毎年実施しているか	
②実施体制	地域ぐるみの実施体制が確保されているか	
③参加者	観光客、海水浴客等の参加を得ているか	
	社会福祉施設、学校、医療施設等の参加を得ているか	
④訓練結果の検証、避難計画への反映	訓練結果の検証を行っているか	
	避難計画に反映される仕組みとなっているか	
⑤訓練内容の工夫	夜間訓練、津波防災施設の操作等訓練の工夫、見直しを行っているか	
12 その他の留意点		チェック
①観光客、海水浴客等の避難対策	多様な情報伝達手段を確保しているか	
	避難対策について観光施設、宿泊施設等の管理者との協力体制は確保されているか	

	避難案内標識、誘導標識等の設置は十分か	
	看板、パンフレット、ホームページ等による啓発が十分か	
②避難行動要支援者を含む要配慮者の避難対策	視聴覚障がい者、外国人等への情報伝達方法が確保されているか	
	社会福祉施設、学校、医療施設等への情報伝達に関する事項が定められているか	
	地域ぐるみの避難行動支援が確保されているか	
	避難行動要支援者名簿の更新サイクルや仕組みを構築し、最新の状態に保っているか	
	避難行動要支援者について、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針を参照し、避難行動要支援者名簿に基づき個別避難計画の作成等を進めているか。	